

337
A32



0028025000

0028025-000

337.83-A32ウ

支那事変下の物価政策概観

明石照男・著

明石照男

昭和18

ADH

337.83
A32

支那事變下の物價政策概観

正誤表

| | 正 | 誤 |
|-----|------|--------|
| 五頁 | 六行 | 一九三二年頃 |
| 一八〇 | 三 | 爲替及信用狀 |
| 四〇 | 三 | 其他ノ點 |
| 六二 | 一 | 賣情 |
| 六五 | 三 | 斡旋 |
| 六九 | 六 | 時難 |
| 七〇 | 五 | 公定價格 |
| 七七 | 七 | 市價 |
| 九八 | 九 | 公定價格 |
| 一一〇 | 終カラ一 | 關令 |
| 一三〇 | 一 | 高低程よく |
| 一四六 | 終カラ一 | 作業衣 |
| 一六一 | 終カラ二 | 仲賣人 |
| 一七八 | 七 | 購買力 |
| 一七九 | 三 | 果效 |

正

誤

一九三二年頃

一九三二年頃

爲替及信用狀

爲替及信用狀

其他ノ點

其他の點

賣情

賣情

斡旋

斡旋

時難

時難

公定價格

公定價格

市價

支價

公定價格

公定價格

關令

各關令

高低程よく

斯くの如く

作業衣

動作業衣

仲賣人

仲賣人

購買力

購買力

果效

果效

337.83
A32



支那事變下の物價政策概観

明石照男

小松謙助寄贈本

序 言

第一章 支那事變勃發以前の物價政策

第二章 支那事變勃發より中央物價委員會成立迄の物價政策

第三章 「輸出入品等臨時措置法」等に依る物價統制

第四章 「物價統制大綱」と「物價統制實施要綱」

第五章 所謂九・一八物價停止と其後

第六章 物價委員會の改組と其後

〔附言〕 日滿支物價政策の聯關

結 語

支那事變下の物價政策概観



序 言

抑々物價問題の解決は我が戦時經濟政策の根幹を成してゐる。眞に適當なる物價基準を確保し得ず、之が奔騰を制御し得ざるに至つては、事變目的達成を中心とする一切の國策は其樞軸を失ひ、國民の忍耐と努力とは遂に全く水泡に歸する虞なしとしない。ここに於て政府は事變勃發以來物價問題に對しては少からぬ關心を拂ひ、其統制策も漸次廣汎且強力を加へ來つたのである。併し乍ら戦争遂行に伴ふ財政の膨脹とインフレイション、生産力擴充の急務と努力の涸渇、輸入力確保増進の爲の所謂飢餓輸出と國內及び滿支向資材の不足、軍需資材の優先的供給確保と民需に對する壓迫等、幾多のいはゞ理論的内部的矛盾困難の外に、或は電力石炭等の不足、或は歐洲戰亂勃發に伴ふ國際的物價高等のいはゞ偶發的的外部的事情迄が絡み合つて、物價の統制は益々困難を加へたのである。勿論物價の統制は單に直接に物價現象のみを規制するだけでは其目的を達し得ない。蓋し眞に「物價統制大綱」の説く如く、物價は財政經濟の凡ゆる部面と密接なる相

975
141

互關聯を有し、其綜合點として現れるものであり、根本的には物資の生産配給消費其他財政經濟の全分野に對する綜合的調整が行はねば、本格的な物價統制は到達し得ないのである。政府としても直接的物價對策以外に、資金、貿易、爲替、勞働、税制、物資の生産、配給、消費から國民精神運動に至る迄、凡ゆる方面に對し戦時經濟運行上有效なるべき措置を採り、之等の對策の多くは程度の差こそあれ、何等かの意味に於て物價の動きに影響を及ぼしてゐるし、又民間當業者の自治的統制、産業團體の指導的運動、國民大衆の自覺的措置等も物價奔騰の抑制に役立つてゐるのである。併し之等總てに互つて一々詳述することは煩に堪へず、又極めて困難であるから、本論に於ては主として政府の直接的物價統制策の展開を中心として論じ、其他に就いては特に必要缺くべからざる場合に限り言及することとした。従つて爲替管理及び貿易管理の強化、輸出入品等臨時措置法に基づく諸物資の使用制限、資金調整法の運用、勞務統制等、物價問題に重要な影響を有する諸對策に就いても、或は極めて簡単に觸れるに止め、或は全く之に觸れなかつたものもあるが、而も尙事變下に於ける物價統制過程を大觀するには略々支障無きものと考へる。惟ふに支那事變は勃發以來既に三年有餘、幾多の紆餘曲折を経て

今日に到つて居るが、而も世界新情勢の展開によつて前途の見透しは何人にも判明せず、寧ろ更に一層波瀾の重疊するものあるを思はせる。故に物價問題に關する此小論文も亦今後の對策に就いては一切觸れぬこととして、唯過去三ヶ年間の推移に處して學ぶべき何物かを把握するに止めんとした。又過去の政策の或部分に就いては筆者の友人及び筆者自らが關與したるものも尠少ならず、従つて其批評は極めて簡略として、讀者の判斷に待つ態度を採つたので、或は單なる政策の記録に墮したことの憾なしとしない。又此等政策の結果とも見るべき所謂關取引其他裏面の事情に觸れなかつたから、何となく隔靴搔痒の感があるのは「概観」の「概観」たる所以として已むを得ざる次第である。

第一章 支那事變勃發以前の物價政策(昭和十一年十月—昭和十二年七月)

少しく事變以前の物價に就いて考察するに、昭和六年末、犬養内閣が金輸出再禁止を斷行してより約一ヶ年間、我國の物價は圓價の暴落に伴ひ稍々顯著な騰勢を示した。之を日銀卸賣物價指數(明治三十三年十月—一〇〇)に見れば此間一五一・〇から一八四・六へと

昭和十一年末
騰以來の物價昂

約二二・三%騰貴してゐる。ところが其後は對米爲替は漸次恢復し、國內の生産餘力は次第に膨脹する財政的需要を略々充足し、昭和十一年上期に至る迄の物價の趨向は概して平穩順調を續け、前記物價指數に就いて見るも十一年六月は一九三・六であつて、七年末に比し僅か四・九%騰貴したに過ぎなかつた。

併し乍ら此間にあつて世界情勢は物價上昇の原因を醸成せしめつゝあつた。即ち既に一九三年二頃より軍備擴張が世界的傾向となり、それは伊太利・エタイオピア戦争、スペイン内亂問題並に之等によつて尖鋭化する所謂獨裁主義國家群と民主主義國家群との對立、極東に於ける國際不安等によつて益々激化せられ來つた。之は遂に一九三六年(昭和十一年)晩秋より翌年初にかけての金屬食料品を中心とする世界的物價暴騰として展開され、紐育及び倫敦市場に於てはブーム懸念を抱かれるといふ事態に立至つた。而して之は當然我國の物價の上にも著しい影響を與へずには措かなかつた。即ち十一年下期に至つて物價昂騰は漸く目立ち始め、時と共に其傾向は顯著となり、同年末には前記物價指數は二一四・九と上期末に比し一一%を騰げ、前途益々昂騰不可避の様相を呈したのである。斯くて吾々は現下物價政策大觀の出發點をこゝに溯つて求められるわけであ

輸入爲替取引
の制限と物價
暴騰

る。

扱て我國に於ける此物價騰貴の最も直接的な原因が海外の物價高に求めらるべきことは前述の通りであるが、更に圓爲替の先行不安、三十億圓を超える昭和十二年度豫算案の發表（十一月二十二日）等が之を激化したことも亦疑無いところである。特に軍事豫算の飛躍的膨脹は我國現下の生産力に於て之を消化し得るや否やの懸念を深め、殊更各方面の思惑需要を刺戟することとなつたやうである。而して馬場藏相は此物價高を一つの過渡的現象に過ぎざるものと認め、

「最近物價が著シク昂騰シテ來タガ、之ハ原料不足ニ因ルモノト思惑ニ基ク假需要ニ原因スルガ、現在ノ過渡的時代ニ在ツテハ已ムヲ得ヌコトデアリ、今後思惑ニヨル假需要ノ取締ハ必要デアルガ、目下企圖シテキル自治策ガ進捗スレバ多少ハ自然ニ調節サレルモノデアリ、現在デハ價格統制ノ如キ政策ハ必要デ無イト思フ」

と概して樂觀的見解を述べたが、政府は此思惑需要抑制乃至圓爲替擁護の方策として、一月七日外國爲替管理法に基づく大藏省令第一號を公布、翌日より之を實施した。即ち其の骨子は同年七月末迄の應急措置として、

(1) 一ヶ月三萬圓以下の取引其他若干の例外を除き輸入貨物決済の爲の爲替取引及び信用狀の取得を許可事項とする。

(2) 無爲替輸出代金の輸入貨物代金への充當を許可事項とする。
といふのであつて、藏相は之に關し、

「最近見越輸入ノ増加傾向ハ相當顯著トナリ之ニ伴ヒ外國爲替銀行ニ於ケル輸入爲替ノ取極メモ亦激増スルニ至ツタノデアルガ、斯様ナ状態ガ永引クトナルト本邦爲替ノ將來ニ面白カラザル影響ヲ與フルヤモ圖リ難ク考ヘラレルノデ、玆ニ臨時應急ノ措置トシテ當分ノ間輸入貨物代金ノ決済ニ關スル爲替取引ヲ許可事項トシ、且海外ニ於ケル不當ナル圓賣ヲ防止スル趣旨ヨリシテ外國爲替管理法ニ基ク大藏省令ヲ制定シ、以テ本邦爲替ノ安定ヲ圖リ現在ノ爲替水準ノ保持ヲ期セント致シタ次第デアル」

と説明した。而して之は當然諸物資の輸入を壓迫するのみならず、圓爲替の前途不安を示唆し、七月以後に於ける貿易統制の強化を暗示するものと見られ、こゝに綿絲布、人絹、毛織物、鋼材其他金屬、ゴム、木材等を中心として諸商品價格は一齊に暴騰し、特に綿絲、棉花、人絹の各地清算取引市場は一時休市の餘儀なきに立至つたのである。

斯くて物價問題に關する論議は漸く活潑となり、政界財界に少からぬ波紋を生じたの

投機思惑に對
する道義的警
告

支那事變下の物價政策概観

であるが、政府は依然物價騰貴の原因を海外の物價高竝に思惑需要に求め、特別な物價對策の必要を認めなかつたものの如く、議會の財政演説に於ても、

「我國内外ノ情勢ヲ顧ミマスレバ今日ハ産業貿易金融其他如何ナル經濟部門ニ屬スルヲ問ハズ、總テ眞ニ舉國一致ノ實ヲ擧ゲ、十二分ニ其機能ヲ發揮致サネバナラヌ秋デアリマシテ、此際徒ラニ投機思惑其他私利的行動ニ趨リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ阻害スルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ慎ムベキデアリマス」

と道義的警告を述べたる外、何等其對策に觸れるところが無かつた。

之を要するに昭和十一年秋より漸次目立つて來た物價昂騰の趨勢は年末から翌年初にかけて著しく激化したのが、當時の廣田内閣は之を一時的過渡的現象と見做して特別な對策の必要を認めなかつたのみならず、膨脹財政と物價騰貴との關聯に就いても未だ之を重視してゐなかつたのである。

然るに林内閣に至つて物價問題に對する見解は之と稍々趣を異にした。即ち結城藏相は就任早々之に對する關心を明らかにし、

「物價騰貴ハ今ヤ國民生活ノ重大關心事デ大藏當局ハ之ガ對策ニ努力ヲシテキルガ、暴利取締令等ノ人爲策ヲ以テ抑制スル意思ハナイ。物價騰貴ハ其根本原因ヲ除カナイ限り抑ヘ得ルモノデナク、

右ノヤウナ人爲策ハ窮局ノ手段デアアル。今迄ノヤリ方デハ公債ノ消化モ覺東ナイ状態デアルカラ、現豫算案ニ修正ヲ加ヘル必要ガアル」

と述べた。斯くて結城藏相は物價騰貴の根源を海外の物價高或は投機思惑よりも寧ろ財政の膨脹に求め、膨脹財政に斧鉞を加へることによつて自然に思惑需要をも緩和し得るとの見解に基づき、馬場豫算の歳出三十億四千萬圓の中、軍事費其他に於て約二億七千萬圓の削減を斷行し、又馬場稅制改革案に對しても少からぬ緩和を圖つた。次いで林首相は議會の施政方針演説に於て先づ「國民生活ノ安定ヲ圖ル意味カラ物價騰貴ノ趨勢ヲ抑制スルコトノ急務ナルニ鑑ミ」豫算の一部の使用を見合せたる旨を述べ、藏相も亦、

「物價ノ騰勢ハ現在世界的傾向デハアリマスガ、物價ノ不自然ナル急騰ハ産業貿易上重大ナル惡影響ヲ及ボスノミナラズ延イテハ豫算ノ施行ニモ大ナル支障ヲ來シ、尙國民生活ノ安定ヲモ害スルコト大ナルモノガアルコトハ更メテ申スマデモ無イノデアリマス。最近ニ於ケル我國物價ノ騰勢ニ關シマシテハ思惑ニヨル假需要ガ之ニ拍車ヲカケツ、アルコトハ勿論デアリマスガ、急激ナル豫算ノ増加ガ其原因ヲナセルコトモ亦否ムベカラザル所デアリマス。ソレ故政府ハ前ニモ述べマシタ如ク極力歳出ノ膨脹ヲ防止スベク努力致シタノデアリマス。元來物價騰貴ニ對スル人爲的手段ハ往々ニシテ期待ニ反スルガ如キ結果ヲ生ズルコトガアリマスカラ、寧ろ根本對策ヲ考究スル必要ガアルト

と謂つて其所信を披瀝した。

斯くて林内閣に於て物價問題は其成立當初から政策の對象として登場した限りに於て事態は廣田内閣時代より一步進んだのであるが、當時にあつては人爲的物價抑制策の如きは不必要乃至好ましからざるものとして採上げられず、其對策は單に膨脹豫算の僅少の削減を通じて心理的に市場の思惑傾向を緩和せんとするに過ぎなかつた。固より三億圓足らずの豫算使用見合せによつては物價安定の如き殆ど之を期待し難いのであるが、さりとて當時の政治情勢は到底有效なる歳出の削減を許す筈なく、右の僅少の額の使用見合せすら藏相の異常な努力の賜であつた。

此の第七十議會は豫算通過後所謂喰逃解散となつたのであるが、其間物價は前年末の日銀卸賣物價指數二一四・九から一月には二三三・三に奔騰、二月には二三〇・四と小康を得たものの、三月には再び二三九・八、四月には二四八・〇と急速な騰勢を示し、而も其猛騰振りは海外のそれを遙かに上廻る勢となつた。こゝに於て總選舉を控へた政府は物價對策を從來の如く附隨的地位に放置するの不利なるを認め、其八大政綱中に、

物資需給の調整

一、税制ノ整理、物價對策及ビ國際收支ノ改善ヲ期スルコト。國民負擔ノ均衡ヲ圖リ國家ノ存立發展ノ爲ニ必要ナル國費ノ財源ヲ涵養スル爲、中央地方ヲ通ジ税制ノ整理改革ヲ行ヒ、物價ノ投機思惑ニ依ル國內的騰貴抑制ノ方途ヲ講ジ、根本的ニ物資ノ需給關係ヲ調整スルト共ニ、原料資源ノ確保、貿易ノ伸展、海運ノ發展、移民ノ促進ニ勉メ、以テ國際收支ノ改善ヲ圖ラントス

の項を擧げ、其中に物價騰貴抑制策としての物資需給の調整を掲げるに至つたが、其意味するところは手形交換所聯合會に於ける藏相の次の如き論述に於て明らかである。

「國內的現象トシテ投機思惑等ニ因ル物價騰貴ハ抑制シナケレバナライ。其ノ方策トシテハ徒ラニ人爲的ノ手段ヲ採ルモ其效果ガ薄イカラ、眞ノ物價對策ハ生産力ヲ擴充シテ物資ノ供給ヲ潤澤ニスルニ在ル。而シテ生産力ヲ擴充スル爲ニハ多額ノ資金ト共ニ更ニ多クノ物資ヲ必要トスル。此點ニ就テハ或種ノ事業例ヘバ重工業ニ屬スル基本的事業ノ如キニ對シテハ、優先的ニ物資ノ輸入及ビ使用ヲ認ムルコトガ望マシイ。從ツテ他ノ種ノ事業、例ヘバ享樂ヲ目的トスル事業等ニ就テハ自然之ヲ差控ヘシムル結果ヲ來スコト、ナルガ、之モ國家全體ノ上ヨリ見テ或期間ハ眞ニ已ムヲ得ザルトコロデアルト考ヘル。右ノ事柄ヲ如何ナル方法ヲ以テ實行スルカニ就テハ二ツノ方面ヨリ觀察スルコトガ出來ル。即チ一ツハ供給者側ヨリスルモノデ、鐵材其他材料ノ製造者ガ之ヲ使用スル事業ヲ選擇シテ其供給ヲナスモノデアアル。又一ツハ事業家ノ方面デ今日最モ急務トスル事業ヲ起スコトニ最モ力ヲ用ヒ單ニ利益本位ニ事業ヲ計畫セヌコトデアアル。金融業者ハ金融ヲ行フニ當ツテハ投資スベキ事業ヲ國家本位ノ見地ヨリ選擇スルコトガ必要デアアル。政府ハ物價對策ニハ物資ニ對スル需

給ノ適合が根本的問題デアルト考へ、豫算ト雖モ金額ノ多寡ノミナラズ政府ノ需要スル物資ノ多少並ニ國民ノ物資供給關係ニ及ボス影響ヲモ見ル必要ガアルト考ヘルノデ、昭和十三年度ノ豫算編成ニ當ツテハ之ニ依ル物資供給ノ關係ヲモ考慮スルコトニ第一歩ヲ進メタイ考デアル

即ち物價對策は從前の思惑抑制から物資供給關係の調整に迄進展し、之が爲には物資並に資金の統制が要求されるが、政府は之を財界の自治的統制の形で行はれることを要望したわけである。

臨時物價對策委員會

更に政府は物價騰貴抑制策講究のため、民間専門家を加へた委員會を設置することに決し、五月五日臨時物價對策委員會規程並に理由書を發表し、十日其委員を囑託した。同規程に據れば「臨時物價對策委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ物價對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス」るを任務とし(第一條) 會長は内閣總理大臣、副會長は大藏、農林、商工、三大臣が之に充てられ、其他二十名以内の委員及び「特別ノ事項ヲ調査審議ス」べき特別委員は「關係各廳高等官及學識經驗者中ヨリ内閣ニオイテ之ヲ命ジ又ハ囑託ス」るのであるが、其設置理由は次の如く述べられてゐる。

「近時ニオケル我國ノ物價ハ世界的物價騰貴ノ影響ト國內的原因ト相俟ツテソノ趨勢著シキモノアリ、

コノ趨勢ヲ放置スルニ於テハ國民生活ノ不安ヲ激成スルハ素ヨリ、政府ハソノ豫算殊ニ軍需關係豫算ノ施行上甚シキ困難ニ逢着スベク、更ニ國內物價ノ昂騰ハ輸入増加ヲ誘致スルト共ニ輸出ノ伸張ヲ阻止シ、以テ國際貸借ヲ惡化セシメ、延テハ我國産業經濟ノ健全ナル發達ヲ阻碍スルノ虞ナシトセズ、依ツテ政府ハ速カニ物價騰貴ノ原因ヲ究明シ、之ニ對スル有效適切ナル對策ヲ樹立シ、以テ非常時局ニ對スル國策ノ遂行上遺憾ナキヲ期セザルベカラズ、而シテ之ガ爲ニハ關係各廳官吏ノ外學識經驗アル者ヲ以テ委員會ヲ組織シ、慎重審議ヲ爲スノ要アルニ由ル。」

即ち政府は膨脹財政を物價騰貴の主因と認めつゝも其有效なる削減を斷行し得ざる以上、或程度の人爲的抑制策も避くべからざるところとなし、其調査審議のため民間の學識經驗者を含む委員會を設けたのであつて、固より膨脹財政處理に關する論議をも拒まないが、其主要目的は特殊なる物價對策の考究に在つた點は明らかである。併し乍ら政府として直ちに強權的な物價抑制策を企圖してゐたわけでは無いのであつて、それは第一回會合(五月十八日) 後語つた結城藏相の次の言葉からうかゞひ得るであらう。

「物價對策小委員會ヲ設ケテ審議シテユク方法ハ甚ダ悠長デアルガ、物價騰貴ノ原因ハ極メテ複雑デ其對策モ頗ル廣範圍ニ亘ラナケレバナラヌ。從ツテ一般的ナ經濟政策トモ關聯シテ恐ラク委員會カラ重要ナ經濟政策ガ生ジテ來ルダラウ。今後ハ當然豫算即チ軍事費ノ問題ニモ觸レテ來ルダラウ。

勿論我國トシテハ國防ハ第一義ニ考ヘナケレバナラヌ問題デアリ、而モ軍事費ノ膨脹ハ世界的デア
ルガ、物價對策ヲ講究シテユク際ニコレニ觸レヌ譯ニハユカヌカモ知レヌ。物價對策ニハ勿論價格
公定ノ如キ強權的手段ヲ避ケ、所謂大乗的統制ヲ行フ方針デアル。之ハ各委員ノ一致シタ意向ダ。
會社ノ配當抑制ノ如キ全ク問題ニナラヌ。」

而して第二回會合（五月二十八日）に於て、

- 1 物價騰貴の原因、其一般的對策、行政財政に關する事項
- 2 鐵其他金屬及び石炭に關する事項
- 3 生活必需品に關する事項
- 4 動力運賃其他配給に關する事項
- 5 物價騰貴の結果少額所得者（下級官吏、勞働者、農民）の生活に及ぼす影響に關する事項
- 6 貿易、關稅、爲替に關する事項

の六小委員會が設置され、物價對策の講究が漸く緒に就かんとせるまゝ林内閣は總辭職した。

第一次近衛内閣の賀屋藏相は國防充實、國民生活安定の基調として（1）國際收支の適合、（2）生産力の擴充、（3）物資の需給適合の所謂財政經濟三原則を樹立し、之によつて國力の培養を圖り、特に物資の需給適合を以て其最重點をなすものと認め、物價に就いては前述三項目の計畫が確立され、ば自然解決がつくものとして、物價問題に對し略々前藏相と軌を一にするが如き見解を發表した。併し乍ら賀屋藏相が上述せる財政經濟三原則は國民經濟に計畫性を與へる意圖の下に遂行すべきであると主張した點は特に重要視する必要がある。但し斯く言ふも所謂統制經濟とは異なり、個々の行爲に人爲的統制を加へる積りは無く、人爲的統制を加へねばならぬ場合も之を最小限度に止め度き旨を述べ、吉野商相も亦商工行政は經濟現象に追隨すべきものであり、物資の需給問題にしても徒らに統制を喧傳せず、滿洲及び我國の勢力範圍に在る資源の實情や其活用方法等の根本に遡つて工夫を凝らすことが先決問題であると論じ、何れも強權的な統制經濟政策に對しては否定的な見解を示してはゐるが、物資需給の調節の基本方針を中心として或程度の計畫性、人爲的統制を加ふべきことが、ともかく公然と採上げられたのであつた。

第一次近衛内閣は前内閣から引継いだ臨時物價對策委員會を新たに、

- 1 鐵其他の重要金屬に關する事項
- 2 石炭、動力、運賃等に關する事項
- 3 生活必需品に關する事項

の三小委員會に整理し、各項目に就き研究を行はしめることとしたが、此頃になると日本商工會議所、東京商工會議所、貴族院公正會、政友會、民政黨、社會大衆黨など、財界政界各團體に於て夫々物價問題に關する調査研究乃至見解の發表を試みるに至つた。纏て六月末發表された昭和十三年度豫算編成方針に於て、

物の豫算

- 1 既定經費に於ては物價騰貴の影響を蒙る場合に於ても該經費自體の節約に依り賄ひ増額せざることに努める。
- 2 概算要求に伴ふ物資の需要に就いては出來得る限り正確なる見積をなし物資需要調査を提出する。

ことが要求せられ、一方に物價騰貴を理由とする既定費の膨脹を抑へると共に、他方政府の需要物資の正確なる見積即ち所謂「物の豫算」を編成し、前記財政經濟三原則の遂

行を確保せんとしたのであつて、此點に就き政府は

「現下我國内外ノ情勢ニ顧ミ國防並ニ國民生活ニ關スル諸方策ニシテ實施ヲ要スベシト認メラル、事項甚ダ多ク、之ガ爲メニハ結局必要ナル各般ノ物資ニ對スル需要ノ増加スル傾向アリ、而シテ之等物資ノ供給ハ國內生産ト海外輸入トニ俟ツノ外ナキモノナルヲ以テ、各種施設ノ實現モ自ラ右兩者ニ依ル物資供給ノ限度ニ制約セラル、コト、ナルベシ。故ニ出來得ル限り多クノ施設ヲ實現セントスレバ、先ヅ國內生産力ヲ擴充シ輸入力ヲ増大シテ右限度ノ擴大ニ努力セザルベカラズ。而シテ生産力ノ擴充方策ヲ樹ツルニ當リテハ、如何ナル方面ニ如何ナル程度ノ擴充ヲ行フベキカヲ攻究スルノ要アルベク、又輸入力ノ増大ヲ圖ラントセバ輸出増加、産金獎勵等ノ諸方策ヲ講ジ、國際收支ノ適合ヲ得ル範圍ニ於テ成可ク多量ノ必要物資ヲ輸入シ得ルノ方途ヲ攻究スルヲ要ス。昭和十三年度豫算ノ限度モ右ノ如クシテ得ラレタル物資供給量ヲ超過セザル範圍内ニ於テ自ラ定マルトコロアルヲ見ルベシ。從ツテ政府各部ハ昭和十三年度豫算ニ於テ成可ク多クノ國策ヲ實現シ得ルヤウ經濟力ノ充實發展ニ努力スルコトヲ要スルト共ニ、政府消費ノ物資供給ノ豫測ハ一般民間消費ノ物資供給調査ト相俟ツテ、右ノ趣旨ニ基キ計畫ノ實施上極メテ必要ナルヲ以テ各ソノ最善ヲ竭シテ之ガ調査ニ當ルモノトス」

と其意のあるところを明らかにし、所謂財政經濟三原則を中心として國民經濟に計畫性を賦與するといふ方針の實現を示唆した。又年初廣田内閣の手によつて行はれた輸入爲

替取引の許可制（既述大蔵省令第一號）は七月末日の期限満了を控へ、四圍の情勢上當分延長せられることとなつたのみならず

- 1 爲替又信用狀の自由取引の限度を月額三萬圓より千圓に引下げる。
 - 2 外國旅行者が携帯し及び外國に在る者へ送金する自由限度を年額一萬圓より五千圓に引下げる。
 - 3 無爲替輸出を許可事項とする。
- 等一段と強化せられた。

概観
扱て斯くの如く我經濟活動に對する國家の統制は漸く各方面に顯著となり、物價對策に就いても投機思惑に對する道義的警告、歳出豫算の一部削減による市場思惑の緩和、物資需給調整策の闡明、臨時物價對策委員會の設置、所謂財政經濟三原則の發表と之が實行への努力といふ方途に沿うて進展せられ來つたのであるが、いはば直接的な物價抑制策と認められるものは未だ殆ど姿を現さず、政府は結局物資需給の調整の基礎の上に物價を統制すべきものであり、又統制し得るものであるとの立前を採つてゐたのであつた。又現實の物價情勢を見ても年初の急騰、二月の小康後、三月には再度猛騰を示した

が、それも四月に於てクライマックスに達し（日銀卸賣物價指數二四八・〇）爾後六月迄大體に於て軟調を辿つてゐた。之は海外市場物價がブーム警戒意識、所謂 Gold Scare 勃發等によつて反落に轉じたこと、國內政治情勢が不安定を續けたこと等の環境が冴えざるに因るは勿論であるが、又前述せる如き政府のいはゞ間接的物價騰貴抑制策が次第に其効果をもたらした點も認めてよいと思はれる。斯くて直接的物價抑制策はまだ現れず、物價情勢亦必ずしも之を必要とするに至らない乍ら、其間經濟活動に對する國家統制も漸次顯著となりつゝある時、支那事變が突發したのであつた。

第二章 支那事變勃發より中央物價委員會 成立迄の物價政策

暴利取締令による統制の時期（昭和十二年七月—昭和十三年五月）

支那事變の勃發は我が物價政策の新なる展開を必然ならしめた。舉國一致外敵に當らんとする秋に際して物價騰貴の進行抑制し難きに至れば、國民生活の安定は破壊せられ、爲替の維持は困難となり、財政の遂行は不可能に陥り、遂に戰爭の繼續を斷念するの外

なきに至るであらう。政府は生産力の擴充に依つて所要軍需資材の充足に遺憾なからしむると共に、之が國民生活への壓迫を最小限度に止めねばならない。こゝに物價問題は極めて重要且微妙な問題となつて來たわけである。加之事變勃發に際しては特に賣惜買占等の思惑的商取引を嚴重に取締ることが緊要となつた。

斯くて事變勃發直後七月十五日事變に對する國民の諒解を深め、舉國一致の支援を求むるため召集された緊急地方長官會議に於て藏相は

「今回ノ事變ニ關シ財政金融ニ就キ配慮ヲ煩ハシ度イノハ、先ヅ第一ハ投機思惑ノ抑制デ、斯ル際兎モスレバ個人ノ利益本位ノ立場ヨリ投機思惑ニ趨リ商品ノ賣惜買占等ガ行ハレ、又株式等ノ過當ナル思惑的賣買ガ行ハレ勝チデアルガ、斯ノ如キハ經濟界ノ秩序ヲ紊リ各方面に至大ノ影響ヲ與ヘル。當業者ニ深キ自制ヲナスヤウ配慮サレ度イ。今後事件ノ經過、經濟界ノ推移如何ニ依リ所謂商品ノ買占賣惜等ノ事ガアツテ物價ガ過當ニ騰貴スルコトガアレバ、政府ハ暴利取締其他諸般ノ措置ヲ講ズル必要ガ生ズルカモ知レヌ」

と述べて事變勃發に乗ずる思惑の取締の必要を力説したが、政府は臨時物價委員會を督勵して着々研究の歩を進めしめた。然るに八月三日に至り大正六年農商務省令第二十號の改正として新しく暴利取締令（商工省令第十號）が公布された。即ち、

第一條 暴利ヲ得ル目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ミヲナシ、若ハナサントシ、又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣セントスル者ヲ認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲナスベカラザル旨ヲ戒告シ、且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ條件ヲ附スルコトヲ得

一、金屬及び其ノ原料。二、黒鉛、硼砂、石棉及び雲母。三、機械器具及び其ノ部分品。四、自動車其ノ他ノ車輛及び其ノ部分品。五、電線及び電柱。六、電極。七、研磨材料。八、耐火煉瓦。九、硝子。十、石油及び其ノ器具。十一、石炭、コークス及び木炭。十二、棉花、羊毛、麻及びステールプルフアイバー。十三、絲（生絲ヲ除ク）及び織物。十四、被服。十五、紙類。十六、染料、顔料及び塗料。十七、工業藥品。十八、醫藥其ノ他ノ衛生材料。十九、油脂。廿、肥料及び飼料。廿一、生ゴム及びゴム製品。廿二、バルブ。廿三、皮革及び其ノ製品。廿四、麥及び小麦粉。廿五、砂糖。廿六、建築材料。

第二條 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

といふのであつて、

- 1 舊法令ガ「急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ」の買占又は賣惜を暴利行爲としたに對し、今回は單に「暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ」する買占及び賣惜と規定し、更に販賣行爲をも之に加へることによつて暴利行爲の範圍を著しく擴張した。
- 2 暴利行爲の目的たる物品をも著しく増加した（舊法令に於ては米穀類、鐵類、石炭、綿絲及び綿布、紙類、染料、藥品の七品目を掲げたに過ぎなかつた。）但し米穀が除外せられた點は注意すべきである。
- 3 取締機關として主務大臣の外地方長官が加へられた。
- 4 取締機關に業者から報告を徴する權限を賦與することによつて暴利行爲を先づ心理的に抑制する手段を採つた。

5 違反行爲に關し特に連坐規定を設けた。

等の點に於て同法令の取締能力が著しく強化されたのである。併し乍ら暴利行爲なることの認定、戒告の手續、暴利行爲の對象たるべき品目の制限等があるため、此法令の物價安定に對する實質的效力には自ら限界が存在すべく、それは寧ろ主として業者に對する心理的な影響を狙つた警告的措置たるの色彩が濃いのである。此點に就いては政府自身、

「本令施行ニ當リテハ取引ノ實情ヲ充分考慮シ健全ナル取引ハ毫モ之ヲ阻害スルコトナキヤウ致ス所存デアアル。各方面ニオイテモ本趣旨ヲ體シ充分戒心ヲ加へ、苟クモ本令ノ適用ヲ受クルガ如キ者ノ一人モ出デザルコトヲ衷心ヨリ切望スル」

と述べて居り、又之が施行に關する依命通牒に於ても、

- 1 本令、實施ニ當リテハ豫メ關係業者ト懇談スル等適切ナル措置ヲ講ジ其趣旨ノ周知徹底ヲ圖リ關係業者ノ道義心ヲ喚起スルニ努ムルト共ニ、組合其ノ他ノ團體ニ協力セシメ成可ク關係業者ニ自治的ニ取締ラシムルコト
- 2 暴利行爲ナリヤ否ヤニ付テハ當該物品ノ從來ノ平均利潤及通常ノ生産費若ハ仕入原價ヲ考慮シテ判斷スベク、平均利潤ノ低下ノ趨勢ニ在ルモノハ其點ヲモ充分考慮スルコト

3 買占又ハ賣惜ナリヤ否ヤニ付テハ從來ノ平均購入數量若クハ販賣數量、生産若クハ消費規模、平均在荷高ヲ考慮シテ判断スベク、季節的變動アルモノニ付テハ其點ヲモ十分考慮スルコトと通告してゐる點から考へても、暴利取締令の實際の適用は決して容易ではなく、寧ろ其の警告的效果こそ期待すべきものであつたと思はれる。併しそれにも拘らず本令の公布はそれによつて物價問題が支那事變勃發を契機として始めて法規的規制の對象にされたといふ點に於て極めて注目すべき意義を持つのであつた。

戰時經濟政策の重點宣明

九月の第七十二臨時議會に於て政府の戰時經濟政策が宣明せられ、藏相は

「財政モ經濟モコノ非常事態ニ應ズルヤウ其態勢ヲ整ヘルコトガ必要ト信ズルノデアツテ、即チ軍ノ需要及國防ニ關係アル産業等此際特ニ必要ナル方面ニ對シ、其必要トスル物資ト資金ト勞力トヲ出來得ル限り潤澤ニ供給スルコトヲ中心トシテ諸般ノ方策ヲ講ズベキモノト考ヘルノデアアル。而シテ之ガ爲ニハ積極的ニ斯ル方面ヘノ資金ノ疏通ヲ圖リ以テ此方面ニ對シ物資勞力等ヲ集中セシムルト同時ニ、他面資金、物資、勞力等ハ自ラ限りガアルノデ、此際トシテ比較的不急ナル事業ノ新設擴張等ヲ暫時差控フルコトガ必要ト考ヘル。又此際時局ノ爲ニ必要ナル物資ノ輸出ヲ制限スルト共ニ、比較的不急ナル物資ノ輸入ヲ抑制シテ必要ナル物資ノ輸入力ノ増大ニ努メ、且右ノ輸入抑制ノ結果生ズル國內物資ノ不足ニ對處スル方策ヲ講ズルコトガ肝要デアアル。此等ノ趣旨ニ依リ財政、産業、貿易、資金、爲替等ノ各方面ニ亘リ適切ナル調整ヲ加フルコトヲ必要トスルノデアアル。(中略)

右ノ資金及物資ノ調整ニ付テハ出來得ル限り當業者ノ自主的調整ニ俟ツ方針デアアル。(中略) 殊ニ輸入品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ需給ノ調整ニ付テハ國民ノ此種物資ノ消費節約ニ俟ツ所極メテ大ナルモノガアルノデ、今後各方面ニ於テ出來得ル限り之ガ實行ニ努力シ、以テ國民自體ノ力ニ依リ國家全體ノ必要ノ充足ニ努力セラル、ヤウ切望致ス次第デアアル。尙事變關係ニ因ル急激ナル物資ノ需要増加ニ伴ヒ、動モスレバ過當ナ物價騰貴ヲ招來スルコトモ考ヘラレルノデ、暴利取締令ノ運用等ニ依ツテ適切ナル措置ヲ講ジ之ガ對策ニ遺憾ナキヲ期シ度イ」と述べた。

輸出入品等臨時措置法の成立

斯く軍需資材充足の爲の生産力擴充、輸入力増進、民需の節約、物價騰貴の抑制等を戰時體制下に於ける第一義的要求として、之に順應すべく經濟各部門の調整を企圖し、それが臨時肥料配給統制法、臨時船舶管理法、臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法などの重要經濟立法の成立として表れたのである。右の中臨時資金調整法は不急事業への資金の流入を抑へ緊要事業へ之を集中せしめんとすることを骨子とし、物價の上にも甚大の影響を及ぼすべき法律であるが、物價政策上最も重要且最も直接的な意義を有するものは「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」(昭和十二年九月九日法律第九二號)であつた。

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得
一、命令ノ定ル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

一、當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給讓渡使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト
第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ前條ノ命令又ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

即ち政府は第一條に據つて指定物品の輸出入を統制すると共に、第二條に據つて「輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品」及び之を原料とする製品の製造、配給、讓渡、使用又は消費といふ廣汎な領域に互つて統制し得るのであつて、従つて之等物品及び製品の販賣價格に關しても必要な命令を發し得るわけである。斯くて物價政策の見地より見れば本法は戰時下に於ける物資の輸出入を統制するのみならず、

一般物資の價格の動向に對し積極的直接的に規制する權限を政府に與へたものに外ならない。即ち臨時肥料配給統制法に於ける肥料價格、臨時船舶管理法に於ける船舶價格、運賃、賃貸料と同様、本法に基づく指定物品の價格統制の法規的規制が政府の權限に屬せしめられた點に於て、本法の成立は物價政策の發展過程上極めて重要な意義を有するものである。

扱て時局に緊要なる方面への物資の供給を確保する爲に緊要ならざる方面に於ける其節約が要請せられて、臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法が制定せられたが、更に其目的を達成するには一般國民の消費節約が行はなければならぬ。而して當面の要求は軍需の充足或は其の爲の輸入力確保といふ點に存在するのであつて、此點より見れば之と關係の稀薄な物資に對しては必ずしも特に消費節約を要しない。唯物價對策の方面より見れば物價は多かれ少かれ殆ど凡ゆる物資に就いて關聯性を有すること及び一般的に購買力の不活動化を圖る必要があることを考へ、若し物價抑制といふ點を飽く迄確保せんとする限り、軍需品輸入品に關係の稀薄な物資に對しても消費節約を斷行するのが堅實な行き方と謂はなければならぬ。併し同時に若し之が行過ぎれば所謂平和産業部

門の萎靡を招く虞無しとしない。政府は此の最後の點を考慮し、軍需品以外にして國內に原料を生産する物資に就いては未だ消費節約の必要無きものと認め、國民の消費節約運動に就いて、

「對事變經濟政策ノ目標トスル所ハ直接間接軍ノ需要スル所ヲ充足シ軍事行動ニ支障無カラシムルコトヲ主眼トシ、之ガ爲ニハ物資及資金ノ需給ヲ適合セシムルト共ニ、國際收支ノ均衡ヲ保持シテ其破綻ヲ生ズルコト無カラシメ、併セテ經濟界ノ徒ラニ萎靡沈滞スルコトヲ防止スルノ要アリ」とし、此見地から(一)「軍需資材並ニ輸入品及ビ輸入品ヲ原料トスル國內製品」は消費節約を行ひ、又(二)「時局ノ關係上所得ノ増加スル方面ニ於テハ原則トシテ從來ニ比シ其生計ヲ向上擴大スルコトナク因ツテ消費ヲ増加セシメザルコト」が必要であるが、右以外ノ一般的ノ消費節約ハ其ノ必要ナキ」とし、

「右ノ(一)及ビ(二)ノ消費節約以外一般ニ消費ノ節約ヲ行フコトハ現在ニ於テハ行キ過ギノ感アリ、原料ガ國內ニ産シ且其ノ製造加工モ國內ニ於テ行ハル、物資ハ其ノ供給ノ不足ヲ來サザル限リ特ニ消費ヲ節約スルノ要ナク、此種物資ニ迄消費ノ節約ヲナストキハ經濟及產業界ヲ萎靡沈滞セシメ却ツテ惡影響ヲ齎スコト、ナルベシ、從ツテ消費節約ハ大體前掲(一)及ビ(二)ニ止ムルコトニ方針ヲ定ムルコトヲ適當トスベシ」

と述べて、現段階に在つては斯くの如き所謂選擇的消費節約に止むべき旨を判然と聲明したのである。蓋し當時の政府としては右の限界に於て充分インフレーションの進行を防止し得るとの見解を採つてゐたと同時に、事變に對しては不擴大の方針であつたから餘りに財界の不景氣を招來せしめたくなかつたのであらう。

輸入制限強化
と暴利取締令
の擴大

輸出入品等臨時措置法第一條に基づく輸出入の制限に關する省令は十月十一日臨時輸出入許可規則(商工省令第二三號)として公布せられ、輸入品に付き約二百七十品目、輸出品に付き七品目が制限せられたが、之に伴ふ諸物資の思惑乃至暴利取引を防止するため暴利取締令を改正し、第一條の暴利行爲の目的たるべき指定品目として新たに金屬製品、黒鉛、硼砂、雲母、石棉製品、煉炭、獸毛、布帛及び其製品、紙製品、油脂製品、調整薰香類、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其他の穀類以外の飲食料品、セメント、瓦、砂及び砂利、木材等が加へられた(十月廿六日)。而して八月三日暴利取締令の改正以來今回の擴大強化に至る迄の同令の運用狀況を見るに、第二條に基づく報告命令はアンチモン、グリセリン、ゴム、硼砂、製綿用棉花、支那産ラミー、硫酸、純ベンゾール、純アルコール、モーターベンゾール、石炭酸、松脂、アラビヤゴム、銅、水銀、白豚毛等の

支那事變下の物價政策概観

諸物品に對して發せられてゐるが、第一條に規定する戒告處分を受けたのは山形縣下の木炭販賣業者の賣惜に對するもの一件に止つてゐる。而して此間に於ける物價の趨勢は海外に於ける反落と軌を一にしなかつたと謂へ、大體弱保合を持續したものの如く、日銀卸賣物價指數も七月の二三八・九に比し十月は二三六・五となつて居り、事變勃發直後の物價對策は國民の自制と相俟つて、概して其目的を達し得たものの如くであつた。此點に就き十一月の關西銀行大會（十一月十一日）に於て賀屋藏相は「事變勃發以來の物價は個々の商品に付て見る時は相當騰貴して居るものも無いではないが、一般には著しく騰つては居ないのであつて、消費節約素より必要なるも、其目的に鑑み且それが經濟界に及ぼす影響をも考慮して、此際選擇的消費節約の限界に止むるを適當とする」旨を述べ、結城日銀總裁も亦「最近に於ける兌換券發行高の増加は生産及び消費の増加に適合せる自然的膨脹であり、そこに何等悪性インフレーションの懸念を抱くに及ばない」との意味の樂觀的な見解を發表した。要するに當時に於ては物價問題の重要性は認められ、之が對策も若干行はれたけれども、而も政府の第一の關心は勿論軍需の充足確保にあつたし、又經濟情勢も暴利取締令の擴大、選擇的消費節約の範圍を超えて、強力な價格統

臨時物價對策
委員會の答申
と其解消

制乃至購買力吸收策の實施を必ずしも不可缺としなかつたのであつた。

之と殆ど時を同じくして臨時物價對策委員會の物價政策に關する答申が提出せられた（十一月十二日）。之は鐵、石炭、生活必需品、海運、鐵道、小運送、動力の七項目に分れてゐるが、

(一) 鐵に就いては、恒久策として鐵鋼の生産擴充と原料確保とによる自給自足を圖らねばならぬが、應急策特に戰時對策としては需給の均衡と思惑の抑制とに努め、需給調整の指導監督機關として鐵鋼統制委員會を設置すべく、

(二) 石炭に就いては、内地炭の増産の爲、技術、勞力、輸送設備の完備を圖り、内地、外地及び滿洲相互間の需給調整をなすべく、石炭市價は目下運賃其他の關係より或程度の昂騰は免れ難きも、其暴騰を見る場合には之を取締る必要あり、政府が石炭聯合會の配給統制力を支持して之をアウトサイダーに及ぼし、且昭和石炭會社に關し其のトラストの弊害に陥らざるやう監督すべく、更に恒久對策として樺太封鎖炭田の開發と、日滿一體の調整策樹立とを行ふべきであるとし、

(三) 生活必需品に就いては、物資の消費節約と供給確保、適正なる價格協定と重要

物資の價格公定、輸入制限の影響に對する特別の考慮、配給組織の改善、インフレイション回避等の應急策を必要とし、特に米穀の暴利取締を考慮すべく、

(四) 海運に就いては、船腹配置と其利用の合理化を圖ると共に、思惑を抑制し、且船舶行政の改善を行ふの要ありとし、

(五) 鐵道に就いては、省線運賃の値上否定を聲明して一般の運賃上昇を制止し、

(六) 小運送に就いては組織の合理化を行ふべく、

(七) 動力に就いては、大工業地帯に於ける電力料金は概して妥當なるも、料率の均一化、公平化を圖る爲、大量電力に對しなるべく料率の公定制を採用し、又電源開發に對する電力會社の積極的態度と政府の之に對する援助とを要望したものであつた。

斯くて臨時物價對策委員會は第一次近衛内閣成立當初より「鐵其ノ他ノ金屬ニ關スル事項」、「石炭動力運賃等ニ關スル事項」、「生活必需品ニ關スル事項」の三小委員會に分れて緊急物價對策を講究し來り、こゝに其答申を行つたわけであるが、同委員會は林内閣時代の所産であり、又上述の講究も事變勃發前に於て決定せられたものであり、從つて此方針によつて將來の物價政策を指導して行くことは必ずしも適當と考へられない。

殊に戰爭の趨向如何によつては戰時經濟政策も色々の方面に於て統制を強化せらるべく、物價對策も亦其一環として把握されて行かねばならない。こゝに於て十二月三日政府は、

「支那事變ノ勃發ニ因リ我國ノ經濟事情ハ急激ナル影響ヲ受ケ、之ニ伴ヒ物ニヨツテハ其生産、配給、價格等ニ付キ可成強度ノ統制ヲ加フルノ必要ヲ生ジ、政府ニ於テモ既ニ之ガ實施ニ努メツ、アルモノモアルガ、此傾向ハ事變ノ進展如何ニヨツテハ今後一層強化セラレルト思ハレルノデ、同委員會ニ於テ、之等個々ノ物ニ付キ個別的ニ調査審議ヲ進メルコトハ必ズシモ適當デナイト考ヘラレル。仍テ本委員會ハ此際一應之ヲ廢止スルコトニ本日閣議ノ決定ヲ見タ。尤モ物價問題ハ戰時經濟ノ體制下ニ於テ益々重要緊切ノ問題トナルノデアアルカラ、引續キ調査ノ必要アルコトハ勿論デアリ、今後ハ企畫院ヲ中心トシテ此問題ヲ取扱ハシムルコトトシタ」

と發表し、こゝに臨時物價對策委員會は所謂發展的解消を見るに至つたのである。

次いで十二月十一日には輸入爲替取引自由限度が一ヶ月千圓より百圓へ引下げられ(大藏省令第五五號)爲替管理は一層擴張せられたが、之に伴ふ物資輸入の困難増加、昭和十三年度膨脹軍事豫算の發表等から、當然物資需給の一段の窮屈化が見越された爲、事變勃發後略々保合を續けてゐた物價は十二月頃より再び昂騰に向ひ、越年後其傾向益々甚だしく、日銀卸賣物價指數は十月の二三六・五より翌年一月の二四五・三迄上昇し、暴

爲替管理強化
と物價騰貴再

利取締令に對する違反行爲も漸く増加を示した。勿論棉花、綿絲布、鐵鋼、硫安、麥酒等に就いては政府の監督の下に自治的公定價格が定められてはゐたが、之は固より價格統制として不完全なものであり、一般物資の市價奔騰は殆ど必至と見られるに至つた。

斯くして第七十三議會の財政演説（二月廿二日）に於て藏相は「事變後に於ける物價は海外市場相場の反落と國民の消費節約のため未だ顯著な昂騰を見るに至らないが、事變費の膨脹と輸入貿易調整の進行と共に物價問題は一層重要性を加ふべく、之が對策の基調は固より物資需給の調整に在るも、更に暴利乃至投機的行爲の取締を嚴重にし、現在一部物品につき實施してゐる最高價格制の範圍を必要に應じ擴張することによつて直接物價の調整に努むべき」旨の意圖を明らかにし、又經濟團體聯盟の「生活必需品ヲ主トスル物價對策ニ關スル意見案」に於ては物價の安定を圖るため、價格の評定、其實施の監督、消費の調整等に當るべき統制機關の設置が要望された（二月十七日）が、衆議院總稅委員會（臨時租稅増徴法中改正法律案外七件委員會總稱）に於て吉野商相も亦最近の物價問題の惡化に鑑み、之が抑制、特に暴利行爲の監視のため特殊の委員會を設置する意向あるを述べた（二月二十三日）。即ち同商相が、

「暴利取締令ノ強化ニ就テハ色々考ヘテ居ルガ、ナマジ手ヲ出スト又ソノ裏ヲ裏ヲト商人ニ先ヲ越サレル惧ガアルノデ慎重ヲ期シテキル。特殊ノ需給ノ適合ノ合ハナイ物ニ就テハ需給適合手段トシテ需要ノ方ヲ制限シ、之ニ適合シテ配給方針ヲ立テルコトニシテキル。ソレニ就テ或特定ノ物ニ就テハ自由市場ニ於テ如何ニ金ヲ積ンデモ購入出來ヌモノサヘ設定シテキル。（中略）價格ノ公定ニ就テハ考ヘテキルガ、公定ヲ行ツテモ直グ裏ヲクマル者ガ出テキテ、罰則ヲ以テ臨ンデモ目ガトマカヌ。ドイツノ如キハ商品ヲ監視スル機關ガアルガ、カ、ル制度ハ繁雜ナル行政ヲ伴ヒ日本ノ實情ニ合ハナイ。現在トシテハ主ナル綿絲、綿布、人造纖維入りノ綿布ノ同業者ニ於テ申合セニヨツテ一種ノ公定ヲ行ハシメテキルガ、之ハ本當ノ公定デハナク罰則ガナイ。併シ之デモ臨時措置法第二條ノ規定デ處罰ヲ加ヘルコトガ出來ル。（中略）物價監視委員會トイフガ如キモノヲ中央地方ニ設ケルコトヲ考ヘテキル。即チ中央ニハ中央、地方ニハ地方ノ問題ガアル故、之ヲ取締ルニハ輿論ニヨツテ手嚴シイ制裁ヲ加ヘルヤウニシ度イ」

と述べた點から見て、政府としては從來の暴利取締令、一部商品の自治公定價格制のみを以てしては到底物價昂騰の取締を全うし得ず、法規的取締の強化と輿論の制裁とに訴へるより外に道無きことを認めてゐたやうである。

第七十三議會は幾多の戦時經濟上注目すべき立法を成立せしめたが、其中最も重要にして且物價問題に最も緊密な關係を有するものは謂ふまでもなく國家總動員法（昭和十三

年法律第五五號)であつた。同法は「戦時(戦時ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下ニ同シ)ニ際シ國防ノ目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムルヤウ人的物的資源ヲ統制運用スル爲、政府に廣範な權限を賦與したものであり、其規制の對象は苟くも總動員上必要と認められる凡ゆる人的及び物的資源並に業務に及び、違反行爲に對しては最高懲役三年の罰則を課してゐる。而して價格統制は固より其規制の對象であり、第六條、第十一條及び第十九條が直接に之を規定してゐる。

第六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ、又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

即ち第十九條に於て物資の價格及び其構成要素たる給付に關する統制權を與へ、別に第

六條に於て所謂從業員の賃金其他の勞働條件、第十一條に於て會社職員に對する給料其他報酬に關する統制權を與へ、之等の命令に關する違反行爲に對しては第十九條に於て「三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下の罰金」、第六條に於て「一年以下ノ懲役又ハ千圓以下の罰金」、第十一條に於て「二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金」を課し、斯くて政府は物價對策の領域に於ても極めて廣汎完全な統制力を行使し得べき法的素地が作られたのである。即ち戦時並に之に準ずる事變に關する限り、政府は物價對策に必要と認むる殆ど凡ゆる措置を命令によつて遂行し得ることになり、政府の物價統制力強化と言ふ意味に於ては本法は大體其の本格的段階を刻印したとすら謂ひ得るのである。

協定價格の事前届出制
尙其當時物價對策上注目すべき措置として重要産業統制法(昭和六年法律第四〇號)に基づく協定價格を事前届出制に改めたことを見逃してはならない。即ち重要産業統制法に基づく價格の協定は從來其成立、變更又は廢止の日以後三週間に主務大臣に届出づべく、若し之が「公益ニ反シ又ハ當該産業其ノ他密接ナル産業ノ公正ナル利益ヲ害スル場合」之が變更を命せられることとなつてゐた(昭和六年八月十日商工・農林・逓信省令)のであるが、價格協定の立前は業者の自治的統制にして、之が届出を待つて事後に變更を命じ得ると

いふ従來の制度では、往々にして業者の價格吊上に追従し社會の利益を害する虞なしとしない。こゝに於て商工・農林・遞信省令第一號（四月六日）によつて今後の販賣價格協定は之を實施より二週間前迄に届出でしめ、不當なる場合は政府が事前に之を變更せしめ得るやう改正し、物價騰貴抑制の一方策となしたわけである。

既に述べた如く第一次近衛内閣の國民消費節約運動の基準は軍需資材、輸入品及び之を原料とする製品の消費を節約すると共に、事變下に於て所得の増加せる者が生活水準を従來に比して高めざることといふ點に置いてゐた。然るに事態は豫期に反して漸く長期戦争不可避となり、國債消化と共に物價の昂騰抑制が益々必要となるに従ひ、國債消化促進の見地からも、當然積極的に國民貯蓄の増加を圖ることが重要視されるに至つた。即ち全國貯蓄銀行協會總會（四月八日）に於て藏相は、

「今後約一年ノ間ニ五十億圓以上ノ國債ヲ發行スルガ此巨額ノ國債ガ、圓滑ニ消化サレルヤ否ヤハ戰時財政經濟政策ノ成否ノ分ル、所トシテ極メテ重大視サレル所デアル。之ガ爲ニハ茲ニ國民貯蓄ノ一大増加ヲ圖ラネバナライ。此増加セシムルコトヲ要スル國民貯蓄ノ額ハ各種金融機關ノ下ニ於ケル貯蓄額並ニ直接國債投資額ノ合計ニ於テ少クトモ一年約七、八十億圓ヲ目標トスベキデアル。此額ハ正ニ例年ノ約三倍以上ニ相當スル。而シテ此國民貯蓄ノ増加ヲ爲シ得ザルトキハ軍事費ノ撤

八十億圓貯蓄方針の宣明

布ニ依テ生ズル臨時的國民所得ハ消費ノ増加ニ振向ケラル、コト、ナツテ、物資ニ對スル需要ノ激増ヲ來シ、物資ノ缺乏、物價ノ騰貴ヲ招來スル結果、悪性インフレーションノ端緒トモナリ、國民經濟ノ維持ヲ困難ナラシメ、國民生活ニ至大ノ壓迫ヲ加フル惧無シトシナイ。茲ニ於テ政府モ一大決心ヲ以テ國民運動ヲ起シ、貯蓄ノ大増加ヲ圖ルコトニ相成ツタノデ、之ニ對シテ國民全體ヲ擧ゲテ個人經營ノ爲ニ貯蓄ニ努ムルノミナラズ、貯蓄ガ現在ノ時局ニ於テ國家的ニ重要ナル意義ヲ有スル所以ヲ充分ニ認識シ之ガ勵行ニ努メネバナライ」

と述べて、戰時經濟の運行上國民貯蓄の重要性を説き、且所謂八十億圓貯蓄の目標を闡明したが、之は總て閣議決定事項として

「國民一般ニ從來行ヒ來リタル程度ノ貯蓄ノ外、事變前ニ比シ所得ノ増加シタル者ニ對シテハ從來ニ比シ其生計ヲ膨脹セシムルコトナク、原則トシテ其増加所得ノ全部ヲ出來得ル限り貯蓄ニ向ハシムルコト、右ノ外國民全般ニ於テモ出來得ル限り貯蓄ヲ増加スルコト」

と發表せられた。こゝに於て政府は從來の選擇的消費節約を修正して、國民貯蓄の増加それ自身を一つの目標としたのであるが、それと同時に政府は斯くしても貯蓄の増加によつて産業の萎靡を來す虞無き旨を力説したのである。されば手形交換所聯合會（四月二十一日）に於て藏相が「物價の昂騰を抑へる爲には各種物資の夫々に就いて需給を調整し

暴利行爲の取締と價格の統制を行はねばならぬ」旨述べたのに對し、中根大阪手形交換所理事長が

「物價政策ニ關シテハ政府ハ既ニ消費節約其他各種ノ計畫ヲ實施シテキルガ、景氣政策其他の點ヲ考慮シテカ、未ダ幾分遠慮ニ過ギテキル點ガアリハセメカトイフコトヲ慮レル。物價騰貴ヲ阻止スル爲メニ法令ノ力ニヨルコトハ必要ナコトニ相違ナイガ、一度物價騰貴ヲ來スベキ情勢ガ作ラレタ場合ニハ如何ナル法令ノ力デモ阻止スルコトハ困難デアル、政府ハ生産力擴充ニヨツテ物資ノ需給ヲ潤澤ニスル方針ノヤウデアルガ、戰時態勢下ニ於テ激増スル物資ノ需要ヲ之ノミニヨツテ充スコトハ不可能デアルカラ、寧ロ積極的ニ需要減退ヲ圖リ、消費ノ節約ハ單ニ輸入品又ハ輸入品ヲ原料トスル物資ニ限ラズ全面的ニ斷行シテコソ其目的ヲ達シ得ルモノト信ズルノデアアル」

と政府の方針に對して寧ろ激勵的意見を表明したことは特に注意を惹いた。

物價委員會の成立

次いで前述の吉野商相が示唆した物價統制機關は物價委員會といふ形で實現せられた。即ち物價委員會令（四月廿一日勅令第二七六號）に據れば、物價委員會は商工大臣の監督に屬する中央物價委員會及び地方長官の監督に屬する地方物價委員會に分れ、物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議し、之に就き關係行政應に建議し得べき機關であつて（第一條）、其中、中央物價委員會の委員數は廿五人以内にして（第五條）、此の委員は會長たる「商工大

臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」ることとなつてゐる（第六條）。又地方物價委員會規則に據れば同委員會は商工大臣の必要と認めらる道府縣に設置され、十五名以内の委員が中央物價委員會委員と同様な標準に於て地方長官により任命される。而して物價委員會設置の趣旨に關しては、第一回中央物價委員會總會に於て商相は暴利取締令の定期的報告命令の發動は其の件數可成に上り物價騰貴抑制に貢獻しつゝあるも、同法令の性質上之を以て漸進的な物價上昇を抑へ得ざること目下棉花、綿絲、ジーンズ、縞三綾、晒木綿、生ゴム、水銀等に就いては業者に自治的最低販賣價格を作らしめ政府が之を監視してゐるが、輸出入品等臨時措置法の活用も考慮中なること、中央物價委員會は之等實行的な物價對策を綜合的個別的に審議すべきこと、又地方物價委員會の主要任務は之等物價對策の實行を確保すると共に、或は地方的斟酌を加へ、或は地方的商品價格若しくは地方的物價騰貴の統制策を審議する點に存することを説いてゐる。之に據れば今後の物價對策強化に關し、中央物價委員會は其諮問審議機關たることを主たる目的とし、地方物價委員會は其實行確保機關たることを主たる目的として設置されたわけであつた。而して同總會に於て、商相は先づ「物價騰貴抑

制ノ爲メ採ルベキ具體的方策如何」との諮問を提示し、小川郷太郎氏等を委員とする特別委員會で審議項目及び審議方法を講究することとしたが、次いで第二回總會（五月五日）に於て右諮問事項講究のため二つの特別委員會が設置された。

而して第一特別委員會では、「一般消費ノ調整、政府消費ノ調整、供給ノ確保、配給ノ改善、運輸ノ改善、國民精神總動員運動トノ聯繫、其他重要事項」のいはゞ一般理論的講究を行ひ、又第二特別委員會では「物價ノ現状ニ鑑ミ特ニ對策ヲ必要トスル物品ノ選定、差當リ設置ヲ必要トスル物資別専門委員會ノ選定、公定價格、基準價格ノ決定並ニ其ノ實施ニ關スル方針、物價ノ監視取締ニ關スル方針、地方物價委員會トノ聯絡方針」等の具體的實踐的問題の審議に當ることとなつた。

扱て支那事變勃發後の物價政策を觀るに、事變勃發によつて物價問題は從來とは全く比較にならぬ程の重要性を認められて、先づ暴利取締令の活用となり、次いで輸出入品等臨時措置法の制定、選擇的消費節約方針の聲明、暴利取締令の擴大を見、又前内閣から引繼がれた臨時物價對策委員會は事變進展に伴ふ綜合的戰時經濟政策樹立の立前から發展の解消を遂げた。斯かる政府の物價問題に對する本格的關心は幸にしてよく物價の

著しい騰勢を抑制するに力ありしものの如くであるが、其後爲替管理が強化されるに從つて、十一月頃より再度昂騰を示すに至つた。而して其趨勢は國家總動員法其他重要經濟立法に依る經濟統制の強化、重要産業統制法に基づく價格統制の嚴重化、所謂八十億圓貯蓄方針を中心とする國民貯蓄獎勵運動の發展等にも拘らず、昭和十三年に入つても依然激化し、政府としても一層強力なる物價政策樹立の必要に迫られ、從來物價統制の方面には活動せしむるに至らなかつた輸出入品等臨時措置法の活用其他を考慮すると共に、新に物價委員會を設置して、之等對策の調査審議並に其實行に盡力せしめんとするに至つたのである。併し事變勃發以來物價委員會設置に至る此期間を通觀した場合、物價政策は法規的には殆ど暴利取締令一本であつたと謂はなければならぬ。即ち輸出入品等臨時措置法、國家總動員法等の重要にして強力なる立法が行はれ、政府の物價統制力の素地は殆ど完璧と思はれる程に認められたのであるが、而も之等の法律が命令として直接に物價統制の領域に發動されたものは未だ一件も無かつた。又臨時船舶管理法、臨時肥料配給統制法の成立及び重要産業統制法に基づく價格統制の強化と謂ふも、或は局部的のものに止り、或は自治的のものに過ぎず、固より一般物價對策としての効果は

極めて制限されたものであつた。而も法規的統制の殆ど唯一であるところの暴利取締令自體も其性質上之に強大なる實效を期待することが困難であつた。即ち法規的統制力は概して貧弱にして、寧ろ實質的には業者の所謂自治的統制、政府の道義的物價騰貴抑制獎勵、國民の消費節約、貯蓄増加運動が主流をなすかの状態に在つた。然るに現實の物價の趨向は到底斯かる微温的な方策を以てしては統制し難き様相を呈するに至り、更に當時特に重要視されるに至つた我輸出品の海外に於ける競争維持の爲にも、低物價政策の強化の必要が痛感されることとなつた。こゝに於て政府は愈々輸出入品等臨時措置法或は場合に依つては國家總動員法を物價の部面に發動するの決意を抱くと共に、曩に一旦解消した臨時物價對策委員會より一層強力な物價委員會を中央地方に設けて、之を物價對策の推進力たらしむることとしたのであつた。

第三章 「輸出入品等臨時措置法」等に依る物價統制

(昭和十三年五月—昭和十四年四月)

綿絲販賣價格 取締規則

輸出入品等臨時措置法第二條第二號の規定に據れば「輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品」の價格は命令を以て統制し得べきこと、而して第一回中央物價委員會總會席上吉野商工大臣が右權限發動の意圖ある旨を示唆したことは既に述べた通りであるが、之は應て先づ綿絲の販賣價格に對して最初の發動を見たのである。即ち綿絲に就いては從來商工省が綿業委員會の答申に基づいて最高價格を決定し、業者をして自治的に之を維持せしめるといふ所謂自治的統制の立前が採られてゐたが、貿易統制と需要増加との結果此自治的統制に破綻を來す憂が濃化し、綿絲が國民生活上必需品であると共に又重要輸出品である點から、法規的に價格統制を行ふ必要が認められるに至つた。こゝに於て「綿絲ノ需給ヲ調整シ其價格及取引ヲ公正ナラシムル爲」輸出入品等臨時措置法に基づき綿絲販賣價格取締規則（五月廿日商工省令第二四號）が公布されたのである。

第一條 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

前項ノ綿絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ綿絲ノ販賣ニ當リテハ其最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタル

ト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻契約ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ純綿絲(ステープル・ファイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ三割未満混用シタルモノヲ含ム以下同ジ)ニ在リテハ八月目以後、國用綿絲(ステープル・ファイバー)ヲ重量割合ニ於テ三割以上五割未満混用シタルモノヲ謂フ)ニ在リテハ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ、但シ輸出注文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲以外ノ綿絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別紙様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅベシ

即ち綿絲の販賣價格は商工大臣から告示せられ、何等の名義を以てするを問はず之を越ゆる對價による取引及び之と同一の利益を擧ぐるを目的とする一切の取引を禁せられると共に、思惑防止のため先物取引に一定の制限が加へられた。加之、之に對する違反は當然輸出入品等臨時措置法第二條の違反行爲として、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金を課せられることとなつたのであつて、こゝに從來の自治的價格統制は法規的價格公定制へと進展した。

尙輸出入品等臨時措置法は需給調整の必要ある物品に其調整の爲、業者をして政府の認可を得て需給調整協議會を組織せしめ、又「支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキ」は政府が命令を以て之を強制的に組織せしめ、一定資格者を其會員として需給調整に當らしめる(第二條ノ二)と共に、必要ある場合には之に種々の決定を爲すべき命令を發す(第二條ノ三及ビ四)べき旨規定してゐたが、右綿絲販賣價格取締規則の公布と略々時を同じくして、需給調整協議會令(勅令第三六六號)竝に需給調整協議會規則(商工省令第二六號)を制定して需給調整の機構整備を圖つたのである。即ち之により政府の取締監督の下に物資の輸入、生産、配給、消費に關係ある業者の組織する協議會によつて需給調整措置を決定せしめることとなつた。之は直接的には價格統制とはならぬが、間接的には之に少からぬ影響を及ぼすべきことは謂ふまでもない。

一方中央物價委員會の第三回總會(五月二十七日)に於て其第二特別委員會より、

- 1 公定價格基準價格等の決定及び實施に關する事項、即ち政府が速かに其方針を闡明して國民の協力を求むべきこと、物價騰貴抑制の目標は現在の爲替相場を堅持し軍需資材の供給を確保し輸出の振興に資すると共に、現下の情勢に順應せる國民生

活安定に資し得る點に置くべきこと、公定價格基準價格の決定の標準は、輸入品は輸入價格に、輸出品は海外市場價格に、生活必需品其他國內生産一般物品は支那事變前の價格に置くを原則とすべきこと、公定價格基準價格は小賣卸賣及び生産の各過程に之を設けること、實施に就いては政府自ら必要な措置をとると共に當業者に對して夫々の組織化を求むべきこと、

2 物價の監視取締に關する事項、即ち對策を必要とする物資の選定と之に關する諸統計資料の蒐集、店舗倉庫の實地査閲、重要物品の市價公示其他一般への物價對策の宣傳、地方物價委員會及び調査員による監視取締、

3 地方物價委員會との聯絡に關する事項、等に就いての報告があつた後、運輸の改善に關する専門委員會（第一特別委員會關係）、纖維品、食料品、化學工業品、金屬品、燃料、雜品、家賃、交通費等の各専門委員會（第二特別委員會關係）を設置して夫々具體的講究を行ふことに決定した。

次いで輸出入品等臨時措置法に基づく價格統制の第二彈がステープル・ファイバー及びステープル・ファイバー絲に向けられた。即ち六月十五日ステープル・ファイバー及

ステープル及びス
フ繊維販賣價格
取締規則

物資需給計畫
及び動員計畫

びステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則（商工省令第三一號）が發令されたが、其内容は前述の綿絲販賣價格取締規則のそれと略々同様であつた。

斯くの如く一方中央物價委員會による本格的な物價對策の調査審議と輸出入品等臨時措置法に基づく法規的物價統制が漸次進捗しつつある間、他方政府は長期建設戰の遂行の爲に物資需給計畫並に物資動員計畫の樹立を緊要なりとして、企畫院で之を検討しつつあつたが、六月廿四日之に關する聲明が發せられた。即ち「第三國の支援を恃み長期抵抗を標榜する國民政府を潰滅せしめるため我國有史以來の大軍の奮戦しつつある時に當り、其目的を達成するには國家の凡百の施策を戰爭目的貫徹に集中するの要あり、輸出の振興、生産の増加、配給消費の統制等によつて軍需品及び輸出原料充足を優先とする物資需給に遺憾なからしめるを急務とするが、之が爲には、

1 爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興、及び國民生活維持の爲、現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講ずると共に、基準價格、公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し、物價の引下を行ふこと、

2 一般物資に就き極力消費節約を圖ること、特に輸入物資に就いては必要に應じ使

用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること、

3 輸出増進のため綜合計畫の下に之が一般的促進を強化する外、

(イ) 製品の輸出と其原材料の輸入とをリンクせしむる等の方法により輸出用原材料の輸入を確保すること、

(ロ) 輸入原材料につき之を國內消費と輸出用とに區別し、輸出用原材料の國內消費轉用を徹底的に防止すること、

4 主要物資に就き輸入及び配給の適正圓滑を圖る爲、組合制度其他の機構を完備すること、

5 貯蓄の普及徹底を圖ること、

6 官民一體簡素なる非常時的國民生活様式の確立に努むること、

7 主要物資の増産、特に鑛産の増加に徹底的措置を講ずること、

8 軍需工業能力増進の爲、交替制の採用及び勞務者の急速なる充足に就き必要なる措置を講ずること、

9 廢品の回収の爲、從來の業者の外各種團體の協力を求め其組織化を圖ること、

10 轉業及び之に伴ふ失業者の救済のため必要な對策を講ずること、

附帶事項として、鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸、曹達、加里、燐礦石等の一般國內需要品に就き使用制限を強化すべきこと、

等の政策を徹底的に實行せねばならぬ」と謂ふのである。之によつて長期建設戦下の物資需給及び動員政策に關する政府の當面の意圖を大體うかゞひ得べく、物價政策は其第一の主要項目として掲げられてゐる。又其他の諸項目に就いても之が成否の物價に密接なる關係を有するは謂ふを俟たないところである。

第四回中央物價委員會總會(六月二十六日)に於て第一第二特別委員會關係の注目すべき答申案が夫々可決された。先づ第一特別委員會關係の答申は戦時物價統制上に於ける一般消費の調整の重要性を確認したものであつて、

「第一に消費節約の強化及び組織化の方法としては、

1 法令に依るものと國民の自制に依るものがあり、更に後者は團體的統制によるものと個人的自覺によるものとに分ちて對策を樹立すべく、

2 棉花、羊毛、麻、ゴム、鐵、銅、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、木材、皮革、石油等の軍需、生産力擴充及び輸出關係資材たる輸入物資、並に國內生産不十分なる物資は法規的に民需の制限又は禁止を行ふの要あり、

3 其他の諸物資に就ても各種組合等を通じての團體的統制及び國民貯蓄獎勵運動、國民精神總動員運動等の個人的自發的消費節約を圖ることを勸奨し、

第二に消費の合理化の方法としては、(1)生産者側に於ける原材料の減損防止、製品の單純化規格化、及び之が法的規制、(2)配給業者側に於ける營業用品の無駄排除と取扱商品の整理、(3)諸會社、組合、家庭に於ける自覺的冗費節約運動等を必要なりとし、

第三に購買力の異常増加は之を源泉に於て抑制すると共に、貯蓄獎勵をなす要あるも、第四に他方消費節約によつて打撃を蒙る業者に對しては轉業其他の適當なる措置を講ずべし」と

中央物價委員
會の標準最高
販賣價格

を答申したのである。

次に第二特別委員會關係のものは現下の應急對策として一部の綿製品、麻製品、木材、皮革の標準最高販賣價格を指示し、且生鮮食料品の價格騰貴防止に關する若干の具體策を開陳したのであるが、之に就いて斯かる應急策の目的を達成するが爲には、法令の發動其他徹底的強力的なる手段を講ずるの必要ありとし、之が措置を採られんことを附言した。而して右の標準最高販賣價格は大體當時の市價に比し一、二割の下値となつて居る點は特に注意に値する。併し乍ら現下の立前では物價委員會の指示した斯かる標準最高販賣價格を業者の自治的協定價格の標準と認め、所轄警察及び物價調査員が其遵守如何を監視し、之を著しく破る者に對しては暴利取締令を適用して之を取締るといふに止つてゐる。尙地方に於ける標準最高販賣價格は右中央物價委員會の指定價格に地方的諸事情を斟酌して各地方物價委員會に於て決定されるのである。斯くて中央物價委員會の標準最高販賣價格と謂ふも其維持の法的の據り所は當時にあつては、一部の商品に就いて輸出入品等臨時措置法も一種の保障をなして居たとは言へ、一般的には暴利取締令一本のみで、従つて自ら其效力に限界が存在したわけであつた。

戰時經濟體制下に於て所謂不急不要物資の輸入が抑制せられるのは固より當然であるが、此輸入品が加工後輸出せられるならば、それは謂ふまでもなく外貨獲得となつて、緊急必要物資の輸入力を培養することとなる。然るに實際の情勢は貿易及び爲替統制の強化によつて輸出入共衰頹の傾向著しく、輸入力確保の爲の積極的な輸出振興が特に要望せられ、就中綿製品の如き一方に極力國內需要を抑へると共に、他方大いに輸出を促進しなければならぬ。こゝに於て政府は棉花の輸入と綿製品の輸出との間にリンク制を施行して輸出振興の實を擧げんとし、之が實效を期する爲、七月以後純綿の國內使用を軍需品及び特殊品を除いて盡く禁止することとし、綿製品製造制限令、綿製品販賣制限令、綿製品加工制限令を公布した(六月二十九日)。併し乍ら斯くの如き綿製品の使用禁止其他の制限は必然的に綿製品以外の纖維品の價格を暴騰せしめる危険を孕むのであつて、之を抑へる爲、同時に纖維品販賣價格取締規則(商工省令第三六號)を公布、即日施行した。之に據れば「綿、人造絹絲、ステープル・ファイバー、羊毛、山羊毛、又ハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル絲、織物(フェルトヲ含ム)、莫大小又ハ製綿」並に之等の「物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ」即ち絹及び既述せる綿絲

販賣價格取締規則並にステープル・ファイバー及びステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則の適用を受けるものを除いた總ての纖維品の價格は本省令によつて規制せられ(第一條)、之等「纖維製品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本則施行ノ日前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル價格ヲ以テ當該商品ヲ販賣」し又は之と「同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ」(第三條)、「但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ賣買スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ事リ、卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ」ざるものとせられた。即ち綿絲乃至ステープル・ファイバー及びステープル・ファイバー絲の場合と異つて、今回は各別に商工大臣が指定價格を定めることなく、一應一律に六月廿八日に於ける販賣價格を其最高價格としたのであつて、従つて若し六月廿八日の販賣價格が不當に高價と認められる場合に備ふるため「商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ纖維製品ヲ販賣スル者ニ對シ販賣價格ノ引下ヲ命ズルコトアルベシ」と云ふ第四條の規定が用意されたのであつた。商工大臣が新に指定價格を告示することなく、應急的に一定期日の販賣價格を以て最高販賣價格と定めるといふ方法は本令を以て

其嚆矢とし、之は應急策としては一應已むを得ざる手段であるが、各業者に於ける指定期日の販賣價格に少からぬ差異の存する場合あり、又業者が新に協定して商工大臣又は地方長官の許可を求めるとしても、そこに果して公平な價格が出来上るや否やに就いて疑問が生ずるであらう。併しともかく此方法は皮革の使用制限に對應して、七月一日公布された皮革製品販賣價格取締規則(商工省令第四四號)に於ても採用され、皮革製品に付き前日即ち六月三十日の販賣價格を以て其最高價格とせられたのであつた。

中央物價委員會第五回總會(七月一日)は政府及び地方團體に於ける消費節約、使用物資規格緩和、代用品使用等の率先勵行を要請する旨の第一特別委員會の答申案を可決し、第二特別委員會關係に於て綿ネル、其他の物品に就き最高販賣價格の答申案をも決定したが之等は全體市價の二割安位であつた。

斯くて政府は一方中央物價委員會の決定する標準最高價格を標準として、業者の自治的價格統制を求め、之を暴利取締令によつて取締ると共に、他方物資需給計畫上使用制限を加へられた重要物資に就いて、或は一定期日の販賣價格、或は新指定價格によつて其最高價格を規制し、之を輸出入品等臨時措置法の罰則によつて取締るといふ方針を實

物品販賣價格
取締規則

施しはじめた。綿製品、麻製品、木材、皮革、工業藥品、ゴム製品の一部は前者により、更に纖維品、綿絲、ステープル・ファイバー及びステープル・ファイバー絲、皮革は後者によつても統制せられた。

併し乍ら戰時經濟體制下に於て國內需要の制限、價格騰貴の抑制を斷行せねばならぬ物資は極めて多岐に亙つて居り、到底上述の範圍位では問題にならない。勿論既に前から所謂自治的統制價格の協定が行はれてゐた物資もあるが、それは多くは生産者の卸値に止り、又其實行振りに就いては遺憾の點甚だ少からず、更に中央物價委員會の標準最高價格に就いても、暴利取締令の後楯では其實效を期し難いのであつて、四月頃稍々緩和するかに見えた物價の騰勢は之等政府の努力にも拘らず、又々上昇の傾向を示した。即ち日銀卸賣物價指數は三月の二五一・五から四月には一旦二四六・八に低落し乍らも、五月は二四八・八、六月は二五四・三と騰貴したのであつた。こゝに於て政府は纖維品類以外の重要物資に關しても輸出入品等臨時措置法に基づく價格統制を行ひ得べき包括的權限を發動せんとし、七月九日物品販賣價格取締規則(商工省令第五六號)を公布し、即日之を施行した。即ち、

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ、但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ賣買スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ依リ、卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

といふのであつて、之によつて商工大臣が今後指定する物品は其最高價格を指定日の前日に於ける販賣價格或は商工大臣又は地方長官の指定する價格で規制されることとなつた。即ち輸出入品等臨時措置法第二條の規定に準據し、商工大臣は價格統制を必要と認むる物資を其都度指定し、最高販賣價格制によつて其統制を行ひ、違反行爲に對しては右措置法の罰則を課し得るに至つたのである。而して右第一條の規定に基づき差當り麻製品、輸入材及び其製品、ゴム製品、松脂、セルラック、アラビヤゴム、桐油、カーボン・ブラック、亞鉛華、リタージ、鉛丹、唐土、石炭酸、礪砂の十四品目が統制物品と

して指定せられた（商工省告示第一八六號）が何れも販賣價格の指定は無かつたから、之等物品の今後の販賣價格は一應七月八日に於けるそれを最高とせられたわけである。蓋し之等物品の多くは既に中央物價委員會によつて標準最高販賣價格を定められて居り、又新に販賣價格を指定するに適當なる規格統一も出來てゐない點から、斯かる措置が適切と認められたのであらう。斯くて本令によつて強力な輸出入品等臨時措置法の支持による政府の價格統制力が包括的に發動せられたわけである。

暴利取締令の強化

然るに政府は更に暴利取締令をも改正強化したのである（七月十四日商工省令第五九號）。改正の要點は、

- 1 暴利行爲として「不當ノ報酬ヲ得テ販賣ヲ媒介セントスル」所謂媒介行爲をも加へたこと、
- 2 暴利行爲の目的物品を追加したこと、
- 3 販賣業者に價格表示義務を課し、違反行爲に對しては拘留又は科料に處することとしたこと、

の三點であるが、其中の價格表示義務に就いては、

第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シ、其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ、但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ、又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ

とし、此表示義務は純然たる農林水産業者に就いては全般的に免除される外、各種行商、各種露天商、荒物雜貨小賣商、駄菓子類小賣商、入札又は糶賣方法に依り販賣を爲す者、其他表示を命ずるに適當ならざる者に就いては夫々の特殊事情を認められた場合に限り免除される。而して之は暴利行爲の目的物品として第一條に指定された品目に限らず一般に汎く販賣業者、生産業者、貿易業者等に課されるのであるが、唯瓦斯、電氣、水道等の供給事業及び飲食店料理店等の接客業は除外された。

中央物價委員會第六回總會（七月十五日）は第一特別委員會關係の「供給確保ノ件」「配給改善ノ件」並に第二特別委員會關係の「交通費ノ値上げ防止ノ件」等及び綿製品、其他數種の製品の最高標準價格を可決答申した。即ち、

(一) 供給確保ノ件、先づ第一に生産の増大策として、軍需充足、輸出振興に就いて

は生産設備の合理的利用と原材料の優先的供給とを圖り、對外購買力を現存設備の生産力發揮に利用し、一部設備不足のため生産力發揮不能のものに對して優先的に整備材料及び資金を調達せしめ、反動警戒による生産力擴充阻害を回避する對策を講じ、國民生活必需品に就いては生産の合理化、品種の整理、餘剩勞力の利用を圖り、且總じて不急不要産業の生産力を緊要方向へ轉換する方策を講ずる必要があり、

第二に輸入力の増進策として、正貨準備の利用、リンク制の採用、割當制其他輸出障害の除去、圓ブロックよりの輸入促進、産金獎勵、貿易外受取勘定増加策の樹立、在外諸機關の整理統合による對外支拂の節約を講じ、

第三に代用品使用を獎勵すると共に政府自ら率先之を勵行し、

第四に廢品又は不用品貯藏品の利用の組織化を圖ること、

(二) 配給改善ノ件、第一に全業種、全業態、全地域に互る當業者に對し、必要なる場合強制的に組合を結成せしめ、且つ生産、輸入、輸出、配給、消費相互間の聯絡を圖るため聯絡統制機關を設置する等に依つて當業者の組織化を圖り、

第二に暴利取締令の強化、在庫量の制限、國民精神總動員運動等を利用して買占

賣措を抑制し、

第三に數量割當又は切符配給制度等に依り配給の管理を強化し、

第四に配給系統を合理化すると共に配給口銭を公定して配給費の低下を圖ること、など注目すべきものを包含してゐる。就中正貨準備の利用は此委員會の決議としては如何やと思はれるが、之が正貨利用の一つの動機ともなつたと想像せられる。

人造絹絲販賣
價格取締規則

應て八月より人造絹絲の輸出振興策として人絹とバルブ輸入との間にリンク制が採用されることとなるや、政府は之に先立ち人造絹絲に就いても綿絲及びステープル・ファイバー同様公定價格を設定するを必要と認め、七月廿三日人造絹絲販賣價格取締規則を公布した(商工省令第六三號)。即ち從來人造絹絲は既述せる如く纖維品販賣價格取締規則によつて六月廿八日に於ける販賣價格を最高として抑へられてゐたのを、政府は本則によつて新に指定價格を告示し(商工省告示第一九九號)、本格的公定價格制度を採用したわけであつて、規定の内容は綿絲販賣價格取締規則などと略々同様であつた。

物品販賣價格
取締規則の強
化

斯くの如く五月以降輸出入品等臨時措置法に基づく價格の取締は漸次廣汎化し強化したのであるが、第七回中央物價委員會總會に於て最高價格の決定を見た氷及び石炭を物

品販賣價格取締規則第一條の指定品目に加へるを機として同規則の一部を改正し、商工大臣の價格統制の權限を擴大すると共に指定品目を整理統合することとなつた(七月廿八日商工省令第六八號)。先づ從來の物品販賣價格取締規則第一條に據れば指定物品の最高販賣價格は商工大臣地方長官の指定價格或は物品指定の「前日ニ於ケル販賣價格」と規定されてゐたが、今回此點を「ソノ指定ノ際商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格」と改めた。即ち商工大臣は此改正に依り最高販賣價格決定の基準期日を自由に指定し得ることとなり、物品指定の前日の販賣價格にして不當に高いと思はれる場合には、それよりも更に遡及した期日の販賣價格によつて統制し得るに至つたのである。現に新に指定品目に加へられた氷及び石炭は指定の前日たる七月廿七日に非ずして、七月廿三日即ち中央物價委員會の標準最高販賣價格決定の日に遡及せられた。之は商工大臣の價格統制權限の擴大に外ならない。次に纖維品販賣價格取締規則及び皮革製品販賣價格取締規則、並に從來の物品販賣價格取締規則第一條に基づく指定品目告示は一應廢止され、右纖維品、皮革製品及び氷、石炭をも含めた廿二の指定品目並に其最高販賣價格の基準期日が一括整理して夫々告示せられた(商工省告示第二〇八號)。

因に皮革製品の價格統制は既述の如く皮革製品販賣價格取締規則によつて既に實施されてゐたが、皮革そのものは放置され、支那事變前に比し八割以上の暴騰を示す勢であつたので、同日皮革配給統制規則第九條に基づいて其販賣價格が指定された(商工省告示第二〇七號)。而して此指定價格は當時の市價に比し約五割下値となつたので問題を惹起した。

八月から十一月にかけて中央物價委員會の活躍は頗る旺盛なるものあり、其標準最高價格の決定は物品販賣價格取締規則適用品目の擴大と結合して、政府の物價政策は相當の進展を示した。即ち先づ中央物價委員會第八回總會(八月四日)では海上運賃及び備船料の騰貴抑制策竝に地代家賃等の値上防止策に關する答申が行はれ、

(一) 海上運輸の圓滑化と運賃の低減との物價政策に及ぼす影響の重大性に鑑み、日本船主協會、海運自治聯合會等の協力による備船料貨物輸送料の引下、監視制度の樹立、臨時船舶管理法等に基づく法規的措置、新造船の促進、造船用鋼及び船用石炭價格の低減、貨物輸送順位の決定、荷役及び荷捌施設の改善、船舶業者貨主間の團體契約の促進等が要望され、

中央物價委員
會の活躍と價
格統制品目の
増加

(二) 地代家賃は未だ著しく騰貴するに至らざるも、其國民生活安定に及ぼす影響に鑑み、地代家賃(間代を含む)の値上抑制、土地家屋の投機防止、特に小住宅の供給確保、公共施設に依る貸地貸家の幹施等の策を講ずることが要請された。而して後述する如く昭和十四年十月十九日に於ける價格等統制令其他一聯の物價停止法令の實施に際し、他の諸物價構成要素は何れも同年九月十八日を基準として停止を命ぜられたのに、地代家賃のみ昭和十三年八月四日のそれに基準を求められるのは實に此中央物價委員會の答申が行はれ、更に同日政府が通牒を發して、地方長官をして此方針の徹底に當らしめたといふ事實に基づくものであつた。

尙ほ右中央物價委員會總會が加工制限を解除された綿製品の一部の標準最高販賣價格を制限前の市價の約二割下値に、又内地故ゴム及び再生ゴム、靱摺用ゴムロールを市價の二割乃至六割下値に決定した外、相次ぐ中央物價委員會は各種標準最高販賣價格を可決すると共に、商工省は各種の物品に就き指定價格を設定するところがあつた。又八月三十一日には昭和石炭株式會社が輸出入品等臨時措置法第二條の規定に據り、其株主炭の標準價格を七分方引下ぐべきことを命ぜられ、同時にアウトサイダーに對しても臨時

物資調整局より炭價引下の慫慂があつた。更に九月三日には珞珈鐵器、紙類及び製紙原料、故又は屑の鐵、再生銑の鐵四品目が物品販賣價格取締規則の指定品目に加へられ、何れも八月三十日の販賣價格で抑制せられたが、之で同規則の指定品目は二十九種となつた（商工省告示第二五八號）。尙ほ第十五回總會（十一月十一日）はメリヤス其他毛製品、家庭用塊炭並に燐寸の標準最高價格を改定又は新定したが、其燐寸の價格は懸て其まゝ物品販賣價格取締規則第一條に基づく商工大臣の指定販賣價格として告示せられた（商工省告示第三三六號）。中央物價委員會決定の標準最高販賣價格が其儘商工大臣の指定販賣價格として採用されたのは之を以て最初の例とするのである。

斯くの如く或は中央物價委員會で標準最高販賣價格を公定した物品に付き、商工省が物品販賣價格取締規則の指定品目と定めて右標準價格を支持する立前を採り、或は商工省が先づ取締規則の適用品目として指定した物品に付き、中央物價委員會が標準最高販賣價格を公定して價格統制の基準を與へ、何れの場合にも右標準價格に準據して商工大臣又は地方長官が夫々價格の指定を行つて、之を輸出入品等臨時措置法の罰則を以て取締り、斯くして商工省と中央物價委員會とが緊密なる聯絡をとつて差當り統制を必要と

する諸物資の價格及び勞務報酬の昂騰防止乃至積極的低減を圖つたのである。而して之は鐵鋼、肥料、ビール、海上運賃等に於ける所謂自治的統制と相俟つて或程度の効果を得たものの如く、日銀卸賣物價指數は六月の二五四・三を頂上として八・九兩月は二五一・八に低落し、十月多少反騰せるも尙二五二・五に止つて概して落着状態を示した。勿論一面各方面に於て所謂闇取引が行はれたことも明らかであり、卸賣物價指數の示す程の安定が實際に上存したわけではなく、且統制の殆ど及ばない小賣物價は依然顯著な上昇を免れなかつたが、而も大體に於て上述の如き物價公定政策の遂行は少くとも昭和十三年秋頃には相當の効果を齎したと見ることを得べく、此點に就いて結城日銀總裁は關西銀行會大會に於て、

「兌換券ノ發行高ハ最近一ケ年ニ於テ約二割ノ増加トナツテ居リマスガ、此増加ハ我國經濟機構ノ擴大、生産活動ノ増進ニ對應シテ相當ノ均衡ヲ保ツ程度ノモノト思ハレルノデアリ、過度ノ通貨膨脹ヲ來シテキルトハ謂ハレナイノデアリマシテ、卸賣物價モ昨年ニ比シ大體五、六%上位ノ處ニ定テ保ツテ居リマス。又小賣物價ハ昂騰ノ傾ガ稍急ナヤウニ見受ケラレルノデアリマスガ、之ハ一般消費資材ガ平和産業ノ萎靡ト輸入抑制トノ爲、漸次供給ニ不足ヲ生ジツ、アルチ主因トスルモノデアリマシテ、固ヨリ通貨ノ側ニソノ原因ヲ求ムベキデハナイト思ハレルノデアリマス」

と述べて、消費資材需給關係の悪化を認めつゝも、所謂、インフレイションの危険に對しては引續き樂觀的な見解を發表してゐた。

斯かる際に於て昭和十四年度の米穀標準公定最高價格が十三年度通りに据置かれたのは著しい出来事であつた(十二月十七日)。即ち米價を以て物價動向の重要モメントと認める政府は其低物價政策遂行の方針に立脚して、米穀標準價格三十五圓四十錢据置の原案を以て米穀統制委員會に臨み、農産物價と農業用品物價との間の不均衡竝に其米穀増産に及ぼす悪影響に鑑み、其値上を認むべしとする反對論を抑へて、据置方針を貫徹した。而して之に關する有馬農相の次の如き談話はよく政府の意圖するところを物語つてゐる。

「現下我國が食糧ノ供給ニ些ノ不安モナキコトハ時局對處上一ノ強味デアリ、從ツテ此事ハ其生産ノ任ニ當ル農村ノ誇デアルト同時ニ、今後モ其供給ヲ全ウスルコトハ其最大ノ責務デアルコトハ謂フマデモナイ。然ル所本日昭和十四米穀年度ニ於ケル、米穀ノ公定價格ノ決定ニ際シテ、標準最高價格ヲ卅五圓四十錢トシ、諸般ノ經濟事情ノ變動ニモ拘ラズ前米穀年度ノソレト同一ニ据置イタ所以ハ、我國戰時經濟ノ圓滑ナル運營上一般物價抑制ノ方針ニ基キ、國民ノ主要食糧タル米穀ニ關シテモ其價格ノ一般物價ニ及ボス影響ヲ考慮スルノ要アルタメ、米穀統制法ノ定ムル範圍内ニ於テ可及的ニ其騰貴ヲ來サマラシメテ一般物價政策ノ貫徹ニ資シ、依ツテ以テ統後國民生活ノ安定ヲ圖リ

聖戰ノ目的貫徹ヲ期セントスルニ外ナラヌ。惟フニ今後時局ノ特殊情勢下ニ於テ必要ナル食糧生産ノ確保増進ヲ圖ルコトハ極メテ緊要事デアツテ而モ容易ノ業デハナイ。之ガ爲ニハ生産者タル農家自ラノ奉公ノ精神ト之ニ基ク非常ナル努力ニ俟ツベキ所益々大ナルモノガアル。依ツテ農家ハ此際政府ノ意ノアル所ヲ諒トシ、ヨク堅忍不拔之ガ達成ニ努力セラレ度キト共ニ、國民各方面ニ於テモ宜敷ク此間ノ事情ヲ察シ國策ニ順應シテ之ニ協力シ、生産上必要ナ資材ノ供給及ビ其價格ノ抑制ニ遺憾ナカラシメ、相共ニ時難ヲ分擔スルコトガ肝要デアツテ、之ヲ獨リ農家ノミノ負擔ニ歸セシムベキデハナイ。政府モ亦コノ趣旨ヲ以テ諸施設ニ努ムベキモノト思考スル。コ、ニ本聲明ヲ發シテ其意ノ存スル所ヲ明カニシ、廣ク農家及其他全國民ノ協力ヲ冀フ次第デアル。」

即ち政府は低物價政策遂行の爲の米價据置の必要を認め、先づ農家に犠牲を求め之を鑑として全國民の物價抑制への協力を強調したわけであるが、其聲明から察しても此米價据置はかなり無理ではなかつたかとの感を起さしめた。

扱て上述の如く政府は低物價政策を堅持し、中央物價委員會も亦個々の物資に就き標準價格公定其他の方法で極力之を支援したのであるが、市場に於ける物資は眞に多種であり、且つ其規格は實に想像に餘る程複雑多様である。故に從來の如く價格の騰貴せる物品を追掛けて、夫々の公定價格を作つてゆくことは頗る困難な場合が多い。其最も明

價格形成への
示唆

支那事變下の物價政策概観

らかな例は一物品の公定價格を作つても、其直後、原料物資が値上りを示したならば、右の公定價格は直ちに變更せられねばならない。のみならず規格を統一することも亦中容易な仕事ではない。更にそれ以上に重視すべきことは物價現象をそのみ切離して考へ、單に販賣價格を抑へつけようとするれば、必然的に生産の減退を招き、却つて物價を混亂に陥れるであらう。有效なるべき公定價格の決定は單に當該物品のみを取出したのでは足らず、原料、勞力、運送等のコスト、競争品乃至同原料系統物品の市價等其他種々の事情を考慮せねば行ひ得ない。斯かる事情を考慮して綜合作成された公定價格にして始めて、物價統制の目的に適合するものと謂へるであらう。中央物價委員會第十六回總會（十二月十九日）に於ては物價調整の重要性に鑑み、

- 1 物價調整は其關する所、商工、農林、水産は勿論、貿易、金融、交通、賃金及び料金等頗る廣汎に亙つて居り、各方面の實效的措置と相俟つて始めて徹底せられるものであるから、本委員會の機能を強化し、主要なる決定に關しては大臣が閣議を通じて官廳の實效的措置を求むること、
- 2 綜合的物價調整のため有力なる調整機關を商工省に特設すること、

- 3 或は曩には第二次と考へられたもの、或は既に國家の相當統制を受けてゐるもの、乃至需給調整措置の講せられてゐるものに對しても、新に價格統制策の考究を行ふべきこと、

等を決議したが、更に池田藏商相は從來の物價抑制策から物價形成策への發展を示唆する注目すべき見解を發表したのであつた。即ち

「物價騰貴ハ之ヲ絶對ニ抑止セネバナライコトハ第三回ノ本委員會ニ於テ決定答申セラレタ所デアル。本委員會ノ非常ナル御努力ニヨツテ重要物品ニ就キ續々ト標準最高販賣價格ガ決定セラレ、公定價格制度モ相當汎ク實施ヲ見ルニ至ツタノデアツテ、一般物價指數ニモ其ノ效果ガ現ハレルニ至ツタ。併シ之ヲ以テ満足シテイ、トイフコトデハナイコトハ謂フヲ俟タナイ所デアアル。（中略）物價對策モ從來ハ異常ニ騰貴シタモノヲドウ抑ヘルカト言フ點ガ重點デアツタガ、今後ハ如何ニシテ正常ナル價格ヲ形成シテユクカト言フ、謂ハバ恒久策トデモ言フベキ段階ニ入ツテクルト思フノデアツテ、本委員會ノ仕事モ益々難シクナツテユクト思フノデアアル。物資需給調整ノ強化ニ伴フ原料ノ値上リ、材料ノ不足ニ依ル操業ノ縮小、製造制限ニ依ル商品ノ取扱數量ノ減少等ヲ考慮スルト、製造ノ原價、取扱商人ノ口錢等ニ就テモ從來ト異ル色々ノ要素ヲ加ヘテ決定致サネバナラヌヤウニナル。」

斯くの如く昭和十三年最後の中央物價委員會總會に於て同委員會の機能の擴大強化が唱へられ、又政府の意向として従來の物價の異常騰貴抑制の埒から出でて、適正なる價格の形成に物價對策を展開せんとする示唆が行はれたことは特に重要視すべき事柄であつたと謂へよう。

綿絲等の二重價格制

據て綿絲、スフ及びスフ絲、人造絹絲、毛絲は、何れも夫々の販賣價格取締規則に基づく商工大臣の指定價格によつて統制されてゐた。併し乍ら輸入力を増進するには輸出を振興し、外貨を出來得る限り多く獲得することが必要であり、其意味に於て綿絲等重要輸出品の輸出價格を統制して置くことは却つて不利を免れない。又所謂圓ブロック向輸出は外貨獲得にはならないが、圓貨の回收といふ點から考へて之亦重要な意義があり、而も圓ブロック内では實際上内地市場より遙かに高い價格で取引されてゐる。こゝに於て平沼内閣の八田商相は輸出増進の見地から前記纖維品類の販賣價格取締規則を改正し、綿絲に付ては輸出品及び輸出品原材料として販賣するとき、又人絹絲、毛絲ス・フ及びスフ絲に付ては輸出するときに限り、指定價格の適用を免れしめることとした（昭和十四年一月九日商工省令第一一四號）。こゝに輸出振興策としての二重價格制が行はれたのである。

中央物價委員會の改組

次いで中央物價委員會第十七回總會（二月三日）に於て八田商相は「従來の中央物價委員會の目標が物價の急騰を抑制するにあつたに對し、今や愈々本格的に支那事變前への物價の引戻しを目標とすると共に、供給の確保に就いても遺憾なからしめる爲には、原料の價格を引下げて漸次製品の價格に及ぼし、且商品間の均衡を保たしめる上から見て、物資自體の外に金融、通貨、貿易、賃金等廣汎なる考慮を要する」旨を述べて政府に於ける價格形成對策樹立の意向を明らかにし、之に次いで此價格形成段階に順應すべき「中央物價委員會ノ整備擴充ノ件」を決議したが、其要點は

「價格騰貴抑制といふ應急策から價格形成といふ恒久策への轉換に伴ひ、中央物價委員會の機能を強化する爲、従來の第一、第二特別委員會を廢止して、少數委員より成る常任委員會をして物價對策の根本方針の決定及び各種専門委員會との連絡統合に當らしめると共に、金融、貿易、交通、労働、農林等の關係者をも物價委員に加へて機構を完備する」

といふのであつた。

既に述べた如く昭和十三年秋頃の物價は概して落着模様を示してゐたが、其後昭和十

四年度豫算案の發表時分より再び騰勢に轉じ其傾向は越年後益々激化した。即ち日銀卸賣物價指數昭和十三年十月の二五二・五より同年十二月には二五五・一となり、翌年一月二五九・〇、二月二六四・四といふ激騰振りを呈し、又東京小賣物價指數は其の間二〇七・八より二一四・一迄奔騰した。加ふるに闇取引は需給逼迫に随つて愈々著しく、インフレイションの懸念は頓に増加し、此状態は議會に反映せられて物價問題に關する論議は極めて活潑となつた。而して石渡藏相は通貨の膨脹は物の増加に順應せる健全なるものであつて、爲替基準が維持せられ、通貨の大増發無き限り、所謂惡性インフレイションは起り得ざること、物價騰貴は政府の巨額なる資金撒布を中止すれば根本的に抑制し得べきも、之は固より不可能であるから、此撒布された資金の回収に盡力すべきこと、従つて一部消費部門に於ける需要の増加は貯蓄獎勵及び増税の形で處置すべく、國民の自覺ある協力を要望する旨を述べ、惡性インフレイションの危険に就いて依然否定的見解を表明した。

三月一日には價格形成段階に順應すべき中央物價委員會の改組が行はれた。即ち勅令第三六號によつて中央物價委員會の委員數を從來の三十人（最初は二十五人であつたが昭和十三

年六月三十人に増員せられた）以内より五十人以内を増加し（第五條）、會長は從來の商工大臣兼任の制度を廢して適當なる權威者をして指導せしめる爲「商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」ることとなり、之に伴つて内部機構は先に述べた如く從來の二つの特別委員會を廢して、強力なる常任委員會制を採ることとした。而して新會長としては池田成彬氏が任命せられたが、同氏は就任に當り價格形成の意味を次の如く述べたのであつた。

「物價問題ハ現在ニ於ケル最モ困難ナモノ、一ツデアルガ、一日モ之ヲユルガセニスルコトハ出来ナイ。私ガ商工大臣時代ニヤツタ物價政策ハ時局ト需給ノ關係カラ急騰シ出シタ物價ヲトリアヘズ抑ヘルト云フ騰勢抑止ノ應急的措置ニ過ギナカツタガ、當時トシテハソレ以上ノ事ガ出来ナカツタノハ仕方ノナイコトダト思ツテキル。然シ今ヤ物價ハモット深く掘下ゲテ檢討サレネバナラヌ時期ニ到達シタ。從來ノ如キ個々ノ商品價格ノ騰勢ヲ抑制スルコトカラ一步前進シテ全國的ニ我國物價ノ水準ヲ低下セシメ、コ、カラ低物價ノ適正ヲ期サネバナラヌト思フ。即チ全面的低物價ニ關スル諸工作ハ軍備充實、生産力擴充及ビ輸出振興ノ三大目標達成ノタメ絶対ニ必要ナコトデアリ、ヒイテ國民生活ノ安定ヤ圓滑ナル豫算ノ施行ニ資スル所以ト考ヘル。今日ノ物價ハドウシテモ低下セシメネバナラヌ。然シ現在ノ如キ高イ原材料、運賃、賃金等デハ個々ノ商品ノコストハ勢ヒ高カラザ

ルヲ得マイ。生産コストヲ引下ゲズニ製品價格ダケヲ引下ゲルノハドウシテモ無理ダ。故ニ今後ハ原材料、運賃、賃金等ヲ委員會デ積極的ニ取上ゲ之ガ低下ヲ圖ルト共ニ、一般的物價水準ヲ引下ゲ、個々ノ商品價格ノ間ニ不均衡ノコト無カラシメルヤウニセネバナラヌト思ツテキル。要ハ物價委員會モ改組サレテ強力ナモノトナルノデアラカラ、物資ノ需給状態ヲモ睨ミ合セテ三大目標達成ノ爲、低イ適正物價ヲ全面的ニ形成セシメル恒久的對策ノ樹立ニ努力シタイ。」

而してこゝに價格抑制段階から價格形成段階に入ると謂つても、其形成さるべき適正價格に就いては政府の此時の見解に従へば

「物價ノ上ツテ來タノハ事變ガ起ツタガ爲ニ生ジタ經濟界ノ色々ノコトガ原因致シテ居ルノデアリマスカラ、事變前ヲ先ヅ目標トシテ、考ヘ方ヲ其處ニ置イテ、個々ノ物資或ハ其ノ時ノ事情或ハ現實ノ物價ノ問題、即チ其ノ物價ヲ構成スル所ノ原料其ノ他ノ問題ニ付キマシテ、慎重ナ考慮ヲ以テ所謂適正價格ヲ形成スル」(衆議院豫算總會に於ける八田商相の答辯)

と謂ふのであるが、之は早急に決定せられる筈はない。而して中央物價委員會に於ては今後慎重に之を調査審議するわけであるが、其間に色々ノ事情から値上りする物資に對しては、從來と同様應急的に之を抑制して行かなければならない。斯くて三月四日には絹織物が物品販賣價格取締規則の指定品目として一月十日の價格で統制せられ(商工省

告示第四七號)、更に三月七日には砂糖其他の數種の物品が之亦同規則の指定品目として三月四日の價格で抑制された(商工省告示第四八號)。

中央物價委員會第十九回總會(三月十一日)は改組後最初の總會として常任委員會並に其中樞機關又は會長のブレイン・トラストとも見らるべき小委員會即ち後の所謂連絡部會の委員を任命し、更にス・フ製品、釘、鐵線、珈琲の標準最高價格を市價より一割五分乃至三割下値で決定した。又第二十回總會(三月十五日)は絹製品の標準最高價格を去る三月四日商工大臣が物品販賣價格取締規則に基き指定した價格(一月十日に於ける支價)より一割五分上値で決定したが、之は生絲の價格及び内需、外需の問題に關聯して農林、商工兩省の關係者間に於て中々議論の複雑多岐なものがあつた。更に第二十一回總會(三月廿三日)は絹製品の殘部に就き右と同様な決定を行つた外、第廿二回總會(三月三十日)は砂糖、清酒、麥酒、清涼飲料、亞鉛、鐵板、木炭及び煉炭、人絹織物、絹織物の標準價格を何れも増稅其の他の事情を考慮して新定又は改定した。

尙三月廿五日には臨時肥料配給統制法(昭和十二年九月九日法律第九一號)第二條及び第三條の規定に基づいて肥料配給統制規則(商工農林省令第二號)が公布施行されたが、其第十一

條に於て「農林大臣及商工大臣ノ指定スル肥料ノ賣渡ヲ爲ス者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際農林大臣及商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ、農林大臣及商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該肥料ヲ賣渡スコトヲ得ズ、但取引所ニ於テ賣買スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ因リ、卸賣ニ付テハ農林大臣及商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」と規定された。こゝに於て政府は肥料に對しても物品販賣價格取を繞る團體の意見は直ちに融合統一されないことが多い。

扱て物資の價格に就いては其統制が緊急問題と認められ、以上論述し來つた如く色々な方策が行はれたが、賃金に就いては未だ何等具體的な統制策が講せられず、生産力擴充に伴ふ労働者の引拔競争が激化し、産業界に於て甚だしい困却を蒙るといふ有様であつた。加之既に述べた如く、物價政策が所謂適正價格形成の段階に入るとすれば、物價の重要な構成要素たる賃金に就いても、適正なる標準を作ることが當然要請せられなければならない。而して強力な物價統制遂行の爲、議會に於て國家總動員法第十九條の

發動が種々議論せられ、政府亦之が發動の意圖を有するに至つて、賃金に關しても同様の規制が行はるべきは自然の成行であつた。即ち戰時經濟下の人的資源の確保及び其合理的な利用を圖ると共に、所謂適正物價形成の素地を作るため、先づ賃金に對する強力なる法規の必要が認められ、こゝに國家總動員法第六條に基づく賃金統制令(三月三十日勅令第一二八號)が公布され、四月十日(外地に於ては八月一日)より實施を見ることとなつた。之に據れば「工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業」は本令を適用せられ(第二條)「常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ」地方長官に届出で、地方長官に於て之を不適當と認むる場合之が變更を命じ得べく(第四條)、事業主は未経験労働者を雇入れたるときは厚生大臣又は地方長官の定むる未経験労働者の初給賃金を支拂ふべく命せられ(第五條)、其他賃金の額又は其の支給方法に就き地方長官は之が變更を求め得べく(第六條)、上述せる如き厚生大臣の本令適用事業の指定、初給賃金の決定、地方長官の賃金規則變更命令等を行ふに付ての諮問機關として賃金委員會が設置される(第七條)のである。而して同時に公布せられた賃金委員會官制(勅令第一二九號)に

據れば、貸金委員會は中央貸金委員會、道府縣貸金委員會及び鑛山貸金委員會に分れ、夫々厚生大臣、地方長官及び鑛山監督局長の監督に屬し、又之等を會長に戴くが、其任務は之等機關の「諮問ニ應ジ貸金統制令施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス」と共に、「勞働者ノ貸金ニ關スル重要事項ニ付キ關係行政廳ニ建議スルコト」に存し（第一條、第四條）中央貸金委員會の委員は三十人以内、道府縣貸金委員會及び鑛山貸金委員會の委員は各十五人以内とし、特設せらるべき臨時委員と共に何れも「關係各廳高等官及び學識經驗アル者」より任命せられるといふのであつた。即ち政府は斯くの如き貸金委員會を中心として貸金統制を行ひ、戰時經濟下に於ける人的資源の合理的利用を圖ると共に、適正價格形成の一要素たらしめんとしたものであらう。

米穀配給統制

第七十四議會に於ける立法中、物價政策上特に注意すべきは米穀配給統制法（四月十四日法律第八一號）であつた。同法の趣旨は「第一ハ米穀ノ需給ヲ統合シ之ガ適正ナル價格ヲ構成スル爲メニ從來ノ米穀取引所ヲ廢シ、新ニ日本米穀株式會社ヲ設立シ全國ノ必要ナル場所ニ正米取引ヲ主トスル市場ヲ開設セシメ、一定ノ基準ノ下ニ取引ヲ爲サシ」め「第二ハ米穀ノ取扱業者ノ安定ヲ圖リ且必要アル場合政府ノ配給統制ニ協力セシムル爲メ、

新ニ之等ノ者ニ對シ許可制度ヲ設」け「第三ハ政府ハ必要アル場合ニ於テ米穀ノ取扱業者ニ對シ、賣買、讓渡、使用ニ關シ米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲シ得」ることとする點に在り、其第四條に於て

政府ハ特ニ必要アル場合米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀ノ配給統制ニ關スル命令ヲ爲スコトヲ得

と規定し、之が違反行爲は千圓以下の罰金に處せられることとなつた（第四十一條第二號）。即ち從來の米穀統制法によつて定められる米穀の最高價格は何等市場取引に對する拘束力を有しないのであつたが、本法に據れば政府は必要に應じて販賣價格をも指定し得るわけであつて米穀が國民の主食として其價格の騰落の物價に及ぼす影響の重大性に鑑み、右規定は極めて重要視すべきものであつた。

扱
観

扱て昭和十三年五月以來の物價政策の基調は、それまで法規的には殆ど暴利取締令一本で支持されんとして來た物價統制が、輸出入品等臨時措置法の價格統制部面への發動並に中央物價委員會の標準價格決定によつて著しく強化せられたといふ點に在つたと考へられる。即ち一方に輸出入品等臨時措置法第二條に基づく販賣價格取締規則が先づ綿

絲に、次いでス・フ其他の纖維品に、それから商工大臣の指定する一般物品に對して發動され、之等の價格は或は商工大臣又は地方長官の指定する公定價格、或は商工大臣の指定する期日の市價に法規的に抑制せられたが、他方中央物價委員會は物價統制策の理論的考察を進めると共に、各商品別の價格騰貴抑制の具體策を研究し、重要物品の標準最高販賣價格を決定して政府に答申した。而して或場合には物品販賣價格取締規則で一定期日の市價に抑へられた物品に就き、應て中央物價委員會の標準價格が答申されて、之を基準として商工大臣又は地方長官の指定する公定價格が作られ、又或場合には中央物價委員會が先づ標準價格を答申した物品を商工大臣が物品販賣價格取締規則の適用品目として指定するといふ如く、商工省と中央物價委員會とが相互緊密な聯絡をとりつゝ、物價統制に當つたのである。勿論業者の自治的統制によつて之に協力した部門も少からず、又需給調整協議會の之に寄與するところもあつたであらう。更に其間暴利取締令が強化せられたことも忘れてはならない。併し斯かる物價對策は次第に行詰りに達著したもの如く、同年の終頃から物價騰貴は再び顯著となり、其傾向は越年後も些かも變らなかつた。蓋し今迄の方法は價格騰貴の甚だしき物品若しくは價格騰貴の甚だしからん

とする物品を、其都度一つ／＼追掛けて公定價格を作つたのであるが、諸種の物品は原料勞力其他色々な事情に於て相互關聯して居り、其の中の幾つかの物品を採上げて價格を公定する結果は却つて生産を減少せしめ、關取引を増大し、需給關係を益々混亂せしめる危険があつた。加之、所謂生産力擴充に基づく國民購買力の大膨脹があるのに對し、事變の長期化に基づく物資供給の不足が次第に激化して一段と需給關係を逼迫せしめ、物價統制も従來の如きいは、姑息的皮相的方策を以てしては到底其目的を達成し難きことが明らかとなつた。即ち單なる價格騰貴抑制ではなく、生産、需給關係等を十分に考慮し、且戰時國民經濟の運行に適合すべき適正物價を形成する必要が認められ、こゝに物價政策に就いて所謂價格抑制段階から價格形成段階への發展が要望せられるに至つた。而して之が爲には先づ中央物價委員會の擴大強化が行はれ、池田成彬氏の會長の下に此新物價政策の基本方針が調査審議せられることとなつたが、一方生産力擴充に必要な人的資源の合理的利用を圖ることを當面の目的として公布された賃金統制令は、同時に適正物價構成要素としての賃金の國家的規制の道を拓くこととなつた。

第四章 「物價統制大綱」と「物價統制實施要綱」(昭和十四年四月—同八月)

物價統制大綱

中央物價委員會は昭和十四年三月の機構改正後、小委員會に於て協議の下に所謂適正價格形成に關する基本方針を賀屋、津島、高橋三主査委員の手に於て考究したが、四月二十一日其原案が決定を見、「物價統制大綱」原案として發表せられた。其概要は略々次の如くである。

第一項 物價政策の目標

生産力の擴充並に物價問題の解決は戰爭遂行上の急務にして、特に高物價は輸入力の削減、豫算の實施阻害、國民貯蓄意思の毀損、生産力擴充事業の弱體化、國民生活の安定破壊等戰時經濟を混亂に陥らしめるから、之が抜本的對策を講ずる必要がある。政府は夙に物價騰貴抑制の爲、應急的措置を講じたるも、今や單に物價現象を直接的に制御するに止めず、財政經濟の全般に亘り根本的綜合的對策を確立すべき時期に立至つた。而して當面の物價統制の目標は爲替相場を現状に維持しつつ、輸出の増進、

生産の擴充、軍需の供給確保を圖ると共に、國民生活の安定を保持し、戰時經濟の運営に遺憾無からしめるに存するから、物價安定の基準は國際物價水準に照應する點でなければならぬ。即ち輸入品は輸入價格を、輸出品原材料は其海外市場價格を基礎とすべく、其他の一般物品の價格は上述せる物價統制の目的達成と輸出品原材料等の價格との權衡を考慮して之を定むべきであらう。但し斯かる價格基準の引下に伴つて起るべき過渡的な生産減少を防ぐ爲、企業内部及び企業相互間の合理化並に補助對策を併せ考慮することを必要とする。

第二項 價格の公定

現在の物價統制策の根幹は價格公定であるが、戰時下に於ける適正なる基準及び方式に基づいて算出された所謂戰時適正價格を形成せねばならぬ。而して先づ軍需資材、輸出資材、生産力擴充資材及び國民生活必需品、就中全體の價格形成上最大影響のあるものから順次に公定を行ふべく、之等公定價格に對しては生産規格、需給調整計畫を確立すると共に、其原材料の供給を優先的に確保するを要する。次に適正價格は原材料、賃金、運賃、利潤等の各構成要素毎に原價計算を行つた上達觀的検討を加へて

之を定むべく、右の原價計算は原則として中庸生産費主義を採り、公定後原價に一定限界以上變化を生じたる場合は、一定の準則に基づいて公定價格を改定することとし、又此公定價格は最高價格として生産者、輸入者より最終消費者に至る迄各段階毎に之を作らねばならぬ。

第三項 需要供給の調整

物價騰貴の根本原因は物資需給の跛行に在るから之を調整せねばならぬ。従つて昭和十四年度物資動員計畫は季節的變動及び事情變更に對する調整に留意しつゝ勵行し、豫算に就いても特に物資動員計畫及び需給調整計畫と緊密なる聯絡を保つて實行すべく、又昭和十五年以降の物資動員計畫及び豫算編成も物資及び勞力の合理的利用と其正確なる見透に基づいて之を行ひ、動員計畫外の物資に就いても亦適當なる計畫を樹立すべきである。他方供給確保の見地から生産の増大、輸入力の増進、代用品使用の奨励、廢品及び不用貯藏品の利用を圖るべきは勿論なるも、所要物資の増産には極力價格の引上を避け、不急不用品の生産制限及び經營の合理化、能率の統制等に依つて之を行ひ、其の爲にはプール制による價格平準化、將來の危険に對する企業採算の調

整措置、補助金交付等を考慮し、特に生産擴充計畫に就いては物資勞力の合理的利用を圖ると共に、右計畫外の食糧品其他の重要物資の増産も忘つてはならない。併し乍ら現状を以てすれば物資の供給増加には自ら限度があるから、需給調整の主眼は當然之を需要の側に求むべく、政府の消費特に軍事費の支出は時間的地理的に調整し、地方團體等の消費は當該物資の需給状態を慎重に検討して之を行ひ、又臨時資金調整法の運用に就いても企業の物資供給力が考慮されねばならぬ。次に一般民需の調整に就いては一方に貯蓄奨励、税制改正、保險の利用、政府公共團體の増俸差控等によつて購買力の膨脹を抑へると共に、個人及び團體に對し具體的に各種物資の必要限度を示して、之が消費節約を徹底的に勵行せしめ、特に不急不用品は法規的に其消費を制約する必要がある。更に配給調整の爲、組織の合理化、在庫品の動員、買溜の取締、思惑資金の抑制、運輸の統制が行はれねばならぬ。

第四項 生産費構成要素の調整

戦時適正價格を形成するが爲には、當該物資の生産費構成要素即ち原料資材、賃金、運賃、利潤、家賃、地代等に就いても根本的な對策を施す必要がある。先づ賃金に就

ては求むべき物價基準と生計費との權衡を考慮して、各業種毎に戰時適正賃金標準を定め、之を勞力の調整と併行的に維持しなければならぬ。運賃に就いても運送力擴充の爲に運賃の引上を行ふが如きことを避けるのみならず、求むべき物價基準に照應せる運賃を公定し、之を維持する爲に物資の重要度に基づく運送順位の決定、思惑取引物資の輸送抑制、運送量の季節的調整、運輸機關の一元的統制等によつて能率の合理化に努むべきである。又利潤に就いては商品價格中に含まるべき生産者配給者等の利潤の適正標準を、物價並に賃金の基準に照應せしめて決定すべきであるが、其際戰時特殊の危険率、減價銷却率を考慮して、生産擴充に遺憾なからしむることを要する。更に家賃地代も亦適正物價確保の方針に順應して合理的に規制されねばならぬ。

第五項 物價統制の勵行

政府は其使用物資の單價の調整を圖つて、率先物價統制の勵行に當ると共に、民間當業者團體、一般消費者に對しても之が趣旨の徹底を期し、且物價統制視察制度の樹立、違反に對する制裁の強化等を圖らねばならぬ。更に内地の物價と外地、滿洲の物價との間の相互の影響甚だ大なるものがあるから、各地域の統制機構の確立と物資需

給關係の調整の協力とを圖つて緊密なる聯絡を保つことが必要である。又物價統制の内容が多方面である點から、官廳相互間、官廳と民間、中央と地方等との間の緊密な聯絡協調が維持されねばならぬ。最後に政府は物價統制の及ぼす影響、特に賃金規制の從業者に對する、價格規制の間屋小賣商に對する影響を考慮し、其弊害を除去する方策を講せねばならぬ。

扱て之によつて價格形成段階に於ける中央物價委員會乃至政府の政策の根本方針が闡明せられたわけであるが、今其中特に注意すべき若干の點を拾へば

- (1) 物價統制の戰時經濟運行上に占める決定的重要性が繰返し確認されたこと、
- (2) 應急對策の時期が既に過去つて、根本的綜合的對策の樹立の時期に到つたと認められたこと、
- (3) 求めらるべき原則上の物價水準が最早事變前物價に非ずして國際物價水準に置かれるに到つたこと、
- (4) 所謂適正價格の公定が物價對策の根幹とされ、且それが全體の價格形成上に及ぼす重要性に基づき、各物資に就いて順序立てて行はるべく、其基礎としての原價計

算に就き中庸生産主義の採らるべきこととその他相當細密に互り技術的方法が考慮されたこと。

- (5) 而も物價騰貴の根本原因を物資需給の跛行に求めて、物資及び資金に就き動員計畫及び豫算の實施上に於ける慎重なる調整を要望したこと。
- (6) 供給増加の方法として價格の引上を排し、極力經營の合理化を強調し、已むを得なければ補助金交付をも認めたこと。

- (7) 供給増加の限界を認めて、需給調整の主眼を需要削減の側に求め、消費節約の徹底的勵行を強調したこと。

- (8) 戰時適正價格形成の爲、賃金、利潤、運賃、家賃、地代等の價格構成要素に就いて、適正價格基準に照應すべき適正標準の形成を必要と認めたこと。

- (9) 内地、外地及び滿洲の間に物價統制上の協調を求めたこと。

等であるが、更に其趣旨を明らかにするため池田會長の之に關する説明を掲げよう。

「今度ノ案ハ綜合的物價對策ヲトツタノデアル。從來ノ如ク騰貴ノ著シイ物品ヲ選ビ抑壓スルノハ最早目的ヲ達スルコトガ出來ヌノデ需給ノ調節、生産費構成要素ノ調整ヲ圖リ、其實效ヲ期スルコ

ト、シタノデアル。ソコデ物價統制ノ目的ハ二ツノ方面ヲ考ヘタノデアルガ、一ツハ生産力ノ増進、軍需ノ充足ヲ圖リ、國民生活ノ安定ヲ期スルト共ニ、今一ツハ輸出ノ増進ヲシナケレバナラナイ。ソコデ此目的ヲ達スルニハドウシテモ物價水準ヲ國際水準ニ照應シタ所ニ持ツテユカネバナラナイ。先ヅ今度ノ物價對策ノ特色ノ一ツハ需給ノ調整ニ主要點ヲ置イタノデアルガ、需要ニ對シ供給ヲ増加スルコトニハ限リガアルノデ需要ノ方面ニ統制ヲ強化シナクテハナラナイ。ソレニシテモ生産力ノ擴充ニ大イニ力ヲ注ガネバナラヌガ、其場合價格ヲ引上げて其目的ヲ達スルコトハ現下ノ物價統制ノ目的ニ背馳スルノミナラズ、産業ノ基礎ヲ危クスルカラ之ハ萬已ムヲ得ナイ時ニ限リ、經營ノ合理化、能率ノ増進其他ノ對策ヲ考ヘル。併シ何ト云ツテモ生産ノ増大ニハ限リガアルカラ、物價政策ノ調整ハ需要ノ調整ニ主點ヲ置ク。需要調整ニ就テハ政府豫算ト生産力擴充、一般民需ノ三ツヲ適當ニ調節セネバナラナイ。從ツテ政府ノ消費、生産力擴充ニ就テモ考慮スルガ、物價委員會トシテ特ニ關心ヲ持ツテ對策ヲ樹テツ、アルノハ一般民需ノ調節デアル。一般購買力ノ調節ニ就テハ之ガ充分出來レバ他ノ厄介ナ消費ノ統制ヲヤラズニスムカラ、全力ヲ擧ゲテ購買力ノ調節ガ出來ルヤウニ方策ヲ考ヘテキル。一般購買力ノ調節ニ全力ヲ擧ゲテモソレガ不充分ナ時ハ、一般ノ消費統制ノ法律的方法ヲ考ヘテキル。今度ノ物價對策ノモ一ツノ特色ハ物價ノ公定ト生産費トノ間ニ適正ナ關係ヲ保タントシテキル點デアル。生産費ト公定物價トノ關係ヲ適當ニ保タシムルタメニハ、單ニ材料、原料ノミナラズ、生産費ノ大ナル要素タル賃金、運賃、價格ノ中ニ含まレル利潤ヲ適正ニ調和フトレレヤウニセネバナラヌ。賃金ヲ適當ニ規制スルタメニハ生活費ヲ規制スル必要ガアルカラ、

家賃地代等ニ就テモ適當ニ規制シヨウト思フ。大體以上ガ今度ノ物價政策ニトリ入レラレタ主要ナ點デアアルガ、モ一ツ之マデノ物價ノ定メ方ニ就テ今日ノ要求ニソグハナイモノガアルカラ、物價公定ノ技術的方法ニ相當ノ改善ヲ加ヘタ。價格ノ公定ノ技術的改善ハ之マデノ物價公定方法ハ物價公貴ノ甚ダシイモノヲ出鱈目ニ抑ヘタノデアアルガ、今度ハ戰時經濟ヲ維持スルニ必要ナルモノニ就キ前以テ方針ヲ樹テ、如何ナルモノヲ公定スルカヲ選ビ、戰時經濟上必要ナルモノ、即チ軍需資材、生産力擴充資材、國民生活必需品等ヲ公定シテユクモノデアアル。併シソレダケデモ廣範圍ニ互ルノデ、ソレ以外ノモノニ就テ總テノモノヲ公定スルワケニハユカヌ。ソコデ公定スルモノト、一應公定外ニ置クモノトヲ區別シ、公定シタカラニハソレガ經濟的ニ維持サレルヤウニシテユク。サウイフ風ニスルニハ需給調整ガ出來ネバナラヌ。故ニ公定價格品ニ需給調整ヲ圖ル。モウ一ツニハ公定外ノ物品ガ多イノデハ價格ノ公定ガ維持出來ヌカラ、今度ハ普遍的ニ定メ規格ノ統制其他ノ方法ニヨリ公定價格ノ勵行ガ出來ルヤウニスル。併シ公定價格ノ出來ヌ物品ハソノマ、ニシテ置クト他ノモノニ影響ガアルカラ、ソレニ就テハ適當ナ方法ヲ考ヘル。先程物價對策ハ生産費トノ調和ヲ考ヘテキルト言ツタガ、生産費算出方法ニ就テハ現在必要ナ物價水準ヲ維持シ且戰時ナルコトヲ考ヘ、賃金、利潤、運賃ヲ適正ニ考ヘテ定メル。之ニ就テハイヅレ相當ナ機關ニヨリ具體的ナモノガ研究サレルデアラウ。今言ツタヤウニ物價政策ノ中心目標トシテキル點ハ公定價格ノ定ツタモノニ就テデアアルカラ、物價政策ガウマク行ツテキルカ否カハ主トシテ公定品ニ就テノ物價ガウマク行ツテキルカ否カニ在ル。トコロガ現在ノ物價指數ハ公定品モ然ラザルモノモ入ツテキルカラ、物價政策ガ

ウマク行ツテキルカ否カガ解ラナイ故ニ、物價指數ニ就テ適當ナ考慮ガ必要デアラウ。生活費指數ニ就テモ同様デアアル。今度ノ物價政策ノ根幹ハ今述べタ通りデアアルガ、此外ニ物價統制ノ勵行方法、内外地ノ聯絡、物價統制ノ影響ニ對スル措置ニ就テモ考ヘテキル

此「物價統制大綱」が能く價格形成に必要と認められる諸點を考慮して慎重穩當に作製せられた點は容易に之を理解し得る。併し乍ら同時に一方に膨大な財政支出の繼續と、他方に物資供給の逼迫といふ事實を其まゝにしての物價統制が如何に困難であるかといふ點も之によつて能くうかがひ得るであらう。適正價格の決定に就いて原價計算に據るべきを述べつゝも、之が「戰時下ニ於テ適正トスベキ原價計算」であることを求め、更に「コノ場合ニ於テ機械的原價計算主義ニ依ルトキハ或ハ物價ヲ高位ニ齎ス傾向アルベキヲ以テ、同時ニ之ニ達觀的檢討ヲ加ヘ、且物價相互間ノ均衡ヲ考慮シ戰時基準ノ維持ニ努ムルコト」を要求してゐるが如き、其歸結竝に實行が極めて困難なものであることを認めざるを得ない。即ち斯くの如き制約は本大綱の各所に認められるのであつて、それは能く現下に於ける物價統制が如何に複雑微妙なるかを物語つてゐる。併し兎も角此大綱によつて物價政策は從來の價格騰貴抑制の段階から一飛躍を試みんとするに至つた

ことは明らかである。右原案は常任委員会に於て若干の修正を受けた後、第二十三回中央物價委員會總會（四月二十七日）で可決、政府に答申せられ、聽て五月五日の閣議に於て正式承認を見、平沼首相は之が具體化を圖るべき旨聲明した。斯くて五月十一日の第二十四回總會に於て右具體案考究の爲（一）物價基準の決定及び價格の公定、（二）需要供給の調整、（三）賃金、（四）利潤及び家賃地代等、（五）運賃、（六）物價統制の勵行其他、を夫々擔當する六部會が設けられ、之が研究が始められることとなつたのである。

併し一方に斯かる價格形成に對する研究を行ひつゝも、他方には現實に昂騰を示しつつある物品の價格を應急的に抑制してゆくことは固より必要である。されば中央物價委員會の總會に於ては引續き存置せらるゝ各商品の専門委員會の報告により、常任委員會の議を経たる物品に就き從來の遺方通り次々に標準價格を決定したのである。

物價局の設置

斯くの如く中央物價委員會が恒久的及び應急的物價對策に盡力しつゝあるとき、他方商工省の外局として商工大臣を長官に戴く物價局が設置された。即ち六月十六日公布せられた物價局官制（勅令第二九一號）に據れば、物價局は「商工大臣ノ管理ニ屬シ物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル」のであるが、其任務は、

- 1 物價委員會との緊密なる連繫、
 - 2 物價關係の法令及び例規の審議立案、
 - 3 物價調整に關する諸般の調査、
 - 4 物價調整に關する報道及び情報の蒐集並に宣傳、
 - 5 物價調整に關する資料の蒐集調整、
 - 6 原價計算の事務、
 - 7 公定價格の設定、
 - 8 物價調整に關する綜合計畫の樹立、
 - 9 物價調整方策實施上の統一連絡（各官廳は勿論地方廳、公共團體、經濟團體等との連絡）
 - 10 地方物價委員會との連絡指導、
 - 11 一般國民の消費節約に關する事項及び物價問題に關し精動運動との協力、
 - 12 物價統制の勵行及び其成績の監察、
- 等であつて、一つには中央物價委員會の大幹事役の立場から、同委員會の活動運営に協

力すると共に、二つには政府としての物價統制諸工作の實行の責に任せんとするものであつた。

未経験労働者
初給賃金の答
申

次いで曩に賃金統制令に基づいて設置された中央賃金委員會の手によつて、工場及び鑛山未経験労働者の初給賃金標準が可決答申せられた(六月廿四日)。即ち全國を工場労働者に就いて四つのブロック、鑛山労働者に就いて三つのブロックに分ち、其初給賃金を大體昭和十三年四月から十二月の間の平均、従つて當時に比べ約一、二割の引下に決定したのであつて、此引下に對しては世間に種々批判もあつたが、兎も角此標準を以て今後未経験労働者の初給賃金が統制されることとなつた。之が産業界を困惑せしめてゐた労働者の争奪戦を緩和することを當面の目的としてゐることは明らかであるが、それが同時に或意味に於ける適正賃金標準を指定したものと、所謂適正價格形成に對して重要な意味を有したことも見逃し得ないのである。

地代家賃等の
應急的釘付

地代及び家賃等(間代を含む)の騰貴抑制策が既に中央物價委員會第八回總會(昭和十三年八月四日)の決定事項として政府に答申せられ、之に基づき厚生、商工、内務三次官の依命通牒を以て、同日以後の地代家賃等の引上の自制が求められたことは曩に述べた通

りである。然るに住宅不足の激化と共に其昂騰は依然停止せず、特に軍需工業地帯に於いて其傾向甚だしきものがあつたので、中央物價委員會は適正價格形成の一環としての適正地代家賃等の標準の決定に先立ち、應急的に之が騰貴抑制を爲すを緊要と認め、第二十七回總會(七月十八日)に於て再び應急的抑制策の要綱を決定した。其趣旨は、

昭和十三年八月四日の厚生、商工、内務三次官の依命通牒の結果、當時の情勢に於ては相當の効果を收めた。而して長期建設に對應すべき一般物價政策確立の爲には、固より地代家賃の適正標準を決定せねばならぬが、事變の現段階に於ける國民生活を安定せしめ經濟の運行を圓滑ならしめる爲には、地代家賃に就き應急的規制を加へる必要ありと認め、國家總動員法第十九條を發動し、地代家賃(權利金敷金其他の實質的賃料を含む)に就き過去の適當の時期を以て最高標準とし、之に準じ時局關係に基づく緊要の地域より順次に適切なる規制を爲すと共に、國民精神總動員運動を通じて國民に協力を求め、又借地法、借家法及び借地借家調停法の施行區域を速かに擴大する、

等の方策を要望するといふのであつた。其主眼とするところは總動員法を發動して一定時期の地代家賃に釘付けしようと言ふ點にあつたが、政府は應て此要望に基づき、總動員

法の發動を決意して、其最高基準を昭和十三年八月四日、即ち前述せる如く三次官依命通牒により地代家賃の引上停止を懲適した期日に於ける額に置くことと定めたのであつた。

肥料價格の指

尙中央物價委員會は時々開かるる總會に於て各種多様の工業品の標準價格を可決答申したが、他方硫酸、過燐酸、石灰窒素等の重要肥料に就いては從來商工省によつて認可された價格を業者が自治的に維持し、其違反行爲に對しては違約金徴收、取引停止等を課するといふ所謂自治的統制が行はれてゐたが、最近に於ける現實の取引状態に鑑み、之に法規的統制を加へる必要が認められるに至つたので、八月三日肥料配給統制規則（昭和十四年三月廿五日農林商工省令第二號）第十一條の規定を發動して之等肥料の公安價格を指定した（農林商工省告示第三號）。従つて之に對する違反行爲は臨時肥料配給統制法第四條第二項の規定に據り、五千圓以下の罰金を課せられることとなり、價格統制は肥料に就いても著しく強化せられた。

米穀の最高販賣價格制

次いで八月廿四日には米穀配給統制法（昭和十四年四月十二日法律第八十一號）第四條の規定に基づく米價の統制が斷行された。既に述べた如く米價は昭和十三年末米穀統制委員會

によつて最高價格を前年通りに、据置の三十五圓四十錢と定められたが、其決定は低物價政策遂行の立前から稍々無理をした感あるものであり、且つ此の米穀統制法に基づく最高價格は政府米の賣渡價格を意味するに止り、何等直接に市價を規制するものではなく、従つて其後市價は昂騰して八月廿四日の標準最高價格は三十九圓十錢に達してゐた。ここに於て政府は低物價政策の遂行と米穀の斯くの如き取引實勢との兩面を考慮して、適切なる米價の統制を實施せんとした。即ち米穀配給統制法第四條第一項の規定に基づいて「米穀ノ最高販賣價格ニ關スル件」（農林商工省令第八號）を公布し「米穀ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ」主務大臣の定むる「最高販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ販賣シ」又は「販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ付シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得」ざることとし之に基づき最高販賣價格を玄米石三十八圓と決定した（農林商工省告示第四號）。此價格は前記米穀統制法に基づく十四年度最高價格に比し二圓六十錢高、當時の市價に比し一圓十錢安であつた。而して政府が斯かる措置を採つたといふことは從來の米穀統制法の米價統制機能の喪失を意味すると共に、前年末低物價政策遂行を第一義として農村の犠牲を要求した米價据置政策の破綻を物語

るものとも評せられる。併し乍ら上述せる如く現實の市場價格は既に三十九圓を上廻つてゐたのであり、今回米穀配給統制法の發動によつて之を引下げ、且つ今後は此最高販賣價格制に對する違反行爲に配給統制法第四十一條に基づき千圓以下の罰金を課し、市價を規制することとしたのは、實質的には矢張低物價政策の遂行であり、特にそれが國民の主食に對する工作であつた點に於て特に注目し値するものがあつた。更に櫻内農相が此新米價を以て昭和十五年度の米價とし度きこと、換言すれば昭和十五年度の米價決定に際し之を再び引上げざるべき旨を言明したことも見逃し難いところであつた。尙九月六日には農林水産物及び農林水産業用品販賣價格取締規則（農林省令第四二號）が公布され、農林水産物及び農林水産業用品の價格が農林大臣の指定する價格又は指定する日に於ける市價を以て抑制されることとなつた。

斯くの如く物價統制が各方面に進捗せられつゝあるとき、豫ねてより中央物價委員會の六部會で考究されてゐた「物價統制大綱」の實施案が「物價統制實施要綱」として統合され、連絡部會に於て審議決定を見、石炭統制に關する「石炭對策要綱」と共に池田會長談の形で其大要が次の如く發表せられた。

物價統制實施要綱

(一) 物價統制實施要綱

物價基準の決定——物價統制の大綱に依り物價基準は國際物價水準に照應して、輸出の増進を可能ならしむることを目標として決定することになつてゐるが、重要輸出品目を一定の區分に依り分類し、分類毎にそれらの輸出の維持増進を可能ならしむる爲、物價低下を圖るべき必要程度を具體的に測定して之を行ふことになるのである。其低下を圖るべき具體的必要程度は今後に於ける詳細なる調査研究に俟つ外はないが、大觀するに相當強度の低下を爲す必要があると認められるのである。尙輸出品物價の低下を圖る爲には國內品物價を引下ぐる必要があるので、國內品物價基準は之と關聯する輸出品物價の引下必要率に照應せしめて、極力其低下を圖らねばならないのである。

價格公定品目の範圍及び生産規格——價格公定の對象となるべき品目は原則として軍需資材、輸出資材、生産力擴充資材及び國民生活必需品中より選定し、之を原價計算に基づき價格を公定するもの（第一種）、特別の法令に依り價格を公定するもの（第二種）、政府の購入する兵器等價格公定以外の方策を適當とするもの（第三種）及び技術上價格公

定を困難とし特殊の價格統制を適當とするもの(第四種)とするのであるが、價格公定に着手すべき順位に付ては各般の情勢を考究して之を決定することとし、此場合には物價全體の價格形成上重大なる影響ある品目にして、且物價統制の必要あるものは先順位とする等、適當に考慮することが必要である。生産規格の統制は戦時下に於ける必要品の供給を最も有効適切に行ふやう其種類、形状、寸法、材質、性能等を規制し、極力之を單純化することであつて、生産規格の統制は原則として法規を以て之を強制することが必要である。

公定價格品と非公定價格品との調和——非公定價格品に屬する品目は戦時國民經濟の運営上不急不要と認めらるゝもの、即ち美術品、鑑賞品、高級趣味品、特殊嗜好品、其他の高級品、贅澤品等を主なるものとするのであるが、非公定價格品に就いては公定價格品に對するが如き價格の公定又は戦時規格の統制等を爲すことなきも、公定價格品と非公定價格品との物價統制上の調整を期する爲、原材料對策又は過大利益對策等を講ずることになつて居る。此過大利益對策としては販賣毎に過大利益額に課税する新税の創設又は物品税の増徴等、適切なる課税方法に付考究することが必要である。

戦時適正價格の決定——價格公定の基準となる中庸生産費は所要の生産數量の確保に著しき支障を生ぜざる範圍に於て高能率の場合の生産費とし、戦時適正價格決定の基準となる原價計算方法に就いては別に之を決定するのであるが、業種業態別に之を定め、原價計算方式に於ては價格構成要素の種類及び其内容を明らかにすることになるのである。價格公定後に於て原價に變化を生じたる場合に於ける公定價格の改定に付ては、出來得る限り豫め一定の方式を設け之が改定を爲すのがよい。

供給の調整——生産又は配給の共同化、人的及び物的資源の融通、能率高き設備の集中的利用等に依り、經營の合理化並に能率の統制及び増進等を圖ることが必要であつて、又「プール」平準價格制を採用して、生産増大の要求と低物價政策の要求とを極力合致せしめることが望ましい。「プール」平準價格制は生産に相當差異あり、且其の高生産費の生産力まで活用する場合之を採用する。

物資統制に依る需給の調整——強度の需給調整を必要とする物資に付ては、生産規格の統制、優先順位の決定、在庫品の相互融通、共同在庫制の實施等を圖ると共に、當業者の免許制に付考究することが必要であつて、右以外の物資に付ては原則として

営業者の統制に依らしむることになつてゐる。

一般購買力の調整——商工會議所、商工會、商業組合、工業組合其他の經濟團體及び營業者團體を一層動員し、其共同決議に依り中小商工業者の貯蓄を更に徹底せしむること、重役及び従業員賞與の公債支給を更に普及徹底化し、且公債の共同購入並に共同保管に就き適切なる施設を考究すること、養老、廢疾、遺族に關する國家的強制的年金保險の創設を考究すること、政府及び公共團體等の外、銀行、會社、民間團體等に對しても一般的増俸を差控へしむることが考へられる。

消費の合理化及び節約——消費節約は一般的に之を行ふ要あるは勿論であるが、此際特に消費節約を必要とする重要物資に付ては、其の品目及び節約必要程度を明示すると共に其實績をも發表し、國民の向ふところを明らかにすることが効果が多いと考へられる。又保健上に支障を生ぜざる限り此際國民舉つて生活程度の切下を斷行し、以て戰時生活運動を一層徹底せしむべきである。

賃金——戰時適正賃金標準を決定すべき産業部門は、原則として價格を公定すべき品目關係のもの、及び運賃を公定すべき運送關係のものとし、其職種は原則として直

接作業に關係ある總てのものとなすのであつて、戰時適正賃金標準は一般賃金の昂騰を來さざる建方、及び適當なる分類に依り之を定むることが必要である。

運賃——特定重要物資、即ち石炭、鑛石、鐵材、肥料、飼料、木材、木炭、米、麥等時局に鑑み重要と認めらるゝ物資の運賃は極力之を引下ぐると共に、特定重要物資の供給を圓滑ならしむる爲、輸送の統制を行ふことが必要である。之が爲には、特定重要物資の輸送計畫を物資動員計畫及び生産力擴充計畫に照應し、海陸を通じ之を樹立すると共に、運輸機關及び荷主を統制することが必要である。又特定重要物資に付ては輸送計畫に基づき優先輸送を爲すと共に、輸送計畫に反する輸送は原則として之を認めざることとし、之が爲、必要あるときは國家總動員法又は臨時船舶管理法を發動する必要がある。小運送の改善を圖る爲、貨物自動車、荷馬車、艇等に對し夫々適當なる對策を講ずることが必要であつて、小運送の運送賃の抑制及び輸送の統制を爲す爲、必要あるときは國家總動員法又は臨時船舶管理法を發動することにせねばならない。

利潤——商品價格中に含まるゝ戰時適正利潤標準は、金利低下の趨勢、企業の統制

に依る利潤の安定等を考慮し、現在の實際利潤率より極力低下せしむる方針の下に算定するのである。先づ經營主體に於ける戦時適正標準利潤率を決定するのであるが、此場合には一般的に基本となるべき戦時適正標準利潤率、當該事業の特殊事情其他を考慮することになる。次に右の戦時適正標準利潤額を定め、之に一定の方法を以て、即ち各種事業に於ける一定の中庸生産費型の標準生産量又は販賣量を定め、之を基礎として商品に割當て、以て商品價格中に含まるゝ戦時適正利潤標準を定むるのである。

物價統制の勵行——政府は差當り會計事務協議會等の活用により、物資の購入及び賣渡、豫算の執行其他に於て率先垂範の實を示すことが必要である。一般消費者方面に對しては國民精神總動員中央聯盟を中心とし、産業者方面に對しては當業者團體及び經濟團體を通じ、物價統制に協力せしむることが必要であつて、此等各種機關相互間の連絡調整を圖る爲、中央及び地方に物價統制協力會議を組織すべきである。而して民間團體に於ける自發的制裁を強化すると共に、國家總動員法第十九條等を發動し、尙沒收又は追徴、未遂の處罰等罰則強化に付考究することも必要である。

内地、滿支に於ける物價統制の調整——物價統制の實效を擧ぐる爲には、内地の

みならず、外地、滿洲及び支那に於ても曩に決定を見たる「物價統制大綱」に即應し、各地域の特殊事情を考慮し適宜の措置を講ずることとし、之等各地域の統制施策に付緊密なる連絡調整を圖ることが必要である。

(二) 石炭對策要綱は東京商工會議所物價委員會が夙に講究建議したところであるが、其大要は次の如くである。

石炭對策の目標——戦時石炭對策を完遂する爲には、其樞軸を爲すところの販賣機構の一元的系統を圖ることが最も肝要である。今回最も緊急を要する一元的販賣機構の確立に就いて具體策を先づ決定したのである。

一元的販賣機構の確立——石炭の需給の圓滑と價格の適正とを期する爲には、中央及び地方を通じ、全國の石炭を一元的系統的に配給する機構を確立せねばならないが、其中樞機關として全國石炭の一手買上及び一手元販賣を爲す機關を設立する必要がある。此機關は半民半官の株式會社とし、其資本金の半額を政府に於て、他の半額を民間側に於て出資するとして、石炭の生産業者、移輸入業者は其取扱にかゝる總ての石炭を之に賣渡すことになるのである。併し之が爲には特別の立法を必要とし、現下應

急の要に應じ難いので、取敢へず關係民間業者（石炭の生産業者、生産業者の一手販賣権者、移輸入業者其他）のみを以て暫定的な販賣株式會社を組織せしめ、國家總動員法の發動等に依り内地に於ける石炭の一手買上及び一手元販賣に當らしめ、特別の立法を俟ちて設立せらるゝ半官半民の株式會社に其業務、資産等の一切を引繼ぐものとする。此一手販賣會社は事業として石炭の買入及び販賣、移出入及び輸出入、附帶事業其他石炭の需給の圓滑及び價格適正を圖るに必要な事業等を營むのであるが、一定數量以上の大口需要者に對して直賣する外は地方販賣會社を通じて販賣する。又檢炭、檢量其他石炭の販賣統制上必要な諸施設をするのである。地方販賣會社は一手販賣會社の直屬機關として、現在一定數量以上の石炭販賣を爲す問屋が其地域別に從ひて組織し、政府の公定する販賣價格を以て小賣業者に販賣する外、一定數量以上の需要者に直賣することを得るのである。

石炭小賣機關としては差當り石炭小賣業者をして地域別に商業組合を組織せしめ、公定價格を以て販賣に當らしめるのである。而して以上の各機關に對しては配給統制、價格統制等を勵行する爲、必要な炭質の検査其他に就いて嚴重なる監督をなし、石

炭統制上遺憾なきを期するのである。

大體右の如き内容を盛つた兩要綱は中央物價委員會第二十九回總會（八月三十日）に於て可決公表せられた。而して物價統制實施要綱は曩に決定された「物價統制大綱」を如何に具體的に運用して適正價格を形成すべきかの實施要目を示したものであり、其内容は相當廣汎細密に互り其間實際の經濟事情に對する考慮及び學問的技術的考案をも取入れて慎重に作成せられたものと見てよい。併し乍ら實施要綱は文字通り統制大綱の實施要目の説明であるが故に、それは當然「物價統制大綱」の有する幾多の困難性をも受繼いで居る。且それは現實的な具體案を提示したもので無く、具體案を作成する方向、即ち如何なる點に具體案を作るべきかを提示したに止るから、之を以て「物價統制大綱」の實施が行はれるわけではなく、畢竟右大綱を詳細に敷衍したに過ぎないとも考へられる。眞に池田會長の言ふ如く、それは「物價統制大綱ノ實行上必要ナ目途ヲ示シタモノ」に過ぎないのであつて、之が實施に就いては輸出品物價の引下必要率の決定、價格公定に着手すべき物品の順位の決定、原價計算方式の決定、基本となるべき利潤率の決定其他幾多の重要な事項が價格形成上の要件として具體的に決定されねばならないのであつて、

概観

之等は何れも最も複雑にして困難な問題でもある。

かくて今迄先づ物價統制大綱の決定に約四ヶ月を要し、又其実施要綱の決定に約三ヶ月を要し乍ら、成果としては漸く其問題の構成要素を拾出したに止つて居り、この事は價格形成による物價統制が現下の經濟情勢に於て如何に難しいかを物語つて居る。而も右大綱と要綱との審議が行はれつゝある間に、價格騰貴の應急的抑制策として政府及び物價委員會が種々努力を拂はねばならなかつた事實は、更に此問題の複雑性を示すものに外ならない。唯此間に在つて米穀、肥料等の重要物資に關する統制が本格的に樹立されたこと、國家總動員法による統制強化の準備が著しく進捗しつゝあつたことを忘れてはならない。一方物價の趨勢は依然昂騰を辿りつゝあつたが、其騰貴振りは年初と比較すれば、餘程緩和されてゐた。即ち日銀卸賣物價指數は四月の二六六・二から後は略々漸進的階段的に上昇し、八月には二七二・九に達したが、之は昭和十三年晩秋から當年春頃迄の激騰に比べれば著しく鈍化したものであつた。之を要するに五月から八月迄の期間は價格形成への準備時代であつたが、宛も此時に當つて歐洲戦争が勃發し、所謂複雑怪奇なる國際情勢が展開され、我國の政治界經濟界も豫期せざる影響を蒙り、従つて

其物價政策も亦新なる課題を投掛けられるに至つた次第である。

第五章 所謂九・一八物價停止と其後(昭和十四年九月 同十二月)

物價停止方針
の聲明

既に述べた如く政府は中央物價委員會の決定せる物價統制實施要綱の線に沿うて適正價格形成の仕事に盡力し、委員會の六部會又は其下に設置せられた専門家の小委員會に於ても引續き細目に關して丹念に討議しつゝあつた。併し乍ら斯かる適正價格は決して早急に作り得るものではなく、殊に既に公定價格のある物品以外の物品が、引續き公然と價格騰貴を示してゐるといふ現状は、斯くの如き一貫的な價格形成を困難ならしめる。即ち一物品の適正價格が作られたとしても、それと直接又は間接に關聯を有する他の物品或は勞務報償等が騰貴して了ふならば、もはや作られた價格は適正ならざるものとなつて了ふであらう。而も八月末に勃發した歐洲の戦争は軍需品食料品を中心として世界的物價高を惹起せしめ、之が當然我國の物價騰貴に拍車をかけることとなつた。ここに於て歐洲戦争に基づく物價高の我國に及ぶことを極力抑止すると共に、價格形成といふ

支那事變下の物價政策概観

既定方針を遂行する爲に、先づ凡ゆる物資の價格並に之が構成要素たる運送費、保管料、保険料、加工賃、賃金、給料等を暫定的に一定水準に釘付け、之が基礎の上に各構成要素毎に適正標準を定め、所謂適正價格形成に到ることが必要と考へられた。而して政府は九月十九日遂に總動員法に基づく價格統制權の發動を決意し「價格等統制ノ應急措置ニ關スル件」として

- 一、價格等統制ノ應急的措置トシテ國家總動員法第六條、第十一條、第十九條ニ基ク勅令ニヨリ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、賃金及給料ニ付昭和十四年九月十八日（内地ノ家賃及地代ニ付テハ昭和十三年八月四日、朝鮮ノ家賃及地代ニ付テハ昭和十三年十二月三十一日トス）ノ額ヲ超エテ之ヲ引上グルコトヲ禁止スルコト、但シ他ノ法令ニ依リ最高價格等ヲ定ムル場合ハ之ニ依ルコト、尙特殊ノモノニ付テハ例外ヲ認ムルコト
- 二、他ノ法令ニ依リ價格等統制ヲ爲スモノニ付テモ右勅令ノ趣旨ニ依リ當該法令ノ運用ヲ爲スコト
- 三、本件ノ應急的措置ヲ講ズルト共ニ、適正價格等ニ依ル價格統制等ノ一層廣汎且急速ナル實施ヲ圖ルコト

を決定せる旨公表し、同時に阿部首相は次の如く其趣旨を聲明した。

「物價騰貴ノ抑制ハ時局下經濟政策ノ中心ヲナスモノナルヲ以テ、政府ハ豫テ之ガ對策ノ實施ニツ

キ銳意努力シ來リタルガ、物價騰貴ノ趨勢ハ依然止ル所ナク、殊ニ價格ノ公定ヲ見ザルモノニ付テハ其傾向著シク、之ガ我國ノ財政、經濟、産業、國民生活等ニ及ボス影響憂慮スベキモノアリ偶々今次歐洲戰亂ノ勃發スルヤ、物價ノ騰貴ハ更ニ一段ノ拍車ヲ加フルノ虞アルニ至リタルヲ以テ此際強力ナル價格政策ヲ速カニ實施スルノ要切ナルモノアルヲ痛感セリ。是ニ於テ政府ハ慎重攻究ノ結果内外諸情勢ニ適應シタル我國物價ノ安定ヲ期スル爲メ、應急的對策トシテ國家總動員法ノ關係條項ヲ發動シ、價格、運賃、賃金等ノ全般ニ互リ、昭和十四年九月十八日ニ於ケル額ヲ超エテ引上グルコトヲ禁止スル爲、必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ、適正價格等ニ依ル價格統制ヲ一層廣汎且急速ニ實施スルコトニ決定セリ。依テ國民ハ此際克ク政府ノ所期スル所ヲ理解シ苟モ私利私慾ニ趨ルコトナク、嚴ニ思惑的行爲ヲ戒慎シ、進ンデ遵法ノ精神ヲ發揚シ、我國戰時經濟ノ圓滑ナル運営ニ協力セラレンコトヲ切望ス」

勿論之によつて價格等の釘付けが行はれたわけではなく、夫々の勅令を待つて始めて之を實施し得るのであるが、ともかく右の發表によつて政府の所謂九・一八物價停止の強硬方針が國民に明示せられ、此意味で一つの前途の見透が與へられたのであつた。

一方中央物價委員會は第三十回總會（九月十九日）に於て軍需資材、輸出入資材及び國民生活必需品の消費節約に關し、物價統制實施要綱の遂行の具體策として、差當り米、牛豚肉、醬油、砂糖、食料、罐詰、乳製品、雞卵、茶、珈琲、紅茶、酒、麥酒、煙草、

中央物價委員
會の消費節約
具體策、鐵鋼
對策要綱等

木炭、石炭、瓦斯、電気、燐寸、被服類、皮革製品、鐵製品、紙等を官廳、諸團體、家庭に於て戰時に順應せしむる目標の下に積極的に節約せしめる爲、國民の自覺は固より當業者の協力を俟ち、又必要ある場合には法令を以て之が急を要するものより逐次勵行せしむべきことを要望し、特に雞卵並に砂糖の節約標準を具體的に指示した。次いで第三十一次回總會（九月二十九日）には「鐵鋼對策要綱」を決定し、鋼材の需給調整、製品規格の單純化、工場能力に基づく生産の合理化、生産設備の恒久的完備並に其維持更新策の勵行、鐵屑、銑鐵、鐵礦石、石炭等の製鐵原料の配給統制機構整備、鐵鋼に關するブール平準價格制の採用、鐵鋼統制協議會の擴充と一元的販賣統制會社の設立等を擧げ、之によつて石炭と共に二大基本的資材の對策要綱を樹立したわけである。尙同總會に於て木炭及び煉炭の標準價格を改定したが、木炭に就いては農林省を通じての値上要求を考慮して、從來に比し一割の値上を承認した。而して之は物價停止方針決定聲明の直後のことであつて、其方針に一見逆行するが如きものとして著しく注目を惹いたが、需要期を控へて已むを得ない處置であつた。唯之が約四十日の後に至つて始めて各地方に於て實際の效力を發揮する次第となつたのを見て、如何に官廳の仕事の迅速に運ばれざるか

は思半ばに過ぎるものがあつた。更に第三十二回總會（十月九日）に於ては纖維品對策要綱及び石炭増産對策等を決定し、基本物資の統制策の樹立は徐々に進行しつゝあつた。

此間政府は曩に聲明せる物價停止に關する法令を審議しつゝあつたが、辛つと十月十八日に至り、價格等統制令（勅令第七〇三號）、地代家賃統制令（勅令第七〇四號）、賃金臨時措置令（勅令第七〇五號）、會社職員給與臨時措置令（勅令第七〇六號）を公布、内地は十月廿日より外地は同廿七日より施行したのである。先づ價格等統制令に據れば國家總動員法第十九條の規定に基づき、原則として價格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工費の所謂「價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」（第一條）、而して此の「指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノト」（第二條）するが、若し「商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ」此指定期日の「額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズル者及其ノ構成員ニ付テハ」（第三條）此額が承認さるべく、又行政官廳は指定期日に於ける額が「著シク不當ト認めラル、トキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得」（第四條）るのである。

而して之等價格停止に關する規定は「有價證券ノ價格及賃貸料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等（例へば生鮮食料品の如きは除外さる）ニ付テハ之ヲ適用セズ」（第五條）、且つ指定期日の額であつても、それが他の法令等に基づいて定められた額を超えてゐるものは許されない（第六條）、其外行政官廳が價格等の額を指定したときは之に依らなければならぬ（第七條）。而して支拂條件、引渡條件其の他の契約條件の變更にして「支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ引上ト看做」（第八條）さるべく、其の他上述第二條、第六條及び第七條の規定による禁止を免れる行爲は「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ」（第九條）許されない。而して之等規定の運用のため主務大臣は價格等の原價計算を爲さしめ得べく（第十條）、又行政官廳に於て「國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、賃貸、損害保険若ハ加工ニ關シ報告ヲ徴シ、又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ、業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得」（第十一條）る。但し本令の價格統制は米穀市場に於ける賣買取引の價格、所謂第三國との間の輸出入取引の價格及び運送賃並に其他閣令を以て定むるものには適用せられず（第十二條）、且つ營利を目的

とせざる契約當事者も其適用から除外される（第十三條）。更に此の法令に伴つて諸般の規則の改廢せられたものは尠くないが一々列舉することを止める。

斯くて輸出入品等臨時措置法に基づいて行はれ來つた從來の價格統制は、他の一般價格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料、加工費等と共に一括して、此の國家總動員法第十九條に基づく價格等統制令に集中吸收せられたわけである。即ち少數の例外を除いて凡ゆる物資の價格及び其構成要素たる諸給付（賃金俸給等を別とす）は盡く九月十八日現在の額又は之に代るべきものとして行政官廳が認可し或は指定した額に釘付けられ、之に對する違反行爲は總動員法第三十三條の規定に依り三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金を課せられ、こゝに價格統制は著しく強化せられることとなつた。寧ろ國家による價格統制はこゝに至つて著しく高度の段階に到達したと謂つても差支へないと考へられる。蓋し本令の目標は單に價格等を釘付けること自體に存するのではなく、適正價格形成の素地として其形成迄暫定的に釘付けるのであつて、價格停止規定たる第二條乃至第四條の有効期間が昭和十五年十月十九日迄に限られてゐる（第十八條）ことは當時に於ては政府として一ヶ年間に適正價格形成を遂行するの意圖を有したことを物語つてゐ

るのである。

地代家賃統制令

次に地代家賃統制令に據れば、地代及び家賃は原則として昭和十三年八月四日に於ける額、同八月五日以後「増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變更アリタルモノ」及び八月五日以後始めて「地代又ハ家賃アルニ至リタルモノ」は夫々其最初の額を超えることを得ず（第三條）、且つ之等後者の場合の「地代又ハ家賃が著シク不當ナリト認ムルトキハ」地方長官は家賃地代審査會の議を経て其減額を命じ得べく（第四條、第五條）。「貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ適用ヲ免ガル、爲」借主から「契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ」（第六條）、地方長官は國家總動員法第三十一條に基づき貸主若しくは借主より報告を求め、官吏をして現状の臨檢、契約書の検査を爲さしめ得べく（第七條）、又第三條乃至第五條の統制規定は敷金、修繕費の負擔其他厚生大臣の指定する條件にも準用される（第八條）のである。而して本令も昭和十五年十月十九日迄有效なる旨の規定が附されてゐる（第十二條）から、政府としてはそれ迄に適正標準を定める意向を有つたものと考へられる。前述の一般價格等並に後述の賃金俸給等が何れも昭和十四年九月十八日に於ける額を基準として釘付られたのに對し、地代家賃のみ特に一年以上を遡つた昭和

十三年八月四日に基準を求められたことは既に述べた如く同日中央物價委員會の第一次地代家賃應急對策が決定され、之に基づき政府が依命通牒の形式で地代家賃の据置を要望したといふ事實に基づいてゐるのである。

賃金臨時措置令

次に賃金臨時措置令は國家總動員法第六條の規定に基づいたものであつて、船員並に鑛業、物（電氣、瓦斯、動力を含む）の製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理、解體の事業、土木建築事業、運送業、海陸貨物取扱業、農林畜産水産業、其他命令を以て定むる事業に従事する勞務者（第二條）の賃金（賃金、給料、手当、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益）は昭和十四年九月十八日に於ける額の基準を超えて支拂はれ得ず（第四條）、雇傭主は勞務者雇入の時の基本給に付き内規ある場合は之を地方長官に報告することを要し、又この内規に依らずして指定期日以後勞務者を雇入れる場合には其基本給を報告することを要するのであつて、地方長官が此内規又は基本給を「指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキ」は之に代るべきものを定め得る（第七條、第八條）。更に同一場所に五十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は強制的に、其他の雇傭主は任意的に其勞務者の昇給内規を地方

長官に報告すべく、之に就いても地方長官は必要に應じて之に代るべきものを定め得る（第十三條、第十四條）。而して雇傭主が斯かる内規又は雇傭主相互間で定め地方長官に於て許可を爲した昇給内規（第十五條）、地方長官が道府縣賃金委員會に諮問して定めた昇給内規（第十六條）によらずして勞務者の賃金を増す場合、及び賞與を前年支給せざりし時期に支給し、又は賞與率を増加して支給し、又は臨時の給與をなす場合には地方長官の許可を受けねばならない（第十八條）。而して雇傭主は何等の名義を以てするを問はず斯かる規定を免れる行爲を爲すことを得ず、又厚生大臣及び地方長官は現場臨檢、帳簿書類の検査等を行ひ得る（第十九條）。但し曩に述べた賃金統制令第五條の規定に基づく初給賃金を受ける勞務者に對しては本令の適用を見ない（第二十二條）。本令も亦昭和十五年十月十九日を以て有効期間としてあるから、それ迄に適正標準が形成される立前にあるものと考へられる。

最後に會社職員の給與に就いては從業者に關する國家總動員法第六條を適用し難いので、同法第十一條の會社の經理に關する命令に關する規定に基づいて、會社職員給與臨時措置令が公布されたのであるが、之に據つて資本金二十萬圓以上の會社其他各關令を

會社職員給與臨時措置令

以て定められた會社（第二條）の役員、社員（第三條）の給與（報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ職員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益）に就き略前記賃金臨時措置令の内容と同様の趣旨の規定が設けられた。斯くの如くして歐洲戰爭勃發に伴ふ物價騰貴の應急對策として、又適正價格形成の出發點たる地盤を作る方法として、價格竝に其構成要素の全部に互る一連の物價停止法令が國家總動員法の發動といふ形に於て公布され、こゝに物價統制は法規的には殆ど其最も強力な段階に立至つた。勿論價格を斯くの如く一括して釘付けたことに就いては、それがたとへ暫定的の對策であるにしても、種々異論を免れないところであつた。併し乍ら歐洲戰爭に基づく物價騰貴が如實に物價指數の上に現れた當時の事態に於て斯かる措置は已むを得なかつたと考へられる。即ち日銀卸賣物價指數に就いて見れば、八月の二七二・二は九月には忽ち二八七・八と奔騰し、更に十月も二九三・〇と大幅の上昇を續けたのであつた。蓋し斯かる激騰を其まゝに放任して置くことは價格形成を不可能ならしめるは勿論、國民經濟の運行を急速に困難に陥らしめる危険があつた。

弗リンク制

尙歐洲戰爭に關聯して我が物價政策上見逃し得ざる事柄は圓貨の磅基準より弗基準へ

の轉換である。我國は久しく對英一志二片、對米は之を英米クロスにより裁定したる相場とするといふ方針をとり、それは支那事變勃發後も最も重要な經濟國策として堅持され來つた。而して歐洲戰爭勃發後も暫く此方針を更めず、唯弗に對する磅の變動に基づく對米相場の動搖を阻止する爲、九月二十九日以後之を英蘭銀行公定對米賣相場を基準として算出せる二十三弗十六分の七に据置くこととし、爾來對英對米共事實上ベッグされた形となつてゐた。然るに紐育に於ける對英相場は十月に入るも依然變動熄まず、中旬には四弗臺割を演じ、一方英國の爲替管理強化は我在外資金の操作を漸次困難ならしめる有様であつた。こゝに於て當局は十月二十四日、圓の磅リンクより弗リンクへの切替を決意し、

「邦貨ノ對外爲替相場ハ從來一志二片ノ相場ヲ以テ英貨ニ基準ヲ置イテ來タノデアルガ、英國ニ於テハ戰爭ノ長期化ニ備ヘソノ爲替管理ヲ漸次強化セントスル情勢ニ在ルヲ以テ、我國ノ海外資金操作ノ便宜上、今回之ヲ變更シテ米貨ニ基準ヲ置クコト、シタ。對米基準ニ變更スルニ當リ本邦爲替相場ノ地位ヲ如何ニ定ムベキカニ就テハ、對外貿易其他ニ及ボス影響ヲ考慮シ、激變ヲ避クル趣旨ヨリ大體最近ニ於ケル相場ニ據ラシメルコト、シ、本日爲替銀行間ノ協定ニ於テ對米電信賣二十三弗十六分の七ニ決定ヲ見ル豫定デアル。今回ノ爲替基準ノ變更ハ右ノ如キ純經濟的事情ニ基クモノ

デアツテ、我國通商政策ニ變更ヲ加フルガ如キ意圖ヲ含マザルコトハ論ヲ俟タザル所デアル」

と聲明し、こゝに我が對米相場が二十三弗十六分の七にベッグされ、對英相場の方がクロス・レイトの動搖に伴つて動くこととなつた。此基準變更の本旨は勿論我海外資金操作を有利ならしめること、及び我貿易決済上に於ける最近の弗の優勢化に順應して、對外爲替の安定を圖らんとすることに在つたのであるが、更に最近輸入の決済が磅三割弗七割の割合となつて居り、且歐洲戰爭勃發の結果我國の輸入が益々弗貨系統特に米國に依存する傾向が強くなることを考慮し、其輸入價格の昂騰を防ぐ意味に於て物價政策上も今回の措置は注目に値するものであつた。既に對米二十三弗十六分の七の相場は歐洲戰爭勃發前のそれに比較すれば、圓が弗に對して著しく低落したこととなり、従つて米國よりの輸入品價格はそれだけは少くとも昂騰し、延いて一般物價の上昇を刺戟してゐたわけであるが、若し依然として對英基準を固執し、遂に對米二十三弗十六分の七の維持が不可能となるに至れば、右の傾向は更に激化しなければならぬであらう。斯くて弗リンク制の採用は對米二十三弗十六分の七の相場を國策として確定した意味に於て、物價政策上重要視さるべき事柄であつた。

中央物價委員會第三十三回總會（十月二十六日）は價格を公定すべき品目の順位に關する第一特別部會の報告を採擇答申した。即ち價格を公定すべき品目の順位は曩に「物價統制大綱」及び「物價統制實施要綱」に於て答申されたが、既に價格の公定された品目及び他の法令により價格統制の行はれてゐる品目以外のものの中、第一次に價格を公定すべきものとして輸入品及び輸入品を原料とするものに於ては、銅、屑鐵、亞鉛、鉛、錫、アンチモン、マグネシウム、ニッケル、其他の金屬及び其製品、鑛油、輸出品たると同時に國內需要品たるものに於ては、小麥及び小麥粉其他の食料品、日常生活必需品類等、軍需資材、生産擴充資材及び生活必需品資材に互り多數の重要物資を列擧したのであつた。

米價引上斷行

扱て鐵鋼、石炭、電力、肥料、木炭等の需給關係の不調は產業界から漸次國民大衆の生活問題としての不安に轉化しつゝあつたが、此頃に至り米穀の出廻不振といふことが重大問題として採上げられることとなつた。而して米穀出廻不振の直接原因としては内地一部に於ける旱害、戦地及び農村に於ける米穀需要の増加、米價の一般物價特に其他の農産物に比した場合の割安等が擧げられ、之に肥料需給の逼迫、勞力不足、藪高に

よる米作不味等に基づく前途の不安も亦其一因をなしてゐるが、ともかく國民生活安定の上から斯かる状態を放任して置くことは出来ない。こゝに於て政府は十一月六日米穀配給統制法第四條第一項及び米穀統制法第十一條の規定に基づき、最高販賣價格に於ける強制買上制の應急措置を講ずる（農林省令第六二號）と共に、農林商工省令第八號（八月二十五日）に基づく最高販賣價格を従来の玄米一石當り標準最高三十八圓より引上げて四十三圓とし、之を昭和十五年度の米穀の最高價格と決定した（農林商工省告示第八號及び農林省告示第四〇七號）。即ち

米穀ノ最高販賣價格玄米一石當リ標準價格三十八圓ヲ四十三圓ニ改メ白米ニ就テモ右ニ準ジ最高販賣價格ヲ定ムルコト

右價格ハ昭和十五年度内ハ之ヲ變更セザルコト

右價格ニ付テハ嚴ニ其取締ヲ勵行スルコト

政府ハ關係團體ト協力シ米穀ノ出荷促進ニ努ムルコト

政府ハ米穀ノ強制買入ヲナシ得ルノ制度ヲ設クルコト

に決定したる旨發表し、更に酒井農相は次の如く聲明した。

「政府ハ今回現下ノ米穀需給ノ情勢竝ニ取引事情ニ鑑ミ、最高販賣價格ノ改訂ヲ行ヒ取引ノ圓滑ヲ

期セントス。政府が今回米穀ノ最高販賣價格ヲ改訂シタル所以ノモノハ米穀ガ國民ノ主要食料品タル關係上從來極力之ガ價格ヲ抑制シ來リタルガため、ソノ價格ハ一般物價ニ比シ可ナリ低位ニ在リ然ルニ内外地一部ニ於ケル本年ノ旱害ハ可ナリ收穫ノ減少ヲ豫想セラル、コト、ナリタル結果、或ハ賣惜ミ或ハ退藏ノ傾向ヲ生ジ、米穀ノ出廻不圓滑トナリ、コノ儘放任スルトキハ米穀ノ偏在ヲ來シ、米穀ノ配給ノ圓滑ヲ阻害スル結果トナルベキヲ以テ、此際各般ノ事情ヲ考慮シ、關係諸團體ト協力シテ出荷促進ノ方策ヲ講ズルト共ニ、必要ニ應ジ政府ガ米穀ノ買入ヲ行フニ際シテハ、ソノ賣渡ヲ命ジ得ルノ制度ヲ設クルト共ニ、玄米ノ最高販賣價格ヲ改訂シ、更ニ白米ノ最高販賣價格ヲ公定シテ一般物價ト均衡ヲ得タル適正價格タラシメ、配給價格ノ兩政策ト相俟ツテ需給ノ圓滑ニ遺憾ナキヲ期スルコト、シタリ」

曩に昭和十三年十二月に十四年度米價を決定した時の有馬農相の聲明と今回の酒井農相の聲明とは眞に著しい對照をなすものである。尤も曩の米價据置が、それ自體稍々無理であつたため既に去る八月米穀配給統制法に基づいて始めて最高販賣價格を三十八圓に上げたが、其際櫻内農相は昭和十五年度の米價は此價格に据置く旨を述べたのであつた。併し乍ら現實の事態は之を許さず、其後僅々二ヶ月にして其方針を放棄し、而も大幅の引上を斷行せねばならなかつた。加之、所謂九・一八物價停止施行後、僅かの間

に斯かる措置が採られたのであるから、國民は當然之に對して奇異の感無きを得なかつた。固より既に繰返し説いた如く物價停止政策といふも、絶對的な物價釘付を約束したわけではなく、其本旨は價格形成の素地としての物價の一應の上昇停止に在るが、而も其價格形成は出來得る限り從來より低位に形成さるべき趣旨を含んでゐたことは謂ふまでもない。少くとも官廳筋が決定權を有する米價が斯くも早々と而も大幅に引上げられたことは大部分の國民の意外とするところであつた。又米價据置方針の不變なる旨を極力説得して農村の出荷を慫慂した後、此引上が斷行されたことは一部の著しい不滿を買つたと傳へられてゐる。さればこそ此米價引上に就いては其間餘程事態の逼迫があつたのであらうとの印象を國民に與へた。

斯かる際伍堂商相が物價統制大綱に關する再檢討説を發表したことは更に注目を惹いた。即ち

物價統制大綱
再檢討の示唆

「最近ニ於ケル客觀情勢ノ變化ニヨツテ物價對策ハ非常ニ複雜性ヲ加ヘテ來タ。第二次歐洲大戰前ノ物價對策ハ周知ノヤウニ國際物價水準ヲ基準トシテ完全ナ低物價政策デアツタガ、第二次歐洲動亂ニヨツテ世界的物價高ヲ招來シタノデ、國際物價水準ヲ目標トシテキタ我國ノ物價政策ハソノ重

要ナ基準ヲ失ツタ。從ツテ中央物價委員會ノ「大綱」及ビ「實施要綱」モ再検討ヲシナケレバナラ
ナクナツタカラ此點ニ就テハ中央物價委員會ニ於テ研究中デアル。一方歐洲動亂ノ影響ニヨル國內
物價ノ奔騰ヲ抑ヘルタメ、應急臨時措置トシテ一般物價停止ノ處置ヲナシ、之ニ對シテハ原價主義
ニヨル適正價格ヲ設定スルコト、シテ準備ヲ進メテキルガ、輸入材料ノ値上リ其他ノ理由ニヨリ、
コストガ上昇シテキルモノモアルカラ、適正價格ノ設定ハ必ズシモ現在價格ノ引下ゲトハナラズ、
品物ニヨリテハ價格ノ引上ゲトナルモノモアルコトハ豫想サレル。併シ大方針トシテハ、勿論低物
價ヲ目標トシテユクコトハ今マデト變ラナイ。米ノ價格ガ引上ゲラレタカラト言ツテ、他ノ品物ノ
價格モ引上ゲネバナラヌトイフ理窟ハ成立タナイ。ソレハ九・一八ノ停止價格ガ各品目相互ニ鈞合
ツテキルモノデハナイカラデ、米ガ上ガレバ、同比率デ他ノ價格モ引上ゲネバナラナイト言フコト
ニハナラナイシ、特殊ナ賃金生活者ヤ下級俸給者ニ就テハ優遇方法ヲ考慮シナケレバナラナイノデ、
之ニ關シテハ厚生省、大藏省ヤ物價委員會ニ於テ連絡研究シテキル。世間ニハ物價ノ先高ヲ見越シ
テ賣惜シミナドヲスル傾向ガアルト聞クガ、ソレハ大キナ間違デ今後政府ガ方針トシテ低物價政策
ヲ拋棄スルヤウナコトハ絶對ニナイ」

と述べ、低物價政策の基本方針には變化無きも、少くとも從來のままの行方で押すこと
は困難となり、物によつては或程度の値上も避け難きに至るべきことを想像されるやう
に示唆したのであつた。

然るに十一月十六日突如煙草の平均一割四分方の値上が發表された。木炭米穀等の値
上に就いては不満足乍ら事情已むを得ざるものと認めてゐた國民は、此の官業製造品の
値上に遭うて遂に政府の物價問題に對する意向に疑惑を抱くに至り、こゝに低物價政策
の不一貫性が批判の對象となつた。假令煙草の値上は増税の一手段であつて、一般増税
に先立つて政府の打つべき常道であると辯護しても、誰しも耳をかすものはなく、關西
銀行會大會（十一月二十一日）に於てさへ物價問題に就いて相當論議されるところがあつた
ことは時節柄注目を惹いた。そこで阿部首相は其頃

「煙草値上、米ノ値上等ノ個々ノ問題ヲ取上ゲ低物價政策ガ破綻シタトカ、或ハ全的ニ破綻スルト
カ言フ聲ヲ聞クガ、政府ハ何處マデモ低物價政策ヲ續ケテ行ク。多クノモノ、中ニハ色々ノ變動ガ
アツテ低物價ヲ破ツタモノモアルガ、政策ノ根本ハ變ヘナイ積リダ。物ニヨツテハ九・一八ノ物價
ハ更ニ變ヘタトイフノデ、早速値上ゲシタトイフモノモアルガ九・一八ノ物價ガ出來タトキ、今後
一年ハ物價ノ値上ゲヲ止メルガ、區々ニナツテキタモノヲソレカラノ研究デ適正ニ決メテ不公平ノ
ナイヤウニシヨウトイフコトデ、今後變ヘルカモ知レヌガ低物價政策ハ變更セヌ」

と語り、強く低物價の基本方針の堅持を主張したのであつた。唯其後中央物價委員會が
標準最高販賣價格を決定する場合を見るに、往々にして相當値幅の引上となる物品があ

中央物價統制
協力會議

ると云ふ感じであつた。或は斯くの如く組合せて總會に提出すると評した人さへあつた。扱て物價統制大綱及び物價統制實施要綱の趣旨に則つて作らるべき中央物價統制協力會議は其當時から官主か民主か何れの主義に據るべきか懸案であつたが、遂に現在の如き形態に於て結成せられた(十一月二十八日)。即ち本會議は「政府ト協力シテ物價統制ノ確保ヲ圖ルコトヲ以テ目的ト」(規約第一條)し原則として民間の全國的經濟團體及び當業者團體を以て構成され(第三條)「物價統制實施要綱ニ定ムル事業ソノ他中央物價統制協力會議ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業」(第七條)を行ひ地方物價統制會議間の聯絡調整を聯絡協議會に依つて圖り(第八條)必要ある場合は委員又は學識經驗ある者より選任された者で構成される物資別部會によつて特殊事項を審議し得る(第九條)ものであつた。而して其設立に際しては農林商工兩省又國民精神總動員などとの關係上相當の折衝が行はれたが、ともかく多數の民間團體の協力を得ることとなつた次第である。

十二月六日に至り小作料統制令(勅令第八二三號)が公布せられ、小作料も曩の價格統制令其他一聯の物價停止法令に於けると同様、原則として昭和十四年九月十八日に於ける額に抑制せられることとなつた。

小作料統制令

閣僚と中央物
價委員會委員
との懇談

九・一八物價停止以後に於ける木炭、米穀、煙草の價格引上、肥料、ガソリン等の値上不可避觀、政府筋の物價統制方針改定の疑惑、米穀、木炭、石炭、マツチ、脱脂綿、藥品等生活必需品の潤濁及び偏在現象、電力ガス等の消費制限、白米食の禁止、百億圓に上る昭和十五年度豫算案の發表、對外關係の依然たる行詰狀態等は國民の前途觀を著しく暗くした。一方物價に就いて見れば日銀卸賣物價指數は九月の二八七・八より十月二九三・〇、十一月二九九・五、十二月三一四・一へと價格公定制の強化方針に反して急騰を示し、其間小賣物價(大正三年七月一〇〇)は二三二・三より二四〇・三へ、内閣統計局勞働者生計費指數(昭和十二年七月一〇〇)は一二四・三より一三〇・七へと之亦奔騰した。更に日銀兌換券は昭和十三年十一月の月中平均二十億二千六百萬圓より昭和十四年五月には二十億九千萬圓となり概して變化が無かつたのに、同年十一月には二十六億四千二百萬圓と著しい膨脹を示すに至つた。兌換券が下期に至つて斯くの如く激増し、物價指數亦急激な上昇を示しつゝあることは生活必需品の需給逼迫現象と相俟つて、當然所謂惡性インフレーションの展開を懸念せしめる。此時に當つて中央物價委員會の連絡部會委員は政府に進言するところあり、之に基づいて閣僚と委員との當面の物價問題

に關する懇談を行つたが、世間は之に對し揣摩臆測を逞うした。其結果

- 1 物資動員計畫、生産力擴充計畫、豫算の編成及び實行等
- 2 物價騰貴の惡循環的進行阻止の特殊措置、
- 3 國民生活必需品に對する不安除去の爲にする對策、
- 4 中央物價委員會等の機構の改正、
- 5 政府關係官廳に對する要望、
- 6 統制經濟に對する國民の理解及び協力、

等に就き雙方より委員を選任し、具體案作成の共同研究を行ふべき旨の聲明が發表せられ(十二月十二日)、十五日四つの小懇談會に分れて數回に亙り研究討議した。此頃には物價問題は特に物資問題を主として考慮せねばならぬとの思想に支配されたが、應急の措置としては内閣書記官長より次の如き結論が發表された(十二月二十七日)。

生活必需品に
對する應急措
置施行の聲明

- 一、石炭電力ノ消費規制ヲ一般的ニ現状ヨリ強化スルコトハ消費統制ノ過渡期ニ於ケル産業界ノ混亂ト人心ノ不安トヲ惹起スルカラ、之ガ需給ノ調整ヲ圖リソノ對策ヲ速カニ樹立セネバナラナイ。
- 一、現下ノ米穀問題ニ就テ國民ノ安心ヲ確保スル爲メ、重要肥料ノ販賣價格ノ昂騰阻止及ビソノ所

要量ノ配給確保ニ關シ萬全ノ對策ヲ講ジ、米價ハ少ナクモ現在以上ニハ絕對之ヲ引上ゲザルコトヲ實踐的ニ明示スルト共ニ、消費者ニ對スル米穀ノ配給ニ關シ必要量ヲ確保スルニ適當ナル措置ヲ講ゼネバナラナイ。

一、此際ゴム靴、地下足袋、釘ノ配給ヲ至急増大スル特殊措置ヲ講ズルト共ニ、飼料、特綿製品等ニ就テモ出來得ル限リノ措置ヲ講ズルコト、スル。

一、米穀以外ノ生活必需品ニ對シテモノノ價格騰貴ヲ極力阻止スル爲、取敢ヘズ鹽、醬油、味噌ノ價格騰貴ヲ阻止スルニ努ムルト共ニ、惣菜用魚類、野菜類ニツキ有效適切ナル價格騰貴抑制對策ヲ實施セネバナラナイ。特ニ醬油ノ價格騰貴抑制ニ就テハ特別價格ヲ以テ鹽及樽材ノ拂下ヲ爲スノ外、必要ナル特殊措置ヲ講ゼネバナラナイ。

一、此ノ際木炭、マツチニツキノ必要量ヲ確保スルタメ、生産並ニ配給ニ關シ適當ナル對策ヲ取急ギ實施セネバナラナイ。

一、前記各種ノ方法ニ依リ生活費ノ昂騰ヲ極力阻止スルト共ニ、此ノ際賃金給料ノ一般的引上ゲハ之ヲ認メザルコト、スル。

例外的措置ニ就テハ物價騰貴ノ惡循環ヲ阻止スル趣旨ノ下ニ別途研究スルコト、スル。
一、所謂九・一八停止令ノ善後處置ニ就テ之ヲ急速簡便ニ行ヒ得ルヤウ適宜ノ措置ヲ講ゼネバナラナイ。

即ち之は生活必需品に關する限り絕對的に低物價政策を堅持し、配給の圓滑化を圖つ

て國民生活の安定に盡力する旨を確約したものであるが、夫々の問題に就いての具體策は殆ど示されてゐなかつた。併し乍らともかく生活必需品の値上りと品不足とが特に重視され、適正價格形成とは別に之が應急對策をとることの必要が確認された點は注目し得るものであらう。

肥料價格の据

硫安、過燐酸石灰、石灰窒素等の重要肥料の價格に關し、其製造コスト昂騰のため、從來の公定價格を以てしては到底減産を免れず、業者に於て之が値上げを申請し、農林省亦その已むを得ざるを認めて、或程度の價格引上を許容せんとする態勢にあつた。然るに肥料價格の値上は當然農産物價格の上昇を招來すべく、最近の經濟情勢社會情勢に鑑み、生活必需品、特に米穀の價格の安定は絶対に必要であるため、政府は遂に之等肥料の値上を許さず、其代り昭和十五年度に於て之が助成金を交付して供給確保を圖ることと決定した(十二月二十六日)。之が値上に代る補助金制度の嚆矢である。

暴利取締令の改正

政府は更に最近に於ける生鮮食料品其他九・一八物價停止の適用せられざる物品の奔騰乃至暴利行爲の頻發に鑑み、之を取締るため暴利取締令を改めて暴利行爲等取締規則として十二月二十六日公布、即日之を施行した。改正の眼目は、

- 1 暴利行爲の對象たる物品は從來主務大臣の指定品目に限定されてゐたが、今後は價格等統制令第二條に基づき九・一八價格に抑へられたもの、或は同第七條に基づく行政官廳の指定價格あるもの、及び同第六條第二項の「他ノ法令」による指定價格あるもの以外の總ての物品の暴利販賣、並びに一切の物品に對する暴利、賣惜、買占、媒介行爲が盡く本令によつて取締られることとなつた(第一條、第五條)。
- 2 從來は暴利行爲者に對し先づ戒告が發せられ、尙之に違反する場合に始めて罰則が適用されるのであつたが、今後は此戒告手續が廢止せられ直ちに處罰が加へられることとなつた。

の二點であつて、舊の暴利取締令の取締効力は此改正によつて可なり強化せられたと考へられる。

概観

扱て所謂適正價格形成への準備は昭和十四年八月に至つて漸く一段落を告げたが、丁度其時勃發した歐洲の戰爭は國際的物價昂騰及び諸物資の輸入困難化を通じて、我經濟政策の上にも重要な影響を及ぼした。即ち之による物價騰貴の激化は適正價格形成を中心とせんとする物價統制を困難ならしめ、財政の遂行を阻害し、國民生活の安定をも動

搖せしめる危険があつた。こゝに於て價格並に其構成要素を一定時期の水準に一應釘付け、之を基礎として順次價格形成を行ふといふ方針が九月十九日聲明せられ、それが十月十八日の各種の統制令として具體化された。而して九月十八日（地代家賃は昭和十三年八月四日）の水準への釘付けの有効期間を一ヶ年としたのは、其間に適正價格を形成してゆくといふ意味と考へられたが、其後主務大臣の指定價格の新定若しくは改定又は中央物價委員會の標準價格の新定又は改定を見るに、之等公定價格が往々九・一八物價に比しかなり大幅の上昇を示したもののあつたことは特に注意すべく、就中政府の物價停止方針聲明直後に於ける中央物價委員會の木炭標準價格引上、十一月上旬の米價引上、更に同月中旬の煙草値上等は國民大衆をして政府の低物價政策遂行の意圖に疑惑を抱かしめ、又政府筋に於ても或は物價統制大綱の方針の改定を示唆するやに疑はるゝ發表があり、或は當業者の協定價格制擴充の勸奨を行つて殊更此疑惑を深めしめ、物價問題に關する論議は極めて活潑且深刻となつて來た。加之、石炭、木炭、米穀、マツチ其他日常生活必需品に品不足の現象を暴露し、之等物品の關取引、價格等統制令不適用品の暴騰は國民生活の安定を破壊する危険をすら生ずるに至つた。こゝに於て中央物價委員會委員の

政府に對する進言となり、生活必需品に關する低物價政策堅持の聲明、暴利取締令の強化を見、適正價格形成とは別に當面の緊急状態の切抜策が考慮せられたわけである。斯くて昭和十四年下期に於て物價統制は國家總動員法に基づく物價停止令の發動といふ現經濟機構に在つては殆ど最も強力なるかと思はれる統制段階に迄進展しつゝ、而も尙其效果の前途を卜し難き状態のまゝ越年したのであつた。

第六章 物價委員會の改組と其後（昭和十五年一月—）

前述の如く我國の物價問題は一つの緊迫化せる形に於て昭和十五年を迎へたのであるが、政府の内政に對する不信任漸く熾烈となり、休會明けの議會は衆議院の大勢が反政府色を帯ぶるに至り、遂に一月中旬阿部内閣は總辭職し、米内内閣が之に代つた。

此際新内閣の時局對策は最も注目されるるところであつたが、米内首相は國際問題としては事變處理の邁進と歐洲戰爭不介入、國內問題としては國民生活の安定に施政の重點を置くことを先づ聲明し、次で議場の答辯に於て政府の物價政策を漸次闡明ならしめた。

米内内閣の物價政策の方針

論議の中心となつた主なる點を拾ふと、前内閣から引継ぎ其のまま提出した膨大豫算に就いては、結局實行豫算を編成するに非ずやと屢々質問されたが、櫻内藏相は現在のところ其意思なきことを答へ、豫算の實行に當つて十分慎重な態度をもつて臨む考へであると述べるのみで、インフレ進行を防止する爲の此方面からの意圖は表示しなかつた。而して物價問題に關する論戰は石炭問題を通じて現れ、生産力擴充と低物價政策との矛盾を如何に打開するかに集中された。此點に關して米内首相は、

「生産力ノ擴充ヲ致ス爲ニハ、第一ニ物價對策、之ヲ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス。詰リ物價對策ガ宜シキヲ得ナケレバ、生産擴充ト云フモノハナカク遂行ハ出來ヌ、斯ウ考ヘルノデアリマス。物價對策ト申シマシテモ、物價ヲ上ゲテ生産ヲ刺戟シ、生産ヲ萎縮シナイト云フコトモ、一ツノ考ヘデアルト思フノデアリマスガ、單ニ物價ヲ上ゲルト云フコトデハ生産擴充ノ目的ヲ達成スルコトガ困難デアリマシテ、矢張り其ノ根本トナルモノハ物資、資金、勞力、是等ノ生産擴充上必要デアルモノノ供給ヲ適正、圓滑ナラシムルト言フコトガ、先ヅ第一ニ肝要デアルト考ヘルノデアリマス。假ニ物價ヲ引上ゲマシテ、一時生産ヲ刺戟シマシテ、サウシテ生産擴充ノ目的ヲ達セムト致シマシテモ、其ノ刺戟ハ永ク續カナインデアリマシテ、一般的物價ニ惡影響ヲ及ボストイフコトモ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス。ソコデ政府トシマシテハ低物價政策、此ノ基調ヲ堅持致シマシテ、其ノ方針ノ下ニ個々ノ物資ニ付キマシテ其ノ實情ヲ究メマシテ、適正價格ト云フモ

ノヲ定メマシテ、之ヲ勵行シテ參リタイト云フ所存デアリマス。時ニ産業上ノ基本トナリマス所ノ物資及生活必需ノ物資ニ付キマシテハ、或ハ必要ニ應ジマシテ、助成政策ヲ執ツテモ、此ノ低物價ノ方針ハ是非堅持シテ行カナケレバナラヌト、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス。」

と述べて居る。併し乍ら右の適正價格主義を更に具體的に説明した藤原商相の議會答辯は、

「適正價格ヲ決定シテ公定價格ヲ引上ゲナクテハナラナイモノモアリマセウ……ガ、政府ハ物價ヲ上ゲルト言フコトヲ目的ニシテ適正價格ヲヤラウ、斯ウ言フ意味デハナイ。兎ニ角今日ノ所デハ低物價政策ハ何處マデモ堅持シテ行ク……併シナガラ又一面ニ於テハ物資ノ缺乏ト言フモノヲ防ガナクテハナリマセヌ……如何ニ低物價政策ガ貫徹シテモ物資ガ益々缺乏シテ、國民生活ニ益々困難ヲ與ヘルヤウナコトハ政治デハナイト思フ……デスカラ増産モ出來テ適正價格デ以テ行ク、斯ウ言フ場合ニ價格ヲ引上ゲテ行カナケレバナラナイヤウナモノガアレバ、是ハ致シ方ガナイ……コ、デ適正價格ヲ拵ヘテ、増産ヲシテ、物資ヲ潤澤ニスレバ、今日ノ闇相場ノヤウナモノハ忽チナクナルト思フ……ソレ故ニ物資ヲ潤澤ニシテ増産ヲセシメテ、生産業者ヲシテ損ガ行カナイヤウナ適正價格ヲ設ケテ、サウシテ物資ノ増産ヲ圖ツテ行キ、潤澤ニスレバ闇相場ノ如キモノハナクナツテ適正ノ値段デ國民ガ之ヲ需要スルコトが出來ルト、斯ウ考ヘテ居リマス、ソレガ私ノ狙ヒドロデアリマス。」

之を要するに米内内閣の物價政策は、石炭の如き重要物資に就いては補助金乃至獎勵金を以て生産力擴充と低物價政策との矛盾を解決せんとし、又一般には低物價政策を堅持する立前であるが、一面物資の増産を圖る爲に、資材、燃料、動力、勞力等の配給を圓滑にすると共に、適正價格を定めて之を安定せしめんとする。適正價格の形成に當つては物價構成の諸要素に就いて一應は研究するが、餘り之に拘泥して居ては今日の間に合はぬから、民間の意見もよく聞いた上、所謂腰溜で手取早く決める。増産のため必要とあれば價格引上の結果となるものがあつても仕方がないと言ふのである。斯くの如き方針の中には勿論何等物價騰貴の惡循環的進行に對して、根本的な施策は認められないのであつて、産業家的立場を尊重し過ぎるとの批判も可能であるが、當時の一般社會狀勢からすれば、政府は右の如き應急策で局面の轉換を圖るより外途がなかつたとも言へるであらう。

此間に於て生絲配給統制規則（一月九日）を始めとして、數種商品の配給統制規則が相次いで公布せられ、又中央物價委員會は引續き總會に於て各種の標準最高販賣價格を決定した。而して其決定は、當時の原料高、運賃高等の事情を織込み、更に後になつては

四月以降實施さるべき増稅分を加味するものも生じ、從來の標準價格、公定價格に比して値上げとなるものも尠くなかつた。斯かる際に政府は薄給勞務者に對する家族手當の支給を認め、又生鮮食料品の配給及び價格の統制に應急對策を決定したことは當然の處置であつた。

中央物價委員會の改組

一方に於て舊臘の中央物價委員會と政府閣僚との懇談會以來、中央物價委員會の改組が問題となつて居たが、阿部内閣は之に手を着ける暇なくして挂冠した。米内内閣となつてからは議會でも質疑に上り、政府も其意のあるところを答へて來たのであるが、從來の機構を單に擴充するに止むべきか、又は二本建として、内閣に直屬して全般的見地から物價問題を検討する機關と、商工省下に屬して物價政策の實行を擔當する機關とに分離せしむべきかに就いて、閣内閣外に異論があり、相當の紆餘曲折を経た後、漸く二本建に決定を見、物價對策審議會と價格形成委員會との官制が四月一日に公布されたのである。

先づ物價對策審議會に就いて見るに、「内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ物價ニ關スル重要對策ニ付調査審議ス」と共に、「物價ニ關スル重要對策ニ付内閣總

理大臣ニ建議スルコトが出来。會長は内閣總理大臣、委員は二十人以内であつて、國務大臣（大藏、商工、農林、拓務、厚生、逓信）、内閣書記官長、法制局長官、企畫院總裁の外に學識經驗ある者の中より勅命される。物價對策審議會には幹事が置かれ、内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及び學識經驗ある者の中より任命され、會長の命を受けて會議事項に付調査及び立案を掌るのである。而して審議會の庶務は企畫院が管掌することとなつて居る。

價格形成委員會は價格形成中央委員會と價格形成地方委員會との二つに別れ、中央委員會は商工大臣、地方委員會は地方長官の監督に屬し、夫々關係各大臣或は地方長官の諮問に應じ、價格形成に關する事項を調査審議すると共に、其事項に付關係行政廳に建議することが出来る。價格形成中央委員會の會長は商工大臣で委員は五十人以内、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことが出来、委員及び臨時委員は商工大臣の奏請に依り關係各廳高等官及び學識經驗ある者の中より任命される。商工大臣は必要により價格形成中央委員會に部を置き、其所掌事項を分掌せしむることが出来るが、此規定に従つて七物資別部會（纖維、金屬、化學工業品、燃料、食料品、農

林水産物、雜品）と一般部會が設けられ、部の決議を以て委員會の決議となすことが出来るやうになつて居る。價格形成に關する特別の事項に付價格形成中央委員會の諮問に應せしむる爲に専門委員會を置くことが出来るが、農林水産物及び農林水産業専用物品の價格形成に關する特別の事項に付ては、農産物等價格形成専門委員會が之に當り、同委員會は農産物等價格形成専門委員會官制にて特別に規定せられ、農林大臣の監督に屬し、委員長は價格形成中央委員會の委員又は臨時委員の中より、而して専門委員は學識經驗ある者の中より農林大臣によつて任命されることとなつて居る。

斯かる機構改革の眼目は經濟産業全般の見地から物價問題を取扱ふ經濟參謀本部的部門と、個々の物資に就いて價格決定を行ふ部門とを二分せしめ、從來の機構に於ける物價行政運営上の缺陷を補はんとするにあり、他方は迄農産物價の公定に關し商工・農林兩當局の意見に扞格があり、農業關係者の中には中央物價委員會の決定に對し、不満を抱く向もあつたに鑑み、農産物價格形成専門委員會を通じ、生産者側の要望も十分反映せしむることに意を用ひたのである。

斯くて物價對策審議會は四月六日第一回總會を開いたのであるが、會長たる米内首相

委員會への諮問

は「今後物價統制の完璧を期する爲には、内地及び日滿支を通じたる見地に於て價格等の総合的な統制を更に強化すると共に、之と緊密なる關係にある財政、金融、貿易、生産、配給、消費等に關する諸對策との間の調整に一段と努力致し、他方又國民一般に對しては物價統制の目標を明確にして、その嚮ふ所を歸一せしめると共に、物價に對する道義觀を確立せしめ、眞に官民協力一致の體制を整備して所期の目的達成に邁進することが肝要である」と政府の所信を明らかにしたが、此の内物價に對する道義觀に迄觸れて居ることは、物價問題が現在の經濟機構でどうにもならない所迄進んで居ることを示唆すると言つてよいであらう。次いで諮問第一號として付議されたのは、左の如くである。

「現下内外の情勢に鑑み生産力を維持擴充し、國民生活を安定するの要愈々緊切なるものあり、之が對策としては購買力抑制の強化と物資需給の根本的調整とに重點を置き、物價は固より之が根源に遡り生産配給及び消費並に資金等經濟の各分野に互り強力なる方策を樹立し、之を急速に實施するの要ありと認む。仍て之が具體的方策を問ふ。」

之と共に價格形成中央委員會は四月十一日第一回總會が開かれ、諮問事項として、「低物價の方針に基づく價格の形成並に之に關聯し採るべき方策に付意見を問ふ」が與へられ、尙同委員會は低物價政策の方針の下に具體的價格を設定することが主たる仕事であるが、價格形成と關聯して價格形成の對象となる具體的物資の需給調整方策の問題、其他配給機構の整備改善の問題等公定價格制の維持勵行の爲に必要缺くべからざる手段方策等に就いても、併せて攻究審議すべきことを要請せられた。併し此點物價對策審議會と審議事項が重複する虞あり、兩者の連繫を如何にするかに就いては、委員の間にも疑念を抱かれたのである。

其後物價對策審議會は幹事案に基づき物價水準の設定、購買力抑制の方策、生産・配給・消費の統制、農産物其他生活必需品の需給確保等の問題に就いて審議を進めたが、抽象的論議に趨るよりも更に具體的問題を捉ふべきであるとの見地から、消費規正の問題、購買力抑制の方策及び日滿支を通ずる物價對策の三點を主要議題とした。併し乍ら事態の進展に拘らず、審議は一向に捗らず、其内陸軍に於ては軍需工場に對して利潤統制の強化を發表して獨自の見地から低物價政策遂行の決意を示し、又五月の地方長官會

物價對策審議會の答申

議にては、眞摯な討議が行はれた結果、政府は物價對策審議會の答申を待たず、消費規正、米穀對策及び地方連絡協議會の設置等の重要經濟對策を決定する等の事あり、更に其間に發生した鐵鋼値上問題に就いても意見が纏らずして懇談會を重ね、結局六月に入つて物價對策の方針及び生活必需物資の需給對策のみに關して、第一回答申案を可決したのである。

現て其答申案の内容に就いて見ると、先づ綜合的物價對策樹立の必要を力説し、就中政府豫算の緊縮と一般購買力の全面的抑制、配給機構の整備による物資流通の適正と偏在の是正、資材配給の適正と經理統制の強化、日滿支を通ずる物價及び物資の交流を調整する措置、消費規正と生活必需物資の需給對策の五點を急務なりと指摘し、之が方策を實行する爲には、其根幹として戰時經濟道德の作興、經濟統制體制の整備、統制違反制裁の強化等により、國內態勢を引締むるの要ありとする。而して生活必需物資の需給對策に關する件の答申に於ては(一)米、大麥、裸麥、小麥、(二)味噌、醬油、(三)砂糖、(四)木炭、燐寸、(五)一般惣菜用魚介類及び蔬菜、(六)醫藥品及び醫療用品、(七)勞働動作業衣、軍手、地下足袋、ゴム靴の七項目に分つて具體的に需給對策の方針を答申し

て居る。

價格形成委員會の活動

一方價格形成委員會にては物價基準を何處に置くかの議論は別として、差當り急を要するものから公定價格を決めて行く方針をとり、先づ國民生活の必需品の内當面緊急にして實行可能な商品に就いて生産、配給、消費に互る全面的統制を行ひ、價格對策の萬全を期することとし、取敢へず米、味噌、醬油、鹽、マッチ、木炭、砂糖、醫療用品、幼兒用品、雜穀(大豆、大麥、小麥)の十種品目を選定し、所管部會に緊急對策を攻究せしめ、物價對策審議會と連絡して具體案の作成を急いだ。尤も其間にも各部會は夫々の商品に就いて從來の中央物價委員會に代つて最高販賣價格を決定して行つたのである。

陸軍の利潤統制強化

斯くの如く今や物價問題は財政經濟の綜合的見地から取上げられ、物價對策も之に伴つて、從來よりも具體的且直接的となつて來たのであるが、其對策の根本には何か割切れざるものが残り、現在の經濟體制を其まゝ容認する以上、生産力擴充と低物價政策とは、凡ゆる部面に矛盾を露呈するのは已むを得なかつた。物價對策審議會の答申が涉々しく決定しなかつたのも、要するに此矛盾が解決出来なかつた爲で、結局するところ此點は國民の經濟道德に頼らんとし、所謂新經濟倫理の確立を待望するに歸するのであつ

た。然るに軍部特に陸軍に於ては修正軍備充實計畫の完遂を期せんとする立場上、生産力の擴充と共に低物價政策の維持を絶對的に必要とした。そこで日滿支を通ずる総合的計畫の下に、軍需工業指導方針を樹立し、工場經營の刷新、原價及び經理調査の徹底、軍需調達の合理化等と共に利潤統制の強化を決意し、四月二十二日適正利潤率算定要領なるものを發表した。

而して今之を概括的に説明すれば、經營資本に於ける株主資本に對しては、株主に對する適正なる配當を、借入金に對しては通常の利子を保證し、且事業の繼續的維持を可能ならしむる必要限度の社内の留保を認め、尙臨時利得又は超過利得以外の、通常の利益に對する課税たる法人税及び營業税同附加税を認め、之等のものを合計したるものを經營固有の利益とし、之を經營資本で割つたものが經營資本利益率で、更に此の經營資本利益率を經營資本回轉率で割つたものが販賣利益率であるとする。而して此の販賣利益率に適當なる考慮を加へた上、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基づき算定した原價に附加して、軍需品の調辨價格を決定しようとするのである。

尤も陸軍に於ては既に昭和十四年十月國家總動員法に基づき「軍需品工場事業場検査

令」及び「陸軍軍需工場原價計算要綱」が公布せられて居り、之が十五年七月一日から實施せらるゝ譯で、それと關聯して適正利潤率算定要領が發表されたのであるが、當局の意向は單に軍需品等に適用するのみでなく、廣く一般産業の合理化を推進せしむる材料とし、「崇高なる國家的觀念に基づく企業者の創意を獎勵し、工業の活潑なる發達を圖ると共に、單なる利潤追求の弊風を脱却し、眞に公共利益の増進に目覺めた經營の精神を昂揚せん」とするものであつた。

斯かる利潤統制の問題は必ずしも之が嚆矢でなく、既に國家總動員法によつて原則的には取上げられ、十四年四月から配當制限の形に於て實施せられて居り、更に利潤發生の源泉に遡つて統制せんとする方法は、物價統制大綱及び實施要綱の中にも指摘されて居たのである。併し乍ら陸軍當局の手によつて現實に之が發表せられ、近く實施せられるとなると、如何に事業の經營能率の優劣、財産評價上の差異、特異性其他の點が十分考慮されると説明せられても、事柄が現在の經濟機構の根本に觸れる問題であるだけに、一般財界の受けた衝撃は意外に大きく、株式市場の如きは一時崩落を演じたのである。

其後陸軍當局の慎重なる態度に依つて漸次人氣の沈靜を見たことは幸であつたが、之を

物價政策の見地から見ると、物價政策が追詰められれば、窮極のところ好むと好まざるとに拘らず、進んで行かねばならぬ方向を、陸軍のイニシヤティブによつて逸早く展示されたと言ふべきであらう。

地方長官會議
と物價政策

次に時局下の地方長官會議が五月初旬異常の緊張裡に開かれたのであるが、首相の訓示中、戦時國民生活の確保に關して「地方の實情に應ずる施策を適切ならしむることは固よりであるが、一地方の事情のみに捉はるゝ時は却つて大局に於て思はざる支障を生ずる虞があり、宜しく國家の全局に思を致し、國策順應に付遺憾なからんこと」を特に希望して居るのは、米穀其他生活必需品に關して喧傳される府縣ブロック問題を指すものであり、「政府としては今後一層消費の規正を徹底し強化する爲、一段と努力致す考である」と施策の方針が示された。會議に於ては時局下の地方事情を披瀝して熱心なる討議が行はれ、その結果政府は次の三政策を閣議で決定するに至つたのである。

(一) 消費規正 生活必需品の消費の規正を徹底すると共に、必需數量の配給を確保する爲、適切なる措置を構することとし、差當り主として大消費地を對象として砂糖及びマツチに就いて切符制を實施すること、不急不要品、奢侈贅澤品、規格外品の生産製造販賣を抑制すること。

(二) 米穀對策 (イ)在米の調査を國で一齊調査は行はぬが、地方長官が地方の實情に應じて成るべく速に在米調査を實施すること。(ロ)同府縣内に於ける市町村間の米穀の移動の制限は之を廢止せしむること。(ハ)強制買入については必要なる場合農林大臣に申請すれば認めることになつて居たが、之に一步を進め、供出米の買入れに就いては、地方長官の獨斷で強制處置をとることを認めること。

(三) 地方連絡協議會 國策遂行の確保と地方行政の改善向上とを圖る爲、府縣知事の管掌に屬する各種行政の運営につき必要なる地方的連絡を圖らしむる趣旨を以て、地方連絡協議會を設置すること。右協議會は東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國、九州の八に分け、主として各府縣によつて物資の凹凸がある爲、物資の偏在を來すやうな弊を是正すべく、物價に就いての連絡協定をすること。

以上に於て米内内閣となつて以來の物價政策の方針並に機構改革の進展を概述したが、實際上の施設となつたものとして石炭對策を逸することは出来ない。議會に於ける石炭問題は電力問題に附隨して論議され、生産力擴充と低物價政策との矛盾が最も端的に現

石炭對策其他

れた部門である。併し實際上石炭増産の頓挫は採算難のみが原因でなく、輸送力の不足、資材勞力の入手難、配給機構の不整備等も重要な原因として挙げられる。政府は之に對して輸送力、資材、勞力の不足對策として、今後優先的に斡旋を圖ることとし、採算難の點に就いては増産獎勵金を與へ、又配給機構の改善策としては石炭配給統制法を公布したのである。即ち十五年度増産の目標を五百五十萬噸とし、増産獎勵金二千二百萬圓、新坑開發助成金千六百八十萬圓、石炭共販會社買取補償金四千四百八十萬圓と合計八千三百六十萬圓を計上すると共に、資本金五千萬圓（半額は政府出資）の日本石炭株式會社を創設し、之に依つて石炭を一手に買上げさせ、其買上炭を適正價格で配給させようと云ふ、つまり中央物價委員會の石炭對策要綱の案に基づきプール平準價格制を實行したのである。

此外議會に提案を見た物資増産乃至需給調節對策としては、肥料と木炭とがあり、肥料に就いては資本金五千萬圓の日本肥料株式會社（半額政府出資）を設立して、重要肥料の一手買取販賣、輸移出及び輸移入、更に肥料の製造、肥料製造工場の經營の管理、製造事業に對する投資等を行はせることとし、木炭に就いては、政府が新に木炭需給調節特

別會計を設定し、全國十三重要都市の需要期に於ける一般家庭用木炭一億九千二百萬貫を自ら購入し且之を配給せんとし、更に瓦斯用木炭の供給確保に關しては、日本瓦斯用木炭株式會社を設立して、一元的統制を圖らんとしたが、之のみは議會に於て審議未了となつた。

斯くの如く増産獎勵政策は、政府の方針であつた爲、石炭、肥料、木炭、飼料、燐寸等に對して増産獎勵金、補助金等が支給せらるゝこととなり、歳出の内補助費は六億圓餘に上る有様で、本豫算總額に對して約一割を占むるに至つた。生産力擴充と低物價政策との矛盾を打開する上に、補助金政策は確かに窮餘の一策ではあるが、それだけ財政を膨脹させ、本質的にはインフレを昂進させる傾のあるものであることは忘れてはならない。石炭に於けるプール平準價格制の採用は始めての事であり、今後の物價政策の進むべき一つの方向ではあるか、技術の進歩、經營の能率等を低下せしむることなきやう、特に考慮さるべきであらう。

尙此間物價對策と關聯して、國民精神總動員運動を一層強力なものに改組し、又貯蓄獎勵運動が更に強化された點が特記される。即ち精動運動は從來官廳側と民間側との二

本建であつたものが、中央地方を通ずる官民一致の運動本部として、國民精神總動員本部が設けられ、其後食糧報國運動の如き實踐的な運動が取上げられるに至つた。一方貯蓄獎勵運動は、國債消化資金として約六十億圓、日滿支を通ずる生産力擴充資金が少くとも四十億圓、通貨膨脹、物資需給の現況に鑑み特に購買力の吸収を圖る要あるもの約二十億圓として、十五年度國民貯蓄の目標額を百二十億圓と定め、前年度より更に二十億圓を増額して一層積極的に働き掛けることとなつた。又政府に於ても特に國民大衆の過剩購買力を吸収する一手段として、報國債券の發行を行ふに至つた。

此間に於ける物價指數の動きを顧みると、先づ日銀の卸賣物價指數は、前年末三一四・一迄に急騰した後をうけて、一月には更に三一九・九と最高記録を示したが、其後漸次落着を示し、六月迄には三〇八・三と下つた。併し乍ら斯かる漸落は卸賣物價のみに見る現象であつて、小賣物價指數は前年末二四〇・三から六月には二六二・七に上り、内閣統計局労働者生計費指數も同じく一三〇・七から一四五・五と顯著な上昇を示した。而も之等の指數は其性質上所謂闇の相場を反映しないのであるが、比較的之を窺知し得る資料として、東京市消費經濟課調査の日用品小賣價格指數を見るに、六月指數は二三

〇・八（昭和十二年七月基準）となつて居る。即ち東京市に於ける日用品小賣價格は事變前に比し二倍三割の騰貴となつて居るのであるが、之等が物價の實情を示すものとして注目されるところである。

金融界と物價
對策

此頃金融界の現象としては、産業方面に對する貸出が増勢著しき一面、預金の増勢が動もすれば鈍化せんとする傾向を呈し、國債消化も従つて成績が擧らず、其成行を憂慮させられたのであるが、四月開催の手形交換所聯合會に於て東京手形交換所理事長は預金増勢減退の原因として物價の昂騰、現金取引の盛行、農村への資金流出と其滞留、増税に基づく國民負擔の増嵩、租税制度の改革等を擧げ、今後の貯蓄増加を期せん爲には、結局物價の安定を圖ることが先決問題であると指摘し、政府は之が解決の爲、率先垂範の實を示して、豫算の實行に適切なる處置を採るべきことを要望したのである。

豫算節約の問
題

此豫算節約の點に就いては、かなり一般の聲ともなつて居り、曩に各豫算案の可決に當り、貴衆兩院とも政府の責任ある節減方を要請したのであるが、政府も之が必要を認め、議會閉會直後の閣議に於て、豫算實行方に關する六項目を定め、物價、物資、勞力、資金等につき細心の注意を拂ふべきことを決定した。其後物動計畫の確立を待つて實行

豫算を編成する豫定であつたが、物動計畫の決定が遅れたことと、其内に内閣の更迭があつたこととで、實際に節約額が決定したのは、九月に入つてからである。即ち第二次近衛内閣の河田藏相の手で、一般會計、特別會計を通じて純計六億三千八百萬圓、總豫算純計に對して五・五%の節減が決定されたのである。

十五年物動
計畫と民需

小賣物價指數及び生計費指數の上騰が示す如き實情に於ては、物價政策は其後當然國民生活の安定の方向に向つて一層積極的に進む必要があつた。此點に關し十五年度物動計畫決定の際に於ける企畫院總裁の談は、「一般民需物資中に於ても工鑛業、農林水産業等に關係のある物資は可能なる限り其増額に努むることとした。……又肥料に付ては加里の如く歐洲戰亂の爲、これが輸入困難を豫想せらるゝものもあるが、硫酸燐酸肥料等に付ては、出來得る限り其供給を増加する豫定である。次に衣食料品、衛生材料、醫藥品等の生活必需品に關しては、既往の實績等を參酌して其の最底限度確保に努むることとし、特に國民生活必需品に付ては、綜合的需給計畫を設定して生産、配給及び消費に關し適切なる措置を講せんとするものである。右に該當せざる一般民需物資特に不急不用品に付ては、更に強度の節約を圖り、又奢侈品の如きは其の製造を禁止又は制限す

る方針である」と述べて居る。

暴利取締令の
強化

此間に於ける價格形成委員會の活動は漸次進展して、各部會は相踵いで最高販賣價格を決定し、生活必需品中、食料品の如きに就いても公定價格が續々と定められるに至つた。斯くの如く公定價格、協定價格等が一般に行渡ると共に、一部には尙脱法行爲を圖る者があり、購買者も不安を禁せざる場合が多かつたので、取締を一層嚴重ならしめ、公定價格の維持勵行を圖る必要が生じ、こゝに暴利取締令の再強化となつたのである(六月二十四日)。今次の改正の要點は次の三點である。

一、何人と雖も不當の報酬を得て物品の賣買の媒介を爲すことを得ないこと(第一條第二項)
二、公定價格の設定された物品であるか、協定價格の認可を受けた物品であるか、又は指定期日に於て停止された物品であるか、等の表示を爲さしむることとしたこと(第

二條第一項)

三、物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量若しくは數量の表示又は之に關し必要な事項を命じ得ることとしたこと(第三條)

即ち第一條の改正に於ては、今迄「不當ノ報酬ヲ得テ物品ノ販賣ヲ媒介スルコトヲ得

ズ」とあつて、販賣業者の依頼を受けて販賣の媒介を爲す者のみが含まれるやうな解釋がなされる危険があつたが、之を苟も不當の報酬を受けるのであれば、業者間の販賣購買に限らず一般消費者間の賣買の媒介も爲すことが出来ないといふ點を明らかにしたのである。第二條に於ては、販賣價格の表示義務のみを課して居たのを改正し、販賣價格の外に猶價格停止品であるか、新製品であるか、協定價格品であるか、公定價格品であるか、更に許可價格品であるかを夫々の様式に従つて表示すべきことを規定し、更に第三條に於て消費者の利便を圖る爲と、取締的的確を期する爲に物品の名稱、銘柄、重量等の表示を命じ得ることとしたのである。

曩に消費規正の問題に關し、政府は地方長官會議中の閣議で、一部に切符制を實施すること、及び不急不要品、奢侈贅澤品、規格外品の生産、製造、販賣を抑制すべきことを決定發表したことは既述の如くであるが、切符制に就いては六月初から六大都市に對して砂糖、マツチが試みられ、至極順調な成績を示した。後の點に就いては國民への影響重大なるに鑑み、企畫院・商工省にて慎重に立案し、物價對策審議會懇談會にも付議した上、「輸出入品等臨時措置ニ關スル法律」に基づく奢侈品等製造販賣制限規則が七

奢侈品等製造
販賣制限規則

月六日公布され、翌七日の事變記念日をトして施行されたのである。先づ第一條に於て「物品ノ製造（加工ヲ含ム）ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ」とあり、別に贅澤品等として染繪羽模様襦袢地及び其製品、同羽織地、刺繡を施したる織物及び其製品、指輪、銀製品等が告示を以て指定され、「主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノ」を除き、七月七日以降製造を禁止されることとなつた。第二條では「物品ノ生産（製造及加工ヲ含ム）又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ賣渡スコトヲ得ズ」とあつて、第一條の規定に依り主務大臣の指定したる物品、他の法令に依り製造を禁止せられたる物品及び主務大臣の指定したる物品の販賣禁止が規定せられた。主務大臣の指定として別に告示を以て、金額如何に拘らず販賣禁止されるもの、一定の制限價格以上の場合販賣を禁止されるものが百數十種定められ、之等は共に十月七日以降販賣を禁止されることとなつた。尤も行政官廳の許可を受けた場合には例外規定があり、又或業者が一應販賣の許可を受けた物品に就いては、爾後の業者が販賣する場合許可を要せずとし、第一條の規定によつて製造を禁止

された物品であつても、同條但書によつて製造の許可を受けた物品に就いては、之が販賣又は轉賣の場合許可の要がないとされる（第二條第一項但書及び第三項）。

第三條に於ては販賣數量又は販賣先の制限其他必要な命令を爲し得ることを規定して居り、更に第四條では「物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ」と規格外品の販賣禁止を定めて居る。併し之にも發明品、考案品等の場合を考慮して、主務大臣又は地方長官の許可を受けた場合は此の限りにあらずとしたのである。

以上を要するに本規則は戰時經濟の運営に緊要な資材、動力、勞力、燃料等が戰時國民生生活上不急不要な物品又は奢侈贅澤品等の製造販賣に充當されることを抑制し、之を直ちに戰時國民生活に必要な物品の生産供給の維持確保に活用し、又戰時國民生生活上不急不要な物品又は奢侈贅澤品の購買を抑制し、之による餘剩購買力を貯蓄の強化、公債の消化に轉換させ、國民生活の刷新緊張、公定價格の維持勵行を圖ることを目的とするものである。而して製造販賣を禁止又は制限される物品として指定されたものも、當業者への打撃と商品市場の混亂とを憂慮し、現在の處範圍を一定の限度に止めたのである。

生鮮食料品の
配給統制

が、將來は更に質實簡素な國民生活の確立を目標に、物品の範圍を擴大し、又制限價格を引下げる方針であると言はれる。

次に國民生生活上一日として缺くことが出來ず、其騰貴が生計費を著しく高めて居た生鮮食料品に就いては配給統制が應急對策として具體化し、價格の規正が進められたことが注目される。即ち生鮮食料品は一般的生産減少と消費増加とがある上に、其價格は所謂九・一八の價格引上禁止から除外されて居た爲、數ヶ月間に顯著な騰貴を示したのであるが、三月八日の閣議に於て「生鮮食料品ノ配給及價格ノ統制ニ關スル應急對策要項」が決定された。其内容は要するに配給機構を合理化し、各段階に於ての口錢手數料等の低減を圖るにあるが、商工省に於ては其後大消費地に於ける具體的實施策を研究し、八月十六日に至つて關係官廳及び中央卸賣市場開設者との協議會を開催し、「生鮮食料品ノ配給及價格ノ統制ニ關スル件」を決定した。之は卸賣人の販賣方法に改善を加へ、從來主として躰賣によつて居たものを一定の物品に關しては必ず定價賣又は入札賣をなすべきことに改め、卸賣人の販賣手數料に關しても檢討を加へて低減を圖り、又仲賣人の専門化、價格の規正等を行つたのである。

扱て以上述べ來つた昭和十五年に入りて以來の物價政策の推移を概観するに、阿部内閣の後をうけた米内内閣は、困難なる物價の状態を受繼いたのであるが、議會に於ける答辯竝に其後の施設に見るも、低物價政策と生産力擴充政策との矛盾を一應補助金政策と所謂腰だめによる適正價格の廣汎なる設定とによつて解決せんとした。併し其解決は要するに應急策に過ぎず、物價の惡循環的傾向に對して何等根本策でないのみか、却つて本質的には之を助長する傾さへあつたのである。従つて中央物價委員會が改組せられて出來た物價對策審議會に於ても物價公定の一般的水準を定めんとして、やはり同様の問題に當面し、容易に審議が進まなかつたのである。併し此點に關し陸軍の積極的なる利潤統制強化の發表は、問題の核心を衝いて或種の示唆を與へたとも見られる。そして一方物價の趨勢は諸種の對策と各方面に於けるデフレーションを目途とする政策との効果が漸く表れて、稍々人氣の落着を見、又指數にも之を認められるのであるが、他方相場場の横行と國民生活の窮迫とは一層甚だしくなり、斯かる方面の對策が一日も忽せに出來なくなつた。そこで物價對策審議會の答申も之を中心とし、地方長官會議の討議によつて政府も米穀政策、消費規正の問題に一步進んだ對策を發表した。斯くて其後國民

精神總動員運動が改組され、國民貯蓄獎勵運動も百二十億圓貯蓄を目標に躍進すると共に、十五年度物動計畫の改定に連れて、膨大豫算の節約が現實に取上げられ、又各種物資に就いて配給統制を進める一面、公定價格が續々と決められるに至つた。直接の物價政策としては、暴利取締令の強化が行はれ、國民の消費を規正する爲には、一部に切符制が實施せられ、又所謂七・七禁令として奢侈品等製造販賣制限規則が施行を見たのである。然るに八月中旬に至つて所謂新體制機運の勃興から政局の轉換が行はれ、第二次近衛内閣が成立することとなつた。新内閣の内政に對する基本國策は、國防國家體制の確立であつて、經濟方面に於ては大東亞共榮圈の確立及び所謂統制經濟の遂行に向つて、強力なる施策が行はれんとして居る。但し日未だ淺くして其具體化を見たものはないが、今後の物價政策の方針を小林商相の言明の中から窺ふと、先づ八月一日に發表した商工行政七項目中に左の如く述べて居る。

一、國內に於ける總動員體制を強化し、高度能率の發揮による生産増加を圖り、原價の引下を圖る。

一、從來の低物價政策は主として金融部面より施策したが、之等の施策と共に、物資

の方面よりする豊富低廉なる生産を促進する各種政策を併せ行ふ必要がある。

又價格形成中央委員會に於ける挨拶に於ては「國內に於ける總動員體制を強化し、生産並に經營の高度の合理化を圖つて出來得る限りの高能率を發揮せしめ、之に因る生産コストの引下と物資の増産とを圖ることが、最も緊要であると信ずる。之と共に生活必需品並に重要生産資材の供給の確保を圖り、更に又國民の購買力の抑制、奢侈品取締の強化を始め、一般的に消費の規正を徹底して、戦時下に相應しき質實剛健なる國民生活を馴致することも亦極めて肝要である。……尙又一面に於ては國民の社會道德、經濟倫理の方面に於ても、自我功利の思想を排し、公益優先、國家奉仕を第一義とする國民道德を確立し、惡質の經濟違反に對しては、一層其取締を強化して、凡ゆる部面凡ゆる角度より、物價統制の完遂を圖らねばならない」と、所謂經濟新體制の方向を示すところがあつた。斯かる全般的國家體制の變轉が今や進行中であつて、之迄の物價對策審議會の如きも、今の處存廢を新體制の確立する迄留保されることとなつて居る。我々は今後の物價政策が如何なる發展を遂げるかを刮目して注視する次第である。

〔附言〕 日滿支物價政策の聯關

支那事變下に於ける物價政策を考察するに當り、之迄、我々は我が國內事情を中心として、論述を進めて來たのであるが、此場合注意せねばならぬことは、我が國內事情と言つても、從來殆んど無視してよかつた外地事情、即ち朝鮮とか臺灣とかの事情が、到底輕視し得ない影響を有つに至つたこと、及び所謂圓ブロック地域として滿洲、支那の經濟狀態が直接我が國內事情に響く關係になつたことである。例へば外地としては朝鮮が早魃の爲、昭和十四年度の産米一千萬石の不作を來したことが、如何に我國の食糧問題、延いて戦時經濟全般に、至大の影響を及ぼしたかを顧みれば、思半ばに過ぐるものがあらう。併し乍ら物價問題としては、滿洲及び北中支の事情が、最も直接の關係が深いので、茲に簡單に其狀態を記述して置くことにする。

滿洲——滿洲國は自國內に物財乏しく、且資金の蓄積も少い状態でありながら、積極的に産業五ヶ年計畫や北邊振興を企圖するのであるから、自然投資を外國、主として日

本に仰ぎ、物資も日本よりの輸入に俟つの外はない。従つて産業計畫を樹てるとなると、先づ滿洲國の諸會社に對する増資、社債、貸金等の形式を以て資金が供與される。之は一方滿洲國に於ける通貨の増發又は貸出の膨脹を來し、やがて物價を昂騰させる原因となる。之は他方日本よりの投資を必要とし、又物資の輸入を誘致する。加之、滿洲にとりて厄介なることには北支の物價状態が常に滿洲より高位にある爲、貴重なる國內物資又は日本よりの輸入物資が北支に出超となつて積出される關係にある。而も産業計畫も生産力擴充も容易に豊富なる物資を生産するやうな性質のものでないから、國內の物資不足は仲々緩和され得ない状態である。

滿洲國に於ける物價政策も要するに日本と大差ない徑路を辿り、公定價格制度、配給統制、消費節減、貯蓄獎勵等が行はれて居るが、物價對策の對象となり得るものは主として輸出品と輸入品とのみであること、信用機構の不完備なること等の爲、實效を上げることが仲々困難である。從來鐵鋼、原棉、綿製品、毛皮、大豆、主要糧穀等の重要物資に就いては、夫々の單行法を制定し、又一般的には暴利取締令を適用して來たのであるが、最近更に生活必需品其他一般物資に迄法的統制を加へる必要が生じ、物價及び物

資統制法を制定し、政府は一般物資に對して價格、生産、配給、消費等に互り廣汎な統制權限を獲得するに至つたのである。

北支——北支物價の動きを見ると、主として其急騰は法幣の價值低落と揆を一にして居る。即ち聯銀券の公定價格は日本圓と等價で一志二片に釘付されて居る筈であるが、之は要するに對日關係、而も對日輸入關係にのみ止るのであるから、一般の現地物價は法幣物價に支配される方が多いのである。而も旱水害、匪賊掠奪等により物資が減じ、且治安事情より物資の出廻も少くなつて居るので、物價の暴騰が現出したのである。従つて通貨價值の維持方策が確立し、民衆の信用が歸するやうになり、又物資の絶對的缺乏が補充されれば物價問題も落着くのであるが、現在の處俄に有效なる對策を發見し得ない状態にある。

中支——中支の物價には各種通貨がある爲、其見方により騰貴の様相も異なるが、要するに一般通貨が法幣であるから、法幣物價を中心に觀察すべきであり、軍票又は華興券による物價は法幣と之等の通貨との比價關係で定るのである。法幣物價に就いて見ると、重慶政府のデフレ政策により昭和十四年迄は甚だしく騰貴しなかつたが、其後通貨量の

増大による法幣價值の下落、特に其對外價值の下落に伴ひ、更に物資需要の急増によつて暴騰を示した。中支物價の特質は通貨不安に基づく換物運動が顯著なる影響を及ぼして居るのであつて、一時物資の思惑反動によつて暴落したこともあつたが、最近再び換物運動が起つたやうである。元來中支、殊に上海は國際的自由市場であつて、對外爲替相場の影響を受けることが多いから、有效なる統制の方途がない。即ち政治關係の複雑は物資の供給、通貨價值の維持等にも適切な對策を發見し得ない状態である。

以上極めて概略に滿支の物價事情を眺めたのであるが、滿洲の國幣、北支の聯銀券及び中支の軍票は、總べて圓と等價に連繫してあるから、各地の物價昂騰は日本よりの物資を吸収して、日本の物價騰貴を一層大ならしむるのみならず、相牽引する作用を以て日滿支の物資不足と通貨不安とを醸成するのである。さればとて今に於て我國との連繫を斷つが如きことは、絶対に不可能であり、大陸の經濟建設の爲、又圓系通貨價值の爲には、乏しい物資でも飽く迄供給してやらねばならぬのである。従つて日滿支を通ずる物價及び物資の交流の調整を圖ることに關しては、物價對策審議會の答申も亦之を指摘して居る。又實際上の施設としても十四年九月圓域に對する輸出調整に關する件を公布

し、其後十五年八月に其適用範圍を全商品に擴大して、圓ブロック貿易計畫の強化に努めた。更に九月二日からは對關滿支輸出入物資價格調整を施行して、數量調整のみならず、價格調整に迄着手するに至つたことは、著しき進歩と言はなければならぬ。

結 語

本論は昭和十一年末より十五年八・九月の交に至る約三ヶ年半以上の期間に於ける政府の物價政策の發展を概観した。既に述べた如く戦時下の物價政策を完全に解説する爲には物價政策の外郭を形づくる、或は物價問題それ自身を構成する物資の生産、配給、消費から、財政、金融、労働等に亙る廣汎なる社會經濟活動の全分野に遂行せられつゝある幾多の政策に就いて充分な検討を爲すことが必要であらう。最近物價統制協力會議が物價問題を逸脱して國民經濟統制の問題を討議せんとして居るのは非難の餘地はあるが、其必要もないとは斷せられない。併しそれは餘りにも廣汎且煩雜と謂ふべく、支那事變下の物價政策の大筋を跡付けるには以上の論述を以て略々足れりと思考するのであ

る。

扱て今本稿に論述した限りの物價政策の發展の大筋を繰返し願ふこととする。

先づ支那事變〔前期〕とも名付くべき期間は昭和十一年末の國際的物價騰貴から翌十二年七月の支那事變勃發迄であつて、其初め廣田内閣は我物價昂騰の主因を世界的物價高と思惑需要とにありと爲し、輸入爲替取引の制限と思惑に對する道義的警告とを以て之を抑制せんと努めるに過ぎなかつた。林内閣に於ては物價問題が漸次重視せられ、財政膨脹の緩和こそ之が解決の鍵なりの見地から、物價統制を其政綱の一に掲げ、一面僅少乍ら豫算の削減を行ふと共に、他面臨時物價對策委員會を設けて物價對策の考究に當らしめた。次いで第一次近衛内閣は國際收支の適合、生産力の擴充、物資需給の調整の所謂財政經濟三原則を提げて國民經濟の統制化を取上げ、財政に就いても所謂「物ノ豫算」の編成を行ふに至つた。即ち此期に於て我國の物價昂騰を單に世界的物價高に伴ふ必然的現象乃至一時的思惑現象と見た立前から、其主因を膨脹財政を背景とする物資需給の不均衡と見る立前へと一つの進展が示されたのである。併し之に關する見透は未だ概して樂觀的であり、特に物價對策の樹立を本格的に採上げるに至らず、又實際にも其後の

世界的物價停滯に伴つて次第に安定に戻り、以上の如き一般的工作によつて一應事態を切抜け得たのであつた。

事變下の「第一期」とも名付くべきは支那事變勃發より昭和十三年四月の中央物價委員會の成立當時迄であつて、物價の奔騰の戰時經濟運営に多大の支障を及ぼすことを憂へた政府は先づ暴利取締令を改正發動して、應急的に賣惜買占其他の暴利行爲を取締ると共に、議會に於て戰時經濟政策の樹立を闡明した。其の後臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法、國家總動員法其他戰時經濟政策遂行上の重要立法が續々制定され、又經濟情勢の推移に伴つて選擇的消費節約、八十億圓貯蓄等購買力吸收の方面も考慮せられ、次第に長期戰下の經濟體制が整備せられた。就中第七十二議會で成立せる輸出入品等臨時措置法及び第七十三議會で成立せる國家總動員法は經濟政策遂行上極めて廣汎な權限を政府に賦與し、物價統制も亦勿論其内に包含せられたのであるが、政府としては物價問題の重要性に鑑み、未だ此方面に之等重要立法の發動を行はず、物價統制は法規的には暴利取締令一本で進み、其他は當業者の自治的統制に俟つといふ立場を持續してゐた。併し乍ら懸て物資の需給が次第に逼迫し事變の長期化が不可避と見られるに至り、暴利

取締令は其性質上十分な物價騰貴取締の力無きことが明らかとなつたので、政府は輸出入品等臨時措置法に基づく物價統制の斷行を決意すると共に物價對策の諮問立案機關として物價委員會を設置したのであつた。

次に「第二期」と名付くべきは輸出入品等臨時措置法に基づく物價統制が先づ綿絲販賣價格取締規則として發動された昭和十三年五月より、物價統制大綱決定（昭和十四年四月）の直前に至る約一ヶ年であつて、此間の物價政策の主流は輸出入品等臨時措置法に基づく一聯の販賣價格取締規則を、中央物價委員會の標準最高販賣價格によつて支持するといふ形をとつた。即ち政府は、或は販賣價格取締規則によつて價格統制を必要とする重要物資を指定すると共に、其價格をも一定期日の販賣價格、又は中央物價委員會の決定せる標準價格を基礎として定めた指定價格で規制し、或は逆に中央物價委員會の標準價格の決定ありし重要物資を販賣價格取締規則の適用品目として指定し其價格を規制するといふ方法で、數多くの價格昂騰物品に公定價格制を布いた。而して斯かる方法は從來の暴利取締令一本の取締に比べ、物價統制策として遙かに積極的本格的であり、實際上也も可なりの効果を収めたものの如く、卸賣物價指數に關する限り其上昇を一應抑制し得

たのであつた。併し乍ら斯くの如く價格昂騰著しき物品を一つ一つ追掛けて公定價格を作り、物價統制を稍々長期的に效果あらしめることは技術上極めて困難であると共に、物資相互の間、又は原料と製造品との間等に種々の摩擦不均衡を生ずる結果、闇取引が増加したのみならず、價格公定品の出廻不振が顯著となつて來た。こゝに於て政府は價格現象のみを促へて之を抑制することの惡影響に鑑み、重要物資に就き其價格構成諸要素を含めた戦時下適正標準價格を決定する方策を考慮した。其結果所謂價格抑制段階より價格形成段階への發展が企圖され、其要求に應ずるため中央物價委員會が改組擴充されたのであつた。

〔第三期〕は物價統制大綱の決定から昭和十四年九月の歐洲戰爭勃發迄であつて、此期間は價格抑制段階から價格形成段階への發展の過渡期或は準備期とも謂へるであらう。即ち中央物價委員會は價格形成方針を「物價統制大綱」として聲明し、其實施方法を考究すると共に政府としても或は物價局を新設し、或は未経験労働者初給賃金を決定する等價格形成への準備に努力した。而して直接の物價對策としては從來の應急策を續行する外殆ど新しい試みは行はれなかつたが、其背後に在つて物價統制の根本方針が改定せ

られつゝあるものとして、國民は其成果に多大の期待を抱いてゐたのであつた。

〔第四期〕は第二次歐洲戰爭勃發から昭和十四年末迄であつて、此間我國の物價問題は或は極度と思はれる程度に深刻化したのである。即ち歐洲戰爭による世界的物價高と貿易不安とは我物價の騰勢を一段と刺戟し、之を放置するに於ては適正價格形成は勿論のこと、我戰時經濟の運行すら危殆に陥らしむる懸念を生ずるに至つた。こゝに於て政府は遂に當面の物價騰貴を抑へ、且適正價格形成の素地を固めるといふ立前から、國家總動員法に基づいて價格等統制令、地代家賃統制令、賃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令、小作料統制令を公布し、原則として、一切の價格及び其構成要素を昭和十四年九月十八日（地代家賃は特に昭和十三年八月四日）の水準に釘付けることとした。但し此釘付規定は一ケ年の有効期間を限られた暫定的規制であり、其期間内に夫々に就き所謂適正標準の形成が行はれるといふ方針であつた。而して中央物價委員會は石炭、鐵鋼、纖維品等に關する根本的な物價對策の樹立に努力し、其他公定價格の決定の順位を定める等種種考究を進め價格形成への展開は曲りなりにも進捗したやうに見えた。然るに戰時經濟政策自體の持つ矛盾が一見意外の方面に於て表面化し、之によつて物價問題は甚だしく

深刻化せしめられることとなつた。既に第二次歐洲戰爭に伴ふ輸入物資の價格昂騰、日米通商條約廢棄問題、石炭電力の涸渇による産業各部門の活動阻害、肥料價格問題等々、我經濟界の前途に暗影を投げかける事件は山積してゐたのであるが、木炭、米穀、マツチ其他日常生活必需品の値上り乃至、品不足が急速に激化するに及んで、國民生活の不安は著しく昂まり、殊に前記の所謂九・一八物價停止方針決定後に於ける米穀及び煙草の値上は政府の低物價政策の意圖をすら疑はしめ、下期に於て激化した通貨膨脹現象と共に、所謂物價の惡循環的昂騰の懸念をすら印象づけるに至つた。政府亦低物價政策の堅持を唱へつゝも物價統制大綱の再検討、業者の價格協定獎勵を云々し、之は更に國民の物價政策に對する不信を濃厚ならしめ、生活必需品需給の逼迫加重と共に、巷間往々不穩の流説すら聞かれ、事態は益々惡化を辿るのみであつた。斯かる情勢を憂慮して年末近く政府と中央物價委員會有志委員との間に聯合懇談會が開かれ、其結果低物價政策の堅持と日常生活必需品の供給確保とが重ねて約束せられたが、依然として不安裡に昭和十四年が暮れて行つたのである。

次に昭和十五年に入つてから以降が〔第五期〕とも言ふべきであるが、年初早々内閣

の更迭があり、政局の安定と新内閣への期待とによつて、國民心理の不安は著しく緩和せられた。政府は重要物資に就いては補助金政策により、又一般的には生産者に損の行かざる適正價格を所謂腰溜によつて設定し、斯くて一方に物資の増産を圖ると共に、他方低物價の維持に努めんとしたのであるが、之等は議會に於て各方面から検討され、又中央物價委員會が改組されて出來た物價對策審議會でも問題にされ、更に陸軍の利潤統制の強化實行によつて、間接ながら有力なる批判を與へられたのである。其内閣取引の横行、府縣ブロック化による物資流通の不圓滑等から、國民生活は著しく脅かされるに至り、此方面の對策が一日も忽せになし得ざる状態となつたので、生活必需品の配給統制、公定價格の設定と共に、暴利取締令を強化し、又消費規正を指して一部に切符制の實施を行ひ、且つ奢侈品等製造販賣制限規則を公布したのである。

惟ふに支那事變勃發以來約三ヶ年半に於ける經濟界の變動、殊に物價問題の深刻化は眞に著しいものがある。歴代の政府は事變の進展の諸段階に於て夫々相當の注意を拂ひ、種々立法的行政的措置を講じ來つた。勿論其經濟政策に就いて幾多の矛盾や不徹底を免れなかつたことは事實である。例へば選擇的消費節約によつて消費節約と產業界の繁榮

とを竝立せしめんとしたるが如き、生産力擴充と物價騰貴抑制とを直接に竝行せしめたるが如き、何れも二兎を追うて一兎を得ざるの憾み無しとしない。殊に一面戰時經濟遂行の立場から經濟力の増進の必要を痛感しつつも、他面活潑なるべき經濟活動を或種のイデオロギーのきづなによつて阻害するが如き事例も少くなかつたとも思はれる。併し乍ら兎も角政府及び物價委員會の物價對策に關する努力は並々ならぬものがあつたし、又現在顧みて矛盾不徹底と考へられる政策と雖も、其當時に於ては至當の、或は少くとも已むを得ざる措置であつたことも亦否定し難い事實である。殊に應急策としての物價抑制策より恒久策としての物價形成策への發展の如きは其方針に於て確かに正當であつた。又九・一八物價停止の斷行といふも當時の情勢としては已むを得ざる措置であつたらうし、殊にそれを一ヶ年といふ短期暫定的の規制とした點は合理的と考へられる。加之物價現象自體を省みても假令關取引其他違反行爲が少くなかつたにせよ、價格公定其他の政策が可なりの程度に於て騰貴抑制の効果を收めたことを認めねばならない。而も其物價政策は價格形成が辛うじて軌道に乗りかけた昭和十四年下期に於て俄然行詰の危機に頻したのである。事ここに至つた直接の機縁は生活必需品の品不足乃至値上りに對

する國民の不安、或は之を處理する上に於ての政府の不手際に求められるであらう。併し乍ら問題の本質は決して其處に在るのではなく、物價騰貴の根源を其儘にして其上層現象のみに種々の工作を加へるといふ從來の經濟政策が、經濟界の幾多の不均衡を累積せしめ、此無理を累ねた結果が國民生活の不安を契機として遂に表面に押出されたと思ふのが正しくはないであらうか。今や國家は三ヶ年以上に亘つて戦争といふ大消費を續行しつゝ、巨額の國費を投じて主として軍需品の生産擴充を行つて居る。そこに支出された國費は國民の掌中に巨額の購買力として流れ込む。國民は貯蓄を奨励され強制されつゝも、尙且、生活費の膨脹を敢へて爲し得る。それが比較的下層階級の場合には奢侈と謂ふよりは標準生活程度の確保又は幾分かの向上と見るべきは自然の勢であらう。加之、軍需資材の供給確保乃至増進は其反面民需資材の生産又は輸入を制限し、勢力の不足と相俟つて此方面からも物價を昂騰せしめずには措かない。殊に生活必需品の供給不足乃至價格昂騰が著しくなれば、國民の心理的危虞の中に物價の惡循環的騰貴は必然の成行となるを免れない。而して此等の状態は財政膨脹といふ根本的事情の存する限り必然の趨勢である。蓋し財政膨脹を其儘に放置しての物價統制は我國現在の經濟機構の下

に於ては結局一つの緩和策に過ぎない。それは適正價格形成に就いても同じである。財政膨脹下の適正價格は其財政の膨脹度に随つて矢張り上昇する筈である。又貯蓄奨励、消費節約と謂ふも、少くとも現在の國民組織及び國民の心構へでは之に萬全の果效を期待し難い。それも畢竟物價騰貴の緩和策、繰延策に止まる。從來の物價政策は政府及び國民の努力にも拘らず、結局此繰延策の強化の連續に外ならなかつた。勿論此の法規的及び行政的の諸方策は或程度の效果を擧げ得べきであり、又現實に或程度の效果を擧げたと考へられる。併し乍らそれは要するに緩和策、繰延策であつて、根本的な治療策でないのみならず、斯くの如き方策は多くの場合反面に惡影響を與へ、不均衡を増大激化することを保し難い。要するに今迄の物價問題は緩和策、繰延策によつて物價騰貴の危険から極力免れんとしても、其困難なることを教示したる状態の推移に外ならない。政府は今後も種々の手段によつて破綻の懸念の防止に努力するであらう。而して之を效果あらしめるには物價對策は其根源たる膨脹財政に觸れて行くより外途がないのであつて最近二三ヶ月間物價が少しく落着き模様であるのは、金融政策の影響と共に、財政方面の施設に因るものもあらう。蓋し財政の根本的緊縮といふ問題は極めて重大且困難であ

る。併し乍ら現下財政の相當程度の緊縮さへも當面の支那事變の處理無くしては之を有効には實現し得ない。況んや世界の最新勢は高度國防國家の建設に邁進せねばならぬやうになつて來た今日に於ては、更に財政の膨脹を齎すのではあるまいかと思はれる。約言すれば物價問題の解決の成否は結局支那事變の處理、竝に國際狀勢の展開如何に懸つて居る。勿論事變の解決により又國際狀勢の緩和によつて、直ちに物價の騰勢が停止し、國民生活の安定が確保されるとは限らず、戰爭終了後に於てインフレーションの激化が起り得ることは曩の世界大戰の經驗が教へるところである。米内内閣の櫻内藏相は此點に於て深く憂慮せられたやうであるが、それは餘り事實に表れず、今や第二次近衛内閣となつて河田藏相が少しく手を觸れられたが、今後は果して如何なる看點から考慮し且施設せんとして居らるゝや、此點は之と最も密接の關聯を有する外交問題及び國家新體制、特に經濟新體制の問題と共に國民の飛耳張目して知らんと欲するところである。而も之は同時に國民道徳、經濟倫理の問題及び國民生活標準の問題にも基調を置くものであるから、物價の問題も結局は拔本塞源的に此處まで掘下げて論究しなければならぬ。我國には單に獨逸の物價統制などの表面的成功にのみ眩惑されて、更に其根本を爲せる

生産力擴充、經濟組織等の早く十分に完遂されて居つた事情を知らず、又國民精神の緊張が根本的に何に由來するかを深く攻究しない近眼者流も尠しとしない。併し乍ら此等の事情の比較や、將た又世界歴史の一大轉換期に立つ我國將來の動向、竝に對策に就いては此場合一切觸れず、切實に時代の推移を觀取し、財界にも偉大なる天才の出現を翹望しつゝ、茲に擱筆する次第である。(昭和十五年九月八日)

(追記)

校正刷を手にして本稿を一年四ヶ月振りで讀返して見ると、この間の時局の急轉直下眞に著しいものがあつたと同時に、物價問題は益々切實化し、従つて物價政策も顯著なる進展を遂げた。即ち尨大なる軍事豫算が相次いで成立し、一般物資供給の縮減から、經濟の再編成が不可避となり、經濟統制は愈々押進められた。一方需給關係の窮屈化が一般的となり、物價對策としては、公定價格制を全面的に實施すると共に、切符制實施の普及、配給統制規則施行の強化等によつて、配給機構の整備と消費規正とに重點が置かれた。斯くて物價上騰の不安は著しく抑止されたが、他方生産増強と國民生活確保と

の要請愈々重大となり、低物價政策と増産との矛盾是正、公定價格間の調整、消費規正と購買力吸収、勞力及び運輸對策等が喫緊の問題となり、物價政策は一層綜合的有機的たらざるを得なくなつた。而も今や更に對米英宣戰の布告を見、我國は南方に輝かしい前途を期待し得るに至つた。經濟的にも之を一轉機として新しい縦横の施策が必要である。國內各方面には産業統制會の機構が漸次整備せんとし、且國民生活上の消費規正も著しく進み、且それが習熟を見つゝある現狀としては、今後資源の開発、生産の増強、共榮圏内の物資交流等の方面に、經濟政策の果すべき重大なる任務が待つて居り、物價政策も亦此處に一大轉換を爲すべきものがあると思はれる。斯くてこの一年有餘の間に、物價政策は非常に變化し、且進展し來つて居ることを此の際指摘して置くことを必要と考へるのである。(昭和十六年歳末)

